

令和元年度障害者総合福祉推進事業

地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査

報 告 書

令和 2 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

【研究要旨】

1. 事業要旨

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（社会保障審議会障害者部会報告書／平成27年12月14日）において、今後の取組として「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされている。地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応するものである。

具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える」、「体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすいとする支援を提供する体制を整備する」ことなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを求めている。

地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制とっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘がある。また、地域で障害者等やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘がある。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害者等の地域生活を支援する体制の整備を行うため、拠点等の整備を推進していくことが必要である。

拠点等の整備について、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度（令和2年度））の基本指針では、平成32年度末までに「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本」としているが、大部分の市町村が整備途上の段階にあるのが現状である。拠点等には原則、5つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）を備えることが求められるが、地域の実情を踏まえて必要な機能とその充足度の判断は最終的に市町村（特別区を含む。）が行うこととなっている。

こうした背景を踏まえ、本調査研究では、地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査を行った。全国1,741市町村（特別区を含む。）を対象とした悉皆のアンケート調査（有効回答率82.7%）及び18市町村へのヒアリング調査の結果を分析し、拠点等の整備において各市町村が抱える課題を整理した。

<分析結果：拠点等の整備において各市町村が抱える課題>

課題1	令和3年3月末日時点で8割強の市町村が整備予定であるものの、残り2割弱が具体的な整備予定力所数を示せない状況にある。
課題2	地域の課題を共有する場として『自立支援協議会』がうまく機能しないと、拠点等の整備を検討するにあたって行政主導では事業所との調整が難しいことがある。
課題3	基幹相談支援センターを新たに設置するには相談等に対応する職員の人材確保が必要である。
課題4	緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能なケースを受入先となる拠点等が認識できない場合がある。
課題5	医療的ケアを必要とする者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重症化した者への対応を行うための「専門的人材の確保・養成」は、市町村単体で困難。

<考察>

『拠点等があることで各市町村の住民が安心して生活できること』こそが拠点等の在り方であり、そのためにはサポートの場が身近な地域にあることが望ましい。

また、地域の事業者が対応してきた様々な経験を地域の課題として共有し、対応する仕組みを構築するきっかけとなる場として『自立支援協議会』をうまく機能させる必要があり、官民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要である。

2. 事業目的

本調査研究は、拠点等の着実に運営・発展を図るため、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）において把握する拠点等の必要な機能の状況について更新や周知等を行うこと」及び「次期（2021年度）報酬改定の議論で活用するための基礎資料を作成すること」を目的とする。

3. 事業の実施内容

（１）地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査

①アンケート調査

各市町村にとって必要な機能の具体的な内容および充足度を把握するため、全国1,741市町村（特別区を含む。）を調査客体としたアンケート調査（悉皆）を行った。

アンケートの調査項目は以下のとおり。

市町村（特別区を含む。）向けアンケートの調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村の障害者手帳所持者数○ 調査時点における拠点等の整備状況（実績）○ 今後の拠点等の整備予定○ 令和元年10月以降に強化・充実を図る予定の機能○ 備えるのが特に困難な機能とその理由○ 特段必要と考えていない機能○ 障害福祉計画の定期評価の見直しの実施回数○ 地域生活支援拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点）○ 必要な機能とその充足度 |
|---|

本調査の重要性を調査客体に理解していただき、回収率100%を実現するため、調査票の発出は、厚生労働省から各都道府県、各都道府県から管内の市町村の拠点等の担当者に対してメール配信することにより行った。

各都道府県の担当者には、調査専用WebサイトにログインするためのID／パスワードを配布し、管内の市町村の提出状況を閲覧および督促のご協力をお願いした。

回収済み調査票のローデータ化を効率的に行うため、調査専用Webサイトを構築し、調査票は電子調査票（Excel形式）を使用した。

各市町村は、調査専用Webサイトに記入済み電子調査票をアップロードすることで提出した。セキュリティポリシーの関係でインターネット接続できない場合は、提出の代替手段として、疑義照会用のメールアドレスを使用した。

②ヒアリング調査

本研究では、地域生活支援拠点等の整備状況に関する先行調査の結果（地域の実情に応じて整備し、うまく活用している市町村・圏域とそうでない市町村）、及び、人口規模や地域性に関する公的統計データを勘案し、拠点等の整備状況に関する詳細を聞き取り調査（ヒアリング）により深掘りするべく、調査・分析の対象となる市町村を選定した。

厚生労働省の協力のもとで、ヒアリング対象の候補となる24市町村に調査協力依頼を行い、最終的に承諾が得られた市町村は下表のとおりであった。なお、ヒアリングの実施にあたっては、圏域で整備済み、又は圏域で整備予定の市町村に関しては、同一圏域の市町村と合同で実施し、一つの事例集に取り纏めた。

ヒアリングの調査項目は以下のとおり。

市町村向けヒアリングの調査項目

- 概要
 - ・ 障害者の状況（令和元年10月1日時点）、所属している圏域 ／等
- 整備のプロセス
 - ・ 整備の検討、経緯、今後の方向性
- 拠点等における支援の事例
 - ・ 利用者の属性、利用した経緯、利用の効果 ／等
- 整備類型ごとの傾向、特徴、概要
 - ・ 令和元年10月1日時点の整備状況、拠点等のイメージ ／等
- 既に備えている機能の現状と課題（整備済みの場合のみ）
- 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細（整備済みの場合のみ）
- 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

（２）調査結果の分析・取り纏め

①回収状況と基礎集計

アンケート調査で得られた回答データに基づき、集計グラフを作成した。

②事例集の作成

ヒアリング調査の結果に基づき、調査対象の市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備状況に関する事例集を作成した。

③必要な機能の充足度に関する塗分け統計地図（コロプレス図）の描画

アンケート調査で得られた回答データに基づき、「必要な機能の充足度」に関する塗分け統計地図（コロプレス図）を作成した。

4. 調査の結果

全国1,741市町村（特別区を含む。）を調査客体としたアンケート調査（悉皆）の結果は以下のとおり。

＜拠点等の整備状況（令和元年10月1日、令和2年3月末日、令和2年3月末日の3時点）＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が8.7%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が11.8%、「未整備」が79.6%であった。また、「市町村単独で整備済み」又は「圏域の市町村と共同で整備済み」（以下、「整備済み」という。）の市町村は、20.4%であった。

令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定のカ所数をみると、「1カ所」が37.6%、「2カ所以上」が0.8%であった。一方、「0カ所」は61.6%を占めていた。令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定が0カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口1万人未満」が27.6%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が18.9%の順で多かった。次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が21.2%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が14.6%の順で多かった。

令和3年3月末日時点における拠点等の整備予定のカ所数をみると、「1カ所」が81.4%、「2カ所以上」が1.5%であった。一方、「0カ所」は17.1%を占めていた。令和3年3月末日時点における拠点等の整備予定が0カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口1万人未満」が43.2%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が22.3%の順で多かった。次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が42.8%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が34.7%の順で多かった。

＜令和元年 10 月以降に強化・充実を図る予定の機能＞

令和元年10月以降に市町村単独で強化・充実を図る予定の機能をみると、「相談」が36.1%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ・対応」が32.5%の順で多かった。一方、「市町村単独で機能を強化・充実させる予定はない」は46.2%であった。

令和元年10月以降に圏域の市町村と共同で強化・充実を図る予定の機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が39.7%で最も多く、次いで「相談」が34.9%の順で多かった。一方、「圏域の市町村と共同で機能を強化・充実させる予定はない」は38.8%であった。

＜備えるのが特に困難な機能＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

選択した機能について、備えるのが困難である理由は以下のとおりであった。

①【相談】においては、「24時間365日の相談支援体制の構築」が85.5%で最も多く、次いで「専門職員の確保（相談支援専門員等）」が68.0%の順で多かった。②【緊急時の受け入れ・対応】においては、「緊急時に備えて受入先の空き室・空床の確保」が89.7%で最も多く、次いで「社会資源の確保」が64.6%の順で多かった。③【体験の機会・場】においては、「共同生活援助等を提供する受入先の空き室・空床の確保」が88.3%で最も多く、次いで「社会資源の確保（グループホーム等）」が74.1%の順で多かった。④【専門的人材の確保・養成】においては、「養成する人材の確保」が86.3%で最も多く、次いで「専門職員の確保（医師・看護師等）」が74.0%の順で多かった。⑤【地域の体制づくり】においては、「専門職員の確保」が70.8%で最も多く、次いで「コーディネーターの確保」が68.4%の順で多かった。

＜特段必要と考えていない機能＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、令和元年10月1日時点で特段必要と考えていない機能をみると、「体験の機会・場」が最多で2.0%であった。一方、「何らかの機能が必要と考えている」と回答した市町村は、90.5%であった。人口規模別にみると、いずれの人口規模においても「何らかの機能が必要と考えている」が最も大きな割合を占めており、「人口20万人以上30万人未満」の市町村が100%で最も多く、次いで「人口4万人以上5万人未満」の市町村が95.5%の順で多かった。

＜障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村を対象として、平成31年4月1日～令和元年9月末迄の半年間で、障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数をみると、「0回」が66.4%で最も多く、次いで「1回」が29.5%、「2回以上」が4.1%の順で多かった。「うち、拠点等の整備に関するもの」についても同様の傾向が見られ、「0回」が77.7%で最も多く、次いで「1回」が19.5%、「2回以上」が2.7%の順で多かった。

＜地域生活支援拠点等の整備状況（令和元年 10 月 1 日時点、整備類型別）＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「市町村単独で整備済み」と回答した市町村を対象として、市町村単独で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型 1 カ所」が64.8%で最も多く、次いで「多機能拠点型 1 カ所」が13.6%の順で多かった。

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村を対象として、圏域で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型 1 カ所」が79.4%で最も多く、次いで「多機能拠点型 1 カ所」が9.4%の順で多かった。

＜必要な機能とその充足度（令和元年 10 月 1 日時点、整備類型別）＞

令和元年 10 月 1 日時点における「拠点等 1」の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が 42.3%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が 57.3%であった。さらに、「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村について、共同で整備する市町村の数の分布をみると、「5 市町村」が 28.3%で最も多く、次いで「7 市町村以上」が 18.7%の順で多かった。

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村について、5つの機能の必要性を聞いたところ、「必要と考えている」と回答した市町村は9割を超えており、「相

談」が98.0%、「緊急時の受け入れ・対応」が97.3%、「体験の機会・場」が94.9%、「専門的人材の確保・養成」が97.6%、「地域の体制づくり」が98.0%であった。

5つの機能について「必要と考えている」と回答した市町村について、その充足度を聞いたところ、以下のとおりであった。

①【相談】においては、「概ね十分」が50.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が34.5%の順で多かった。②【緊急時の受け入れ・対応】においては、「概ね十分」が56.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が25.6%の順で多かった。③【体験の機会・場】においては、「やや不十分」が40.3%で最も多く、次いで「概ね十分」が34.2%の順で多かった。④【専門的人材の確保・養成】においては、「やや不十分」が50.0%で最も多く、次いで「概ね十分」が24.5%の順で多かった。⑤【地域の体制づくり】においては、「概ね十分」が47.7%で最も多く、次いで「やや不十分」が35.2%の順で多かった。

5. 分析・考察

本調査研究では、地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査を行った。全国1,741市町村（特別区を含む。）を対象とした悉皆のアンケート調査（有効回答率82.7%）及び18市町村へのヒアリング調査の結果を分析し、拠点等の整備において各市町村が抱える課題を整理した。

<分析結果：拠点等の整備において各市町村が抱える課題>

課題1：令和3年3月末日時点で8割強の市町村が整備予定であるものの、残り2割弱が具体的な整備予定力所数を示せない状況にある。

拠点等の整備状況を「令和元年10月1日」「令和2年3月末日」「令和3年3月末日」の3つの時点で比較すると、令和元年10月末日時点で整備済みの市町村は全体の20.4%であるのに対し、令和2年3月末日時点では38.4%（「1カ所」が37.6%、「2カ所以上」が0.8%）で18.0pt増加、令和3年3月末日時点で82.9%（「1カ所」が81.4%、「2カ所以上」が1.5%）で前年度より44.5pt増加となっており、各市町村が拠点等の整備に向けて具体的な検討を行っている、或いは、検討を予定しているものと推察される。

一方、令和3年3月末日時点で「0カ所」の市町村は全体の17.1%を占めている。人口規模別にみると「人口規模1万人未満」が43.2%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が22.3%、「人口5万人以上10万人未満」が11.4%の順で多かった。

次に、これらの人口規模の市町村について特段必要と考えていない機能をみると、いずれの人口規模の市町村においても「何らかの機能が必要と考えている」の割合が最も多く、「人口1万人以上2万人未満」が94.1%で最も多く、次いで「人口5万人以上10万人未満の市町村」が91.0%、「人口1万人未満」が85.1%の順で多かった。

さらに、これらの市町村の自由回答をみると、「今後設置予定の協議会において必要となる機能などの整理を行ったうえで整備の方針を決定予定であるため、現時点では未定。」や「圏域での設置を目指しているが、協議の場が成立していないため、単独設置の方向性を検討中」などの理由が挙げられており、本調査の実施時点では具体的な整備予定の力所数を示せない状況にある。

課題2：地域の課題を共有する場として『自立支援協議会』がうまく機能しないと、拠点等の整備を検討するにあたって行政主導では事業所との調整が難しいことがある。

【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】のヒアリング結果によると、各事業所は自事業所の利用者に対する支援は責任を持って実施しており、法人や事業所で自己完結的なところが多かったため、地域課題に主体的に関わってもらうことが難しく、それ故に拠点等を整備する必要性を共有することが難しかったとのことであった。

行政では、これまで「相談」や「緊急時の受入・対応」等の機能ごとにワーキンググループを設置し、地域の相談支援専門員や施設の管理者等と話し合いの場を設けたものの、その場で出た意見には、「（拠点等が存在しなくても）今まで何とかなってきたではないか。」というものが多く、議論が進まない状況であった。

このように、行政主導では整理が難しいケースもあり、自立支援協議会において地域の課題として官

民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要である。

課題3：基幹相談支援センターを新たに設置するには相談等に対応する職員の人材確保が必要である。

【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】のヒアリング結果によると、地域の課題として特に「緊急時の受入先としての短期入所」を早急に整備する必要があることから、先行して圏域内に「基幹相談支援センター」を設置し、同センター（地域相談、委託相談の事業所）を活用する予定であるが、相談等に対応する職員の人材確保が課題である。

このように、新たに基幹相談支援センターを設置・運営にあっては、財政的な支援策（制度等）を必要とする自治体も存在する。

課題4：緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能なケースを受入先となる拠点等が認識できない場合がある。

「緊急時の受け入れ・対応」を備えるのが困難である理由についてアンケートデータをみると、「緊急時の定義があいまいの中、どのような状況が緊急にあたるのかわからない」といった意見があった。また、「緊急時の受け入れ・対応」においては受入先となるグループホーム等での空床確保が前提となるが、これは事業者側のコスト負担になることから、自治体が指定する「空床」に対する報酬等があると空床確保が容易になるのではないかといった意見も得られた。

一方、【三木町（香川県）】では、「緊急時の受入・対応」⇒「体験の機会・場」、「相談支援」⇒「障害福祉サービス」へと繋ぐことができたの支援の事例があり、これらのケースの中には、緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能であったが、受け入れ先の拠点等には当時その認識がなく、利用者が使用する布団や着替え等は、本町からの委託費で賄ったとのことであった。

このように、現行の障害福祉サービス等報酬上の評価が既に存在していても、受入先となる拠点等が認識できていないケースがみられた。

課題5：医療的ケアを必要とする者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重症化した者への対応を行うための「専門的人材の確保・養成」は、市町村単体で困難。

「専門的人材の確保・養成」を必要と考えている市町村（令和元年10月1日時点で整備済み）の充足度についてアンケートデータをみると、「やや不十分」又は「不十分」は71.3%を占めていた。一方、令和元年10月1日時点で未整備の市町村が「専門的人材の確保・養成」を備えるのが困難である理由についてアンケートデータをみると、「人材育成は市町村単体では困難。県所管が望ましい。」や「基幹相談支援センターや自立支援協議会（部会）において、地域の福祉人材のスキルアップの取り組みを積極的に実施しているため。」といった理由が挙げられた。

このように、専門的人材の確保・養成は必要であるが、拠点の機能として整備する必要があるならば、市町村単位や圏域単位ではなく、県所管で基幹相談支援センターがその役割を担うといったやり方も考えられる。

<考察>

『拠点等があることで各市町村の住民が安心して生活できること』こそが拠点等の在り方であり、そのためにはサポートの場が身近な地域にあることが望ましい。

また、地域の事業者が対応してきた様々な経験を地域の課題として共有し、対応する仕組みを構築するきっかけとなる場として『自立支援協議会』をうまく機能させる必要があり、官民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要である。

6. 検討委員会の実施状況

本調査研究では、検討委員会は設置していない。

7. 成果等の公表計画

事業成果の活用方法として、取りまとめた調査報告書を貴省及び当社ホームページに掲載することで、事業の成果を広く情報発信する。

当社ホームページのオピニオンコーナー※は、官公庁のお客様や、マスコミ各社をはじめ、多くの方の絵に触れる機会があることから、本事業の結果や、新たな考察・分析結果をコラムと併せて掲載する。

※ <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/column/index.html>

◆◆目 次◆◆

I. 調査研究の概要	1
1. 背景	1
2. 目的	2
3. 実施内容及び手法	2
(1) 地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査	2
①アンケート調査	2
②ヒアリング調査	3
(2) 調査結果の分析・取り纏め	5
①回収状況と基礎集計	5
②事例集の作成	5
③必要な機能の充足度に関する塗り分け統計地図（コロプレス図）の描画	5
II. アンケート調査の結果	6
0. 回収状況	6
1. 市町村の障害者手帳所持者数	7
2. 調査日時点における拠点等の整備状況（実績）	8
3. 今後の拠点等の整備予定	9
(1) 令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定の力所数	9
(2) 令和3年3月末日時点における拠点等の整備予定の力所数	11
4. 令和元年10月以降に強化・充実を図る予定の機能	13
(1) 市町村単独で強化・充実を図る場合	13
(2) 圏域の市町村と共同で強化・充実を図る場合	14
5. 備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】	15
6. 特段必要と考えていない機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】	19
7. 障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数【令和元年10月1日時点で「整備済み」】	22
8. 地域生活支援拠点等の整備状況【令和元年10月1日時点で「整備済み」】	23
(1) 市町村単独で整備済み拠点等の数	23
(2) 圏域の市町村と共同で整備済み拠点等の数	23
(3) 圏域で整備する際に留意していること	24
9. 必要な機能とその充足度【令和元年10月1日時点で「整備済み」】	25
(1) 「拠点等1」の整備状況	25
(2) 5つの機能の必要性	26
(3) 必要な機能の充足度	27
(4) 地域の実情に応じた独自の機能要件	30
III. 地域生活支援拠点等の整備に関する事例集	31
A. 未整備群	32
A101. 【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】	32
A102. 【竜王町（滋賀県）】	36
A103. 【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】	39
A104. 【筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市（福岡県筑紫圏域）】	43
A105. 【大宜味村（沖縄県）】	47
B. 整備済み群	53
B101. 【安城市（愛知県）】	53
B102. 【海南市・紀美野町（和歌山県海南海草圏域）】	60
B103. 【三木町（香川県）】	65
IV. 必要な機能の充足度マップ	70
1. 分析方法	70
(1) 充足度スコアの定義	70
(2) 充足度スコアの作成方法	70
(3) 充足度マップの表示に関する注意事項	71
2. 分析結果	72
(1) 必要な機能の充足度スコアの全国順位	72

①相談.....	72
②緊急時の受け入れ・対応.....	73
③体験の機会・場.....	74
④専門的人材の確保・養成.....	75
⑤地域の体制づくり.....	76
(2) 都道府県別の充足度マップ.....	77
V. 総括	78
(1) 調査方法.....	78
(2) 調査結果.....	80
①アンケート調査.....	80
②ヒアリング調査.....	82
(3) 拠点等の整備において各市町村が抱える課題の整理.....	89
(4) 拠点等を整備した後の運営の在り方について.....	91

I. 調査研究の概要

1. 背景

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（社会保障審議会障害者部会報告書／平成27年12月14日）において、今後の取組として「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされている。地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応するものである。

具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える」、「体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備する」ことなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを求めている。

地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘がある。また、地域で障害者等やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘がある。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害者等の地域生活を支援する体制の整備を行うため、拠点等の整備を推進していくことが必要である。

拠点等の整備について、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度（令和2年度））の基本指針では、平成32年度末までに「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本」としているが、大部分の市町村が整備途上の段階にあるのが現状である。拠点等には原則、5つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）を備えることが求められるが、地域の実情を踏まえて必要な機能とその充足度の判断は最終的に市町村（特別区を含む。）が行うこととなっている。

2. 目的

本調査研究は、拠点等の着実に運営・発展を図るため、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）において把握する拠点等の必要な機能の状況について更新や周知等を行うこと」及び「次期（2021年度）報酬改定の議論で活用するための基礎資料を作成すること」を目的とする。

3. 実施内容及び手法

（１）地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査

①アンケート調査

各市町村にとって必要な機能の具体的な内容および充足度を把握するため、各市町村（特別区を含む。）を調査客体としたアンケート調査（悉皆）を行った。

調査項目と実施方法は以下のとおり。

図表 I -3-1 市町村（特別区を含む。）向けアンケートの調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村の障害者手帳所持者数○ 調査時点における拠点等の整備状況（実績）○ 今後の拠点等の整備予定○ 令和元年10月以降に強化・充実を図る予定の機能○ 備えるのが特に困難な機能とその理由○ 特段必要と考えていない機能○ 障害福祉計画の定期評価の見直しの実施回数○ 地域生活支援拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点）○ 必要な機能とその充足度 |
|---|

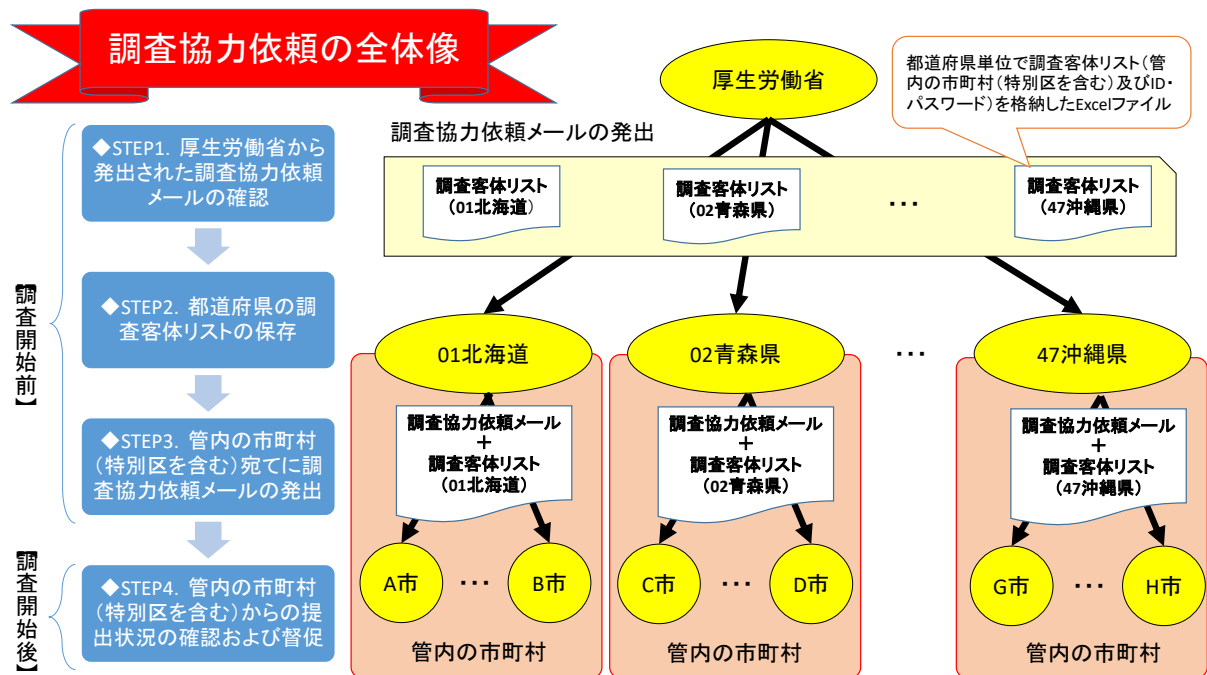
本調査の重要性を調査客体に理解していただき、回収率100%を実現するため、調査票の発出は、厚生労働省から各都道府県、各都道府県から管内の市町村の拠点等の担当者に対してメール配信することにより行った。

各都道府県の担当者には、調査専用WebサイトにログインするためのID／パスワードを配布し、管内の市町村の提出状況を閲覧および督促のご協力をお願いした。

回収済み調査票のローデータ化を効率的に行うため、調査専用Webサイトを構築し、調査票は電子調査票（Excel形式）を使用した。

各市町村は、調査専用Webサイトに記入済み電子調査票をアップロードすることで提出した。セキュリティポリシーの関係でインターネット接続できない場合は、提出の代替手段として、疑義照会用のメールアドレスを使用した。

図表 I-3-2 市町村（特別区を含む。）向けアンケートの実施方法



②ヒアリング調査

本研究では、地域生活支援拠点等の整備状況に関する先行調査の結果（地域の実情に応じて整備し、うまく活用している市町村・圏域とそうでない市町村）、及び、人口規模や地域性に関する公的統計データを勘案し、拠点等の整備状況に関する詳細を聞き取り調査（ヒアリング）により深掘りするべく、調査・分析の対象となる市町村を選定した。

図表 I-3-3 ヒアリング対象の候補（24市町村）

地域区分	A. 未整備群	B. 整備済み群
北海道	A1.北海道小清水町	B1.北海道沼田町 B2.北海道深川市
東北	A2.福島県三春町	B3.宮城県岩沼市
関東	A3.千葉県館山市 A4.千葉県鋸南町	B4.神奈川県大和市
甲信越	—	B5.長野県川上村 B6.長野県北相木村 B7.山梨県山梨市
東海北陸	A5.岐阜県笠松町 A6.静岡県裾野市	B8.愛知県安城市 B9.愛知県一宮市
近畿	A7.滋賀県竜王町	B10.和歌山県海南市
中国・四国	A8.岡山県備前市	B11.香川県三木町

地域区分	A. 未整備群	B. 整備済み群
九州・沖縄	A9.福岡県筑紫野市 A10.福岡県春日市 A11.福岡県大野城市 A12.沖縄県大宜味村	B12.熊本県芦北町

図表 I-3-3-1 24市町村の分布（人口規模・整備状況別）

人口規模	北海道	東北	関東	甲信越	東海北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄
人口1万人未満	A1,B1	—	A4	B5,B6	—	—	—	A12
人口1万人以上2万人未満	—	A2	—	—	—	A7	—	B12
人口2万人以上3万人未満	B2	—	—	—	A5	—	B11	—
人口3万人以上4万人未満	—	—	—	B7	—	—	A8	—
人口4万人以上5万人未満	—	B3	A3	—	—	—	—	—
人口5万人以上10万人未満	—	—	—	—	A6	B10	—	—
人口10万人以上20万人未満	—	—	—	—	B8	—	—	A9,A10,A11
人口20万人以上30万人未満	—	—	B4	—	—	—	—	—
人口30万人以上	—	—	—	—	B9	—	—	—

図表 I-3-3-2 24市町村の分布（人口規模別・整備状況別）

人口規模	未整備群	整備途上群	機能充実群Ⅰ	機能充実群Ⅱ	機能充実群Ⅲ
人口1万人未満	A1,A4,A12	—	—	B5,B6	B1
人口1万人以上2万人未満	A2,A7	—	—	—	B12
人口2万人以上3万人未満	A5	—	—	B11	B2
人口3万人以上4万人未満	A8	B7	—	—	—
人口4万人以上5万人未満	A3	—	—	B3	—
人口5万人以上10万人未満	A6	B10	—	—	—
人口10万人以上20万人未満	A9,A10,A11	—	—	B8	—
人口20万人以上30万人未満	—	—	B4	—	—
人口30万人以上	—	—	B9	—	—

※表頭の「整備途上群、機能充実群Ⅰ～Ⅲ」は、公表資料をもとに本調査研究において独自に設定したもの。

※参考資料： 地域生活支援拠点等の好事例集（厚生労働省ホームページに掲載）、
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査の調査結果 等

図表 I -3-4 市町村向けヒアリングの調査項目

- 概要
 - ・ 障害者の状況（令和元年10月1日時点）、所属している圏域 ／等
- 整備のプロセス
 - ・ 整備の検討、経緯、今後の方向性
- 拠点等における支援の事例
 - ・ 利用者の属性、利用した経緯、利用の効果 ／等
- 整備類型ごとの傾向、特徴、概要
 - ・ 令和元年10月1日時点の整備状況、拠点等のイメージ ／等
- 既に備えている機能の現状と課題（整備済みの場合のみ）
- 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細（整備済みの場合のみ）
- 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

（２）調査結果の分析・取り纏め

①回収状況と基礎集計

アンケート調査で得られた回答データに基づき、集計グラフを作成した。

☞【本報告書 第Ⅱ章】

②事例集の作成

ヒアリング調査の結果に基づき、調査対象の市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備状況に関する事例集を作成した。

☞【本報告書 第Ⅲ章】

③必要な機能の充足度に関する塗り分け統計地図（コロプレス図）の描画

アンケート調査で得られた回答データに基づき、「必要な機能の充足度」に関する塗り分け統計地図（コロプレス図）を作成した。

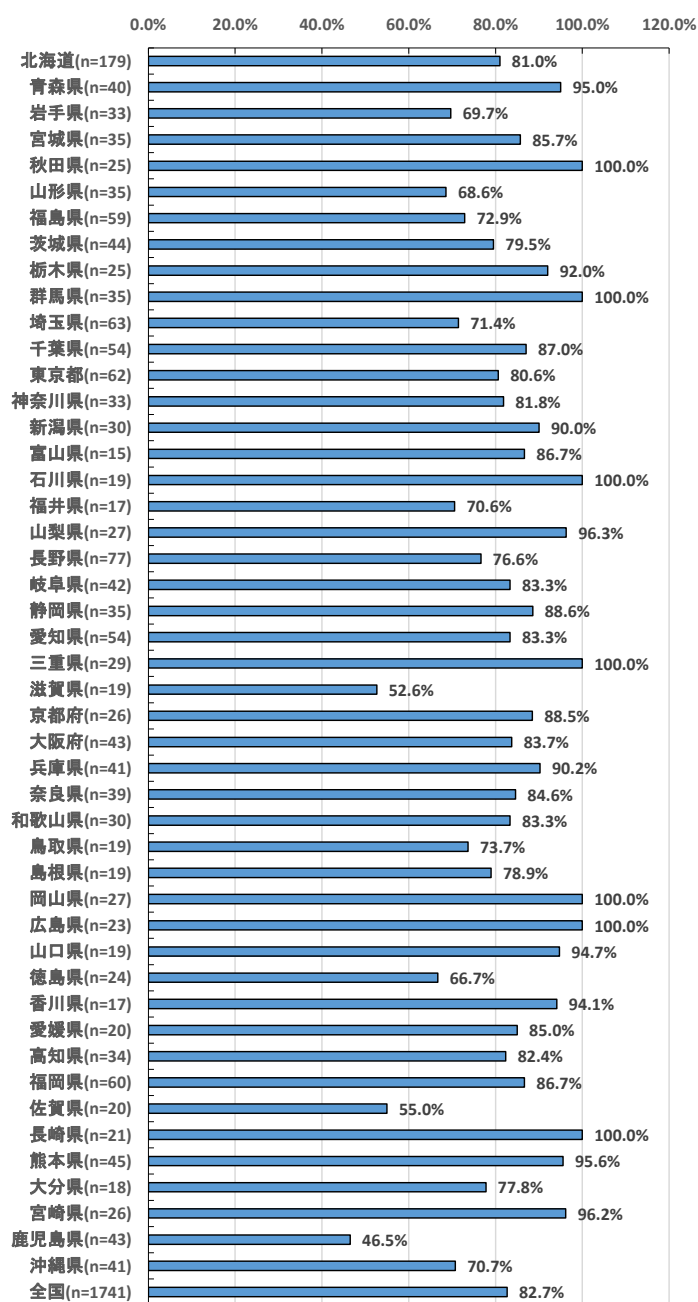
☞【本報告書 第Ⅳ章、資料A】

Ⅱ. アンケート調査の結果

0. 回収状況

本調査では、全国 1,741 市町村（特別区を含む。）を対象としたオンラインまたは電子メールによる悉皆調査を実施したところ、1,439 市町村から有効回答を得られ、市町村全体の有効回答率は 82.7%であった。都道府県別の有効回答率の分布は以下のとおりであった。

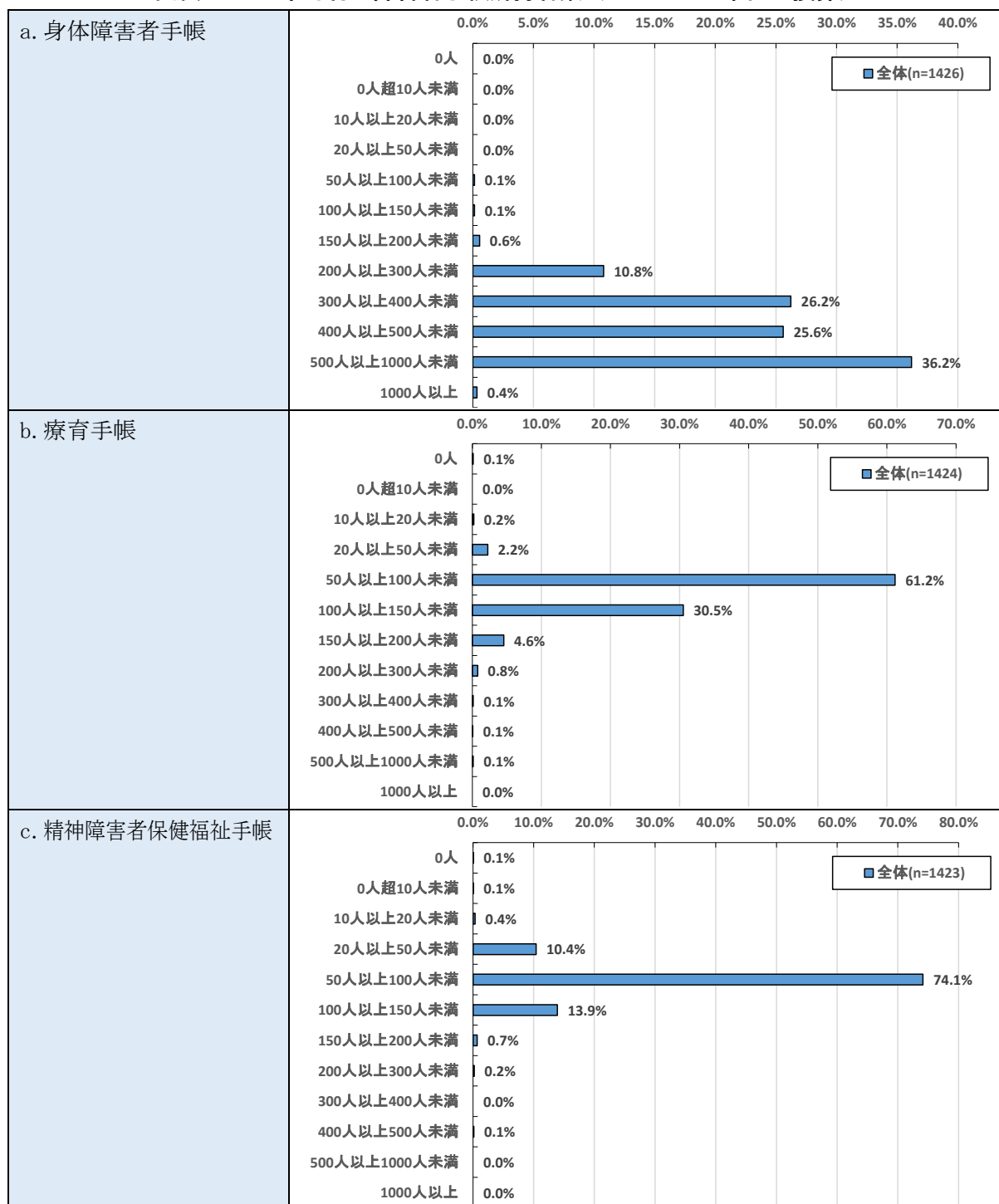
図表 Ⅱ-0 都道府県別の有効回答数の分布（有効回答数n=1,439）



1. 市町村の障害者手帳所持者数

本調査で有効回答の市町村を障害者手帳所持者数（人口1万人単位で換算）の規模別にみると、構成比率の分布は以下のとおりであった。

図表 II-1 市町村の障害者手帳所持者数（人口1万人単位で換算）

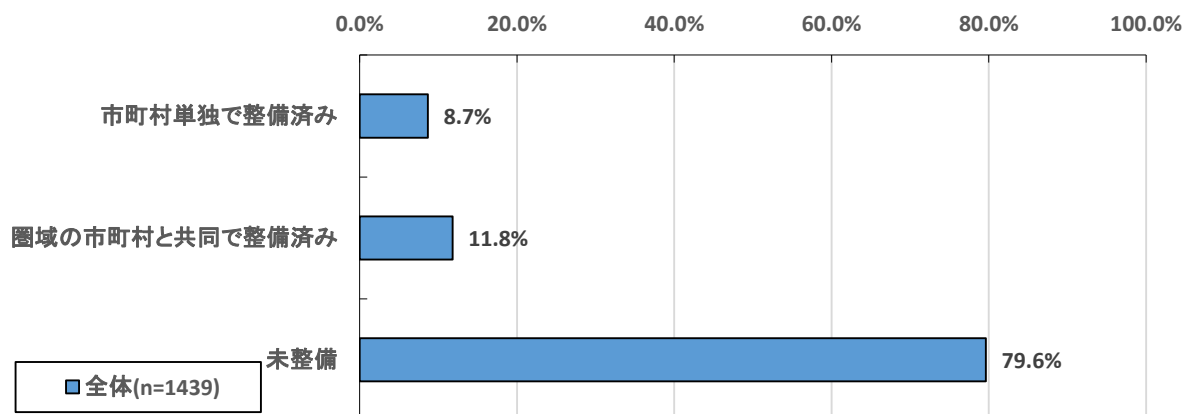


2. 調査日時点における拠点等の整備状況（実績）

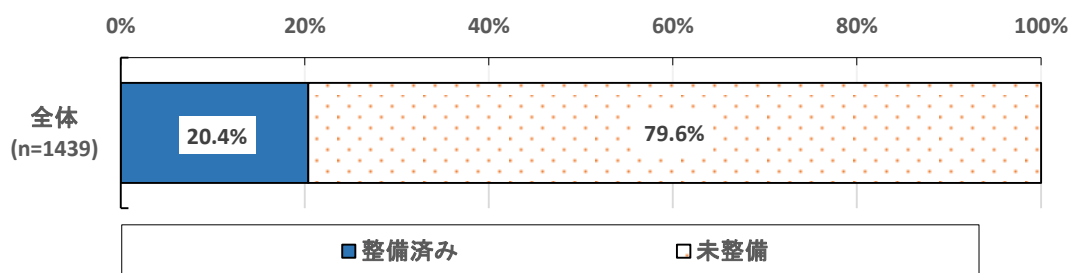
令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が8.7%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が11.8%、「未整備」が79.6%であった。

また、「市町村単独で整備済み」又は「圏域の市町村と共同で整備済み」（以下、「整備済み」という。）の市町村は、20.4%であった。

図表 II-2a 拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点、複数回答）



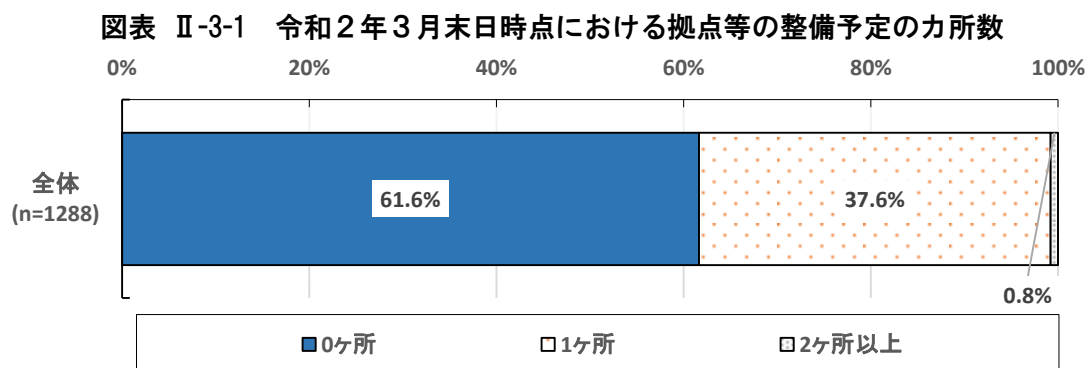
図表 II-2b 拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点）



3. 今後の拠点等の整備予定

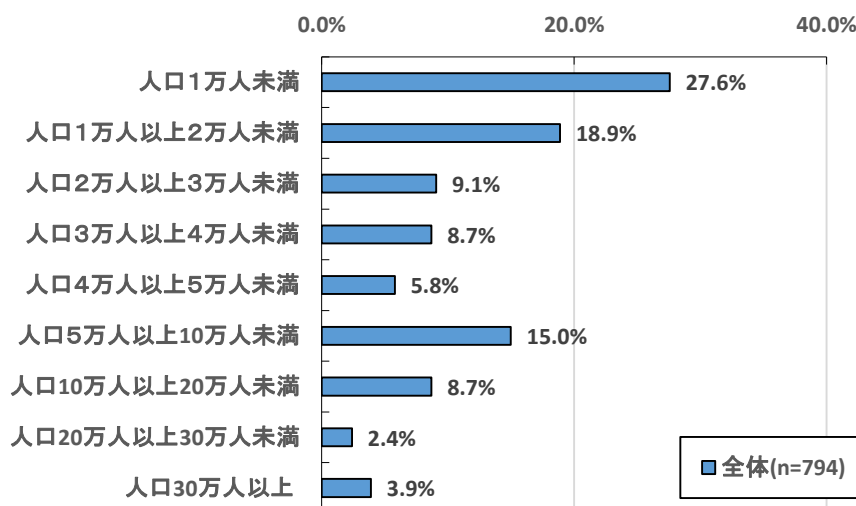
(1) 令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定の力所数

令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定の力所数をみると、「1カ所」が37.6%、「2カ所以上」が0.8%であった。一方、「0カ所」は61.6%を占めていた。



令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定が0カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口1万人未満」が27.6%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が18.9%の順で多かった。

図表 II-3-1-1 令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定が0カ所の市町村(人口規模別)



次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が21.2%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が14.6%の順で多かった。

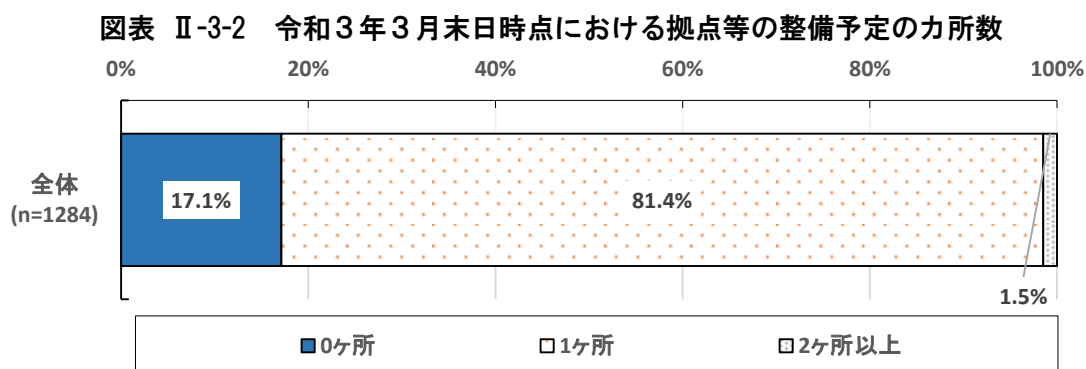
図表 II-3-1-2 令和2年3月末日時点における拠点等の整備予定のカ所数（パターン別）

パターン			左記のパターンに該当する市町村数(件)	構成割合(%)
市町村単独で整備予定	圏域の市町村と共同で整備予定	その他		
0カ所	0カ所	0カ所	794	61.6%
1カ所	0カ所	0カ所	188	14.6%
0カ所	1カ所	0カ所	273	21.2%
0カ所	0カ所	1カ所	23	1.8%
1カ所	1カ所	0カ所	4	0.3%
2カ所以上	0カ所	0カ所	6	0.5%
全体			1288	100.0%

※表頭の3項目全てが有効回答の市町村を集計対象とした。

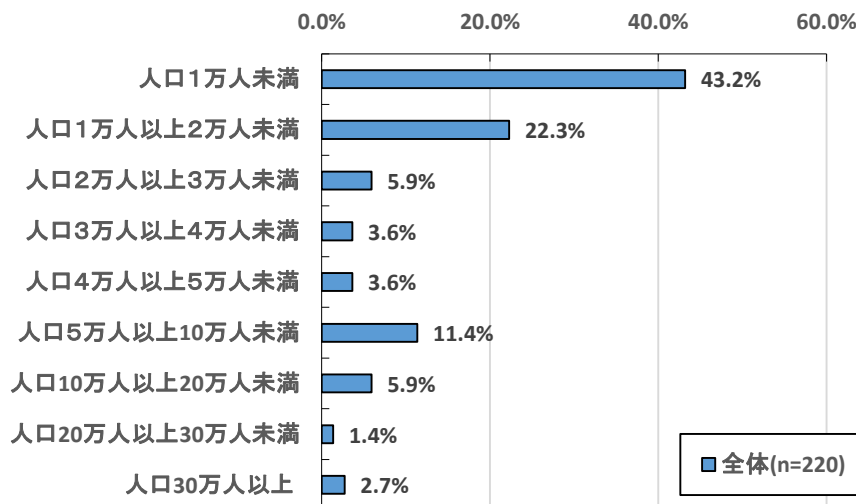
（２）令和３年３月末日時点における拠点等の整備予定の力所数

令和３年３月末日時点における拠点等の整備予定の力所数をみると、「１カ所」が81.4%、「２カ所以上」が1.5%であった。一方、「０カ所」は17.1%を占めていた。



令和３年３月末日時点における拠点等の整備予定が０カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口１万人未満」が43.2%で最も多く、次いで「人口１万人以上２万人未満」が22.3%の順で多かった。

図表 Ⅱ-3-2-1 令和３年３月末日時点における拠点等の整備予定が０カ所の市町村（人口規模別）



次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が42.8%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が34.7%の順で多かった。

図表 II-3-2-2 令和3年3月末日時点における拠点等の整備予定のカ所数（パターン別）

パターン			左記のパターンに該当する市町村数(件)	構成割合(%)
市町村単独で整備予定	圏域の市町村と共同で整備予定	その他		
0カ所	0カ所	0カ所	220	17.1%
1カ所	0カ所	0カ所	445	34.7%
0カ所	1カ所	0カ所	550	42.8%
0カ所	0カ所	1カ所	50	3.9%
1カ所	1カ所	0カ所	8	0.6%
1カ所	0カ所	1カ所	2	0.2%
0カ所	0カ所	0カ所	1	0.1%
2カ所以上	0カ所	0カ所	8	0.6%
全体			1284	100.0%

※表頭の3項目全てが有効回答の市町村を集計対象とした。

※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

- ・ 自立支援協議会専門部会からの情報等を基に現状把握を実施していく。
- ・ 広大な市域に人口が分散しているため、市全域を一体として捉え、整備する必要がある。
- ・ 検討段階に至っていない
- ・ 先ずは各市町において整備を進め、どうしても足りない資源は近隣の市町と連携して整備する。
- ・ 既存施設・社会資源・人的資源で機能が果たせるのか検討が必要。
- ・ 基幹相談支援センター設置と併せ検討中。
- ・ 広域で設置予定 / 等

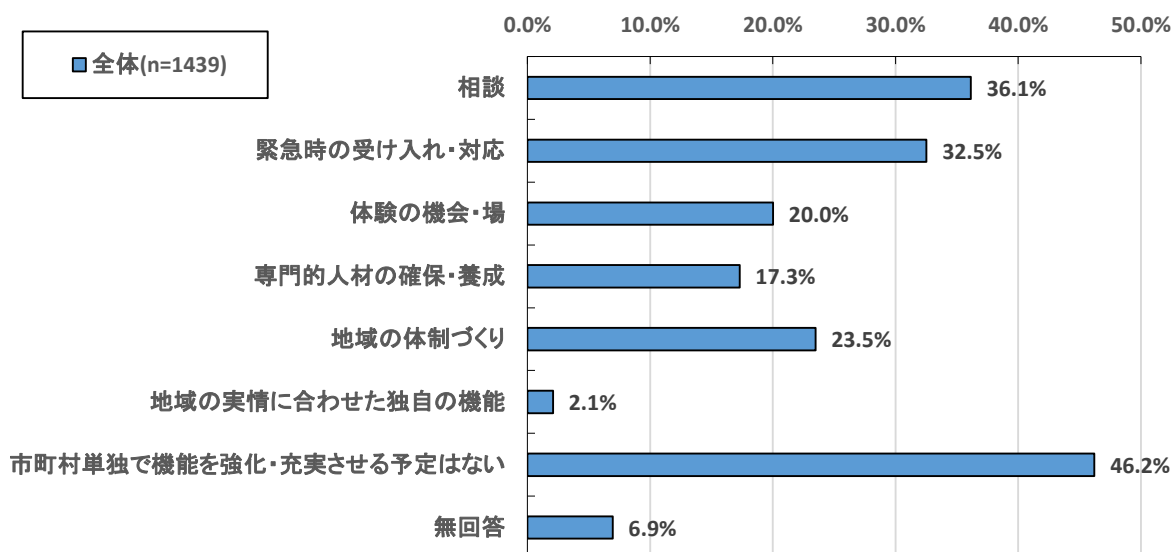
4. 令和元年10月以降に強化・充実を図る予定の機能

(1) 市町村単独で強化・充実を図る場合

令和元年10月以降に市町村単独で強化・充実を図る予定の機能をみると、「相談」が36.1%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ・対応」が32.5%の順で多かった。

一方、「市町村単独で機能を強化・充実させる予定はない」は46.2%であった。

図表 II-4-1 令和元年10月以降に市町村単独で強化・充実を図る予定の機能



※地域の実情に合わせた独自の機能として、次のものが挙げられた。

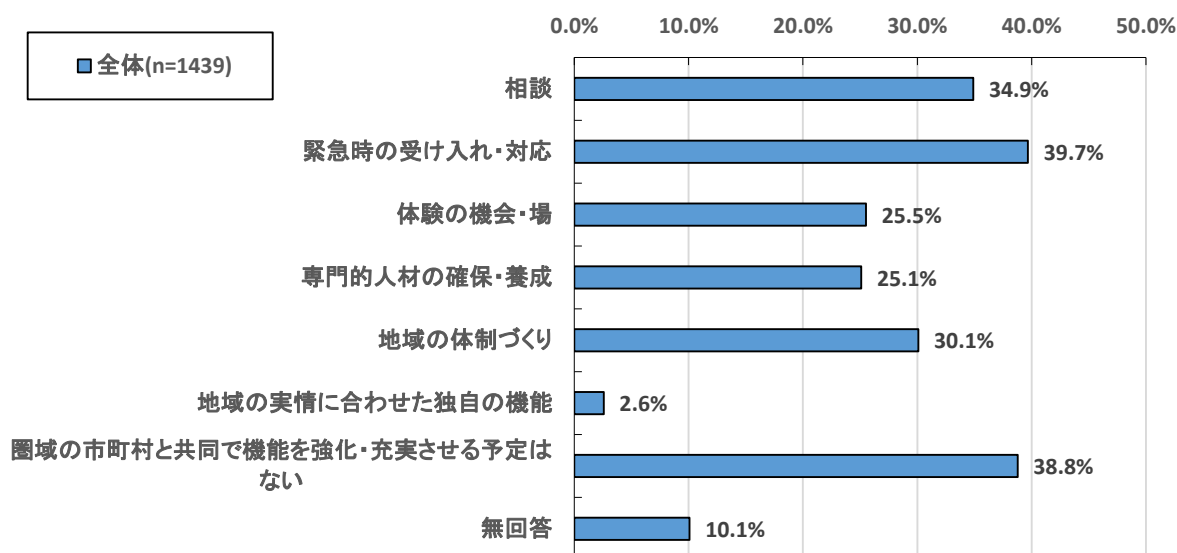
- ・ 共同住宅等の空き状況を把握し、住まいの場を提供する機能
- ・ 障害者だけではなく、高齢者、児童など多様性のある拠点
- ・ 主に重症心身障害児受入れ可能な通所施設の確保
- ・ あんしんノート
- ・ 総合相談窓口設置（包括・基幹・成年後見・生活困窮）
- ・ 緊急時の駆けつけ機能
- ・ ピアサポート活動
- ・ 地域住民ボランティアの育成・活動支援等
- ・ 障害別ごと専門性を活かした体制づくり
- ・ 啓発事業
- ・ 障害者見守り支援
- ・ 災害時要援護者支援
- ・ 障害児の日中一時預かり / 等

（２）圏域の市町村と共同で強化・充実を図る場合

令和元年10月以降に圏域の市町村と共同で強化・充実を図る予定の機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が39.7%で最も多く、次いで「相談」が34.9%の順で多かった。

一方、「圏域の市町村と共同で機能を強化・充実させる予定はない」は38.8%であった。

図表 Ⅱ-4-2 令和元年10月以降に圏域の市町村と共同で強化・充実を図る予定の機能



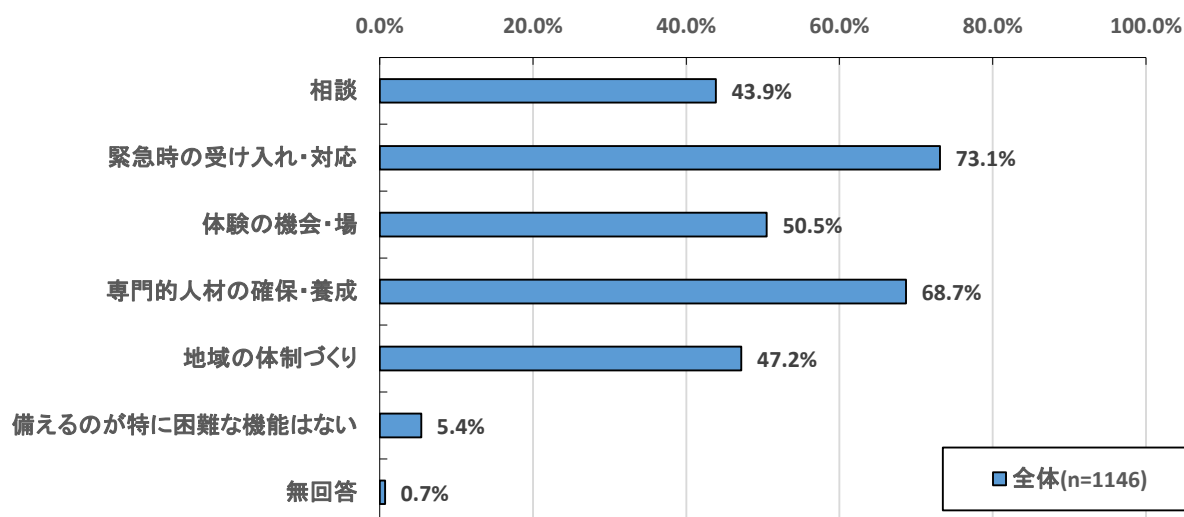
※地域の実情に合わせた独自の機能として、次のものが挙げられた。

- ・ 共同住宅等の空き状況を把握し、住まいの場を提供する機能
- ・ 多機能拠点と面的整備の併用
- ・ コーディネーターの配置
- ・ 近隣市の状況を踏まえて対応
- ・ 強度行動障害の対応については医療との連携を図る

5. 備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

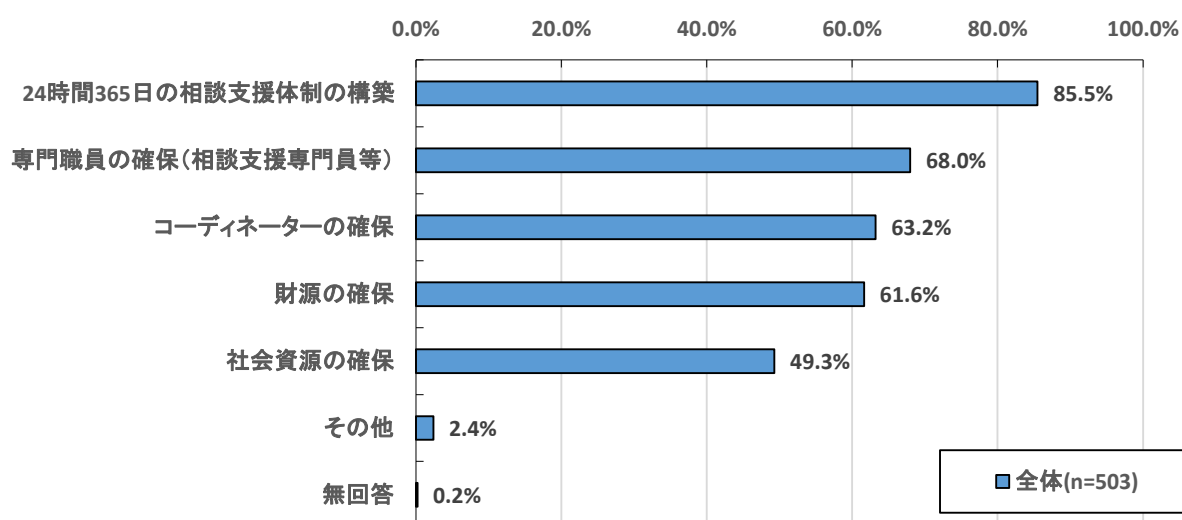
図表 II-5-1 備えるのが特に困難な機能（令和元年10月1日時点で「未整備」の市町村）



選択した機能について、備えるのが困難である理由は以下のとおりであった。

【相談】においては、「24時間365日の相談支援体制の構築」が85.5%で最も多く、次いで「専門職員の確保（相談支援専門員等）」が68.0%の順で多かった。

図表 II-5-2a 備えるのが困難である理由【相談】



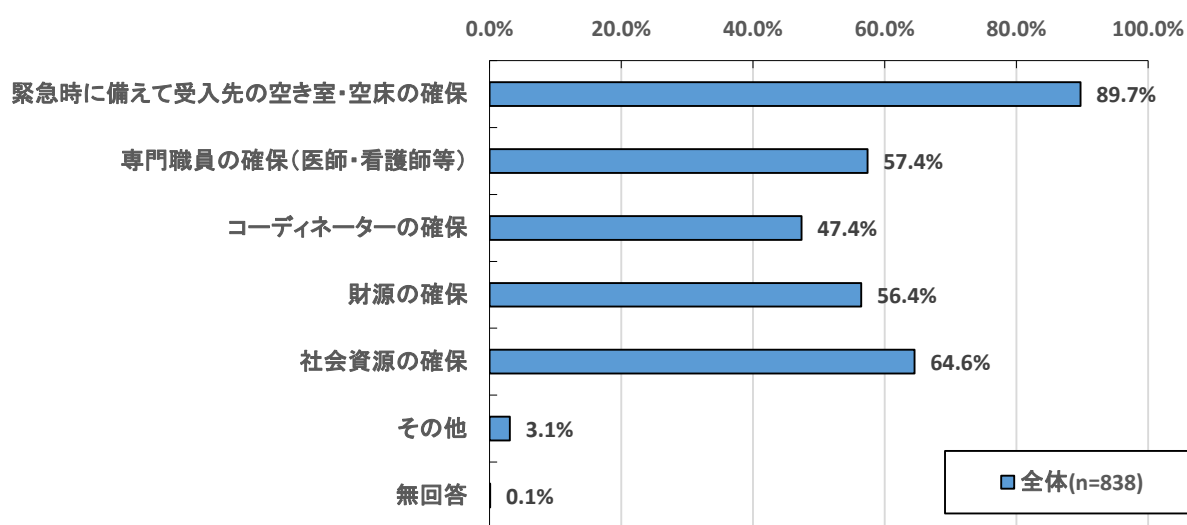
※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

- ・相談支援専門員のスキル向上が困難
- ・事業所と協議し、早朝・夜間・休日の対応がどこまで可能かが課題

- ・広域すぎるため、事業所へのアクセスが悪い（1時間圏内でも数カ所のみ）。
- ・基幹相談支援センターがないため
- ・市域が広く1ヵ所の基幹となる相談支援事業所だけでは対応が難しい。
- ・委託相談と特定相談等の棲み分けができていない
- ・離島のため / 等

【緊急時の受け入れ・対応】においては、「緊急時に備えて受入先の空き室・空床の確保」が89.7%で最も多く、次いで「社会資源の確保」が64.6%の順で多かった。

図表 II-5-2b 備えるのが困難である理由【緊急時の受け入れ・対応】

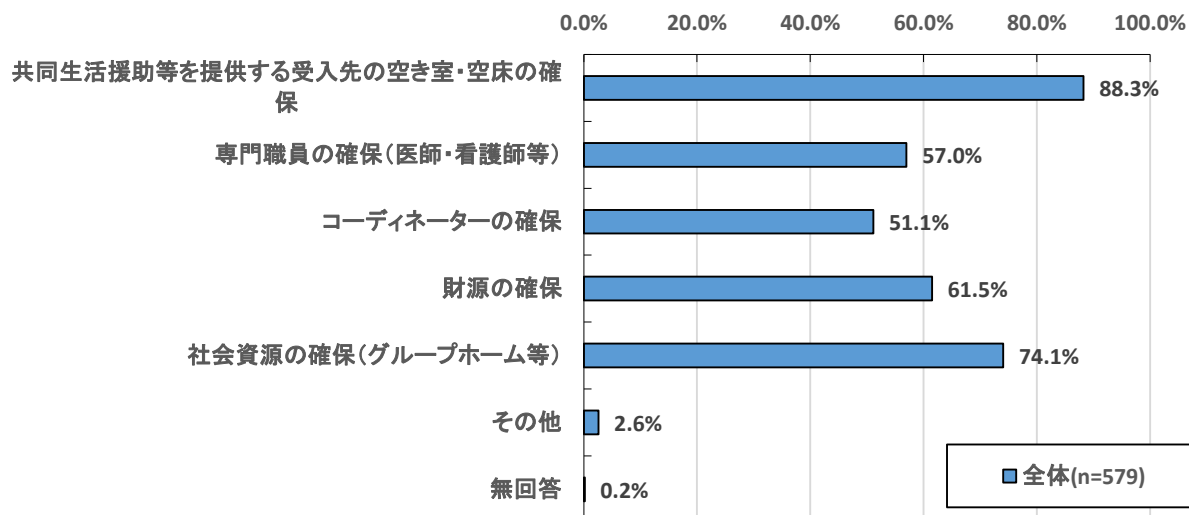


※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

- ・医療的ケア児、重度心身障害（児）者、強度行動障害（児）者への対応できる場、受入先の確保が困難
- ・緊急時に備えての受入れ対象者の検討と登録作業
- ・夜間・休日の速やかな対応、移動（山間部かつ広範囲なため）
- ・「緊急」の認識の整理・共有、受入システムの整理
- ・医療機関（訪問看護含む）との連携 / 等

【体験の機会・場】においては、「共同生活援助等を提供する受入先の空き室・空床の確保」が88.3%で最も多く、次いで「社会資源の確保（グループホーム等）」が74.1%の順で多かった。

図表 II-5-2c 備えるのが困難である理由【体験の機会・場】

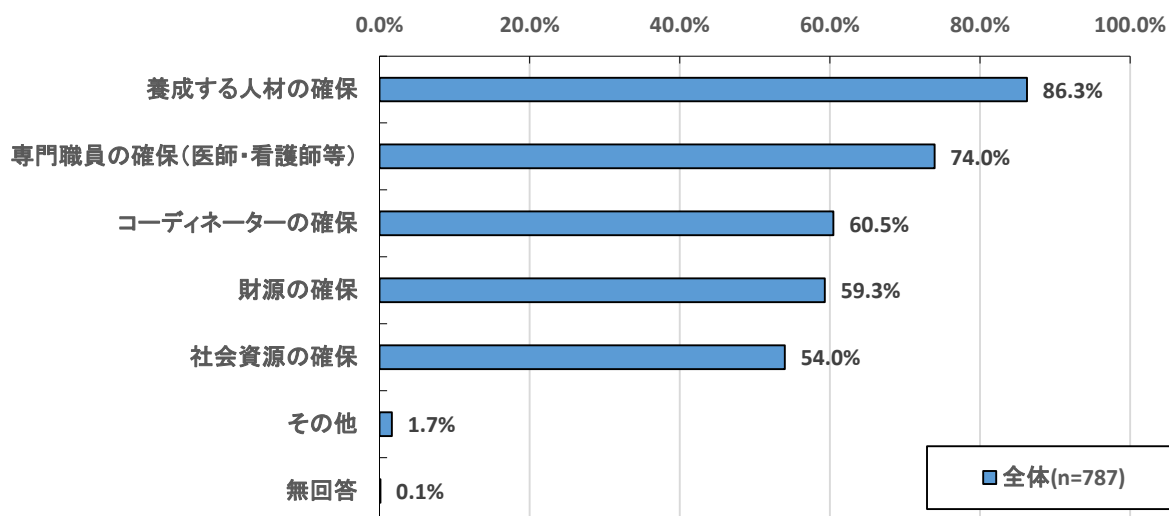


※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

- ・地域移行支援の対象者となる方や、親元からの自立を希望している対象者の把握ができていない
- ・支援員や世話人の質の向上
- ・全ての障がい種別への対応、医療的ケアへの対応
- ・事業所利用を前提とした体験とのすみ分け、一人暮らしの体験の場の確保 / 等

【専門的人材の確保・養成】においては、「養成する人材の確保」が86.3%で最も多く、次いで「専門職員の確保（医師・看護師等）」が74.0%の順で多かった。

図表 II-5-2d 備えるのが困難である理由【専門的人材の確保・養成】



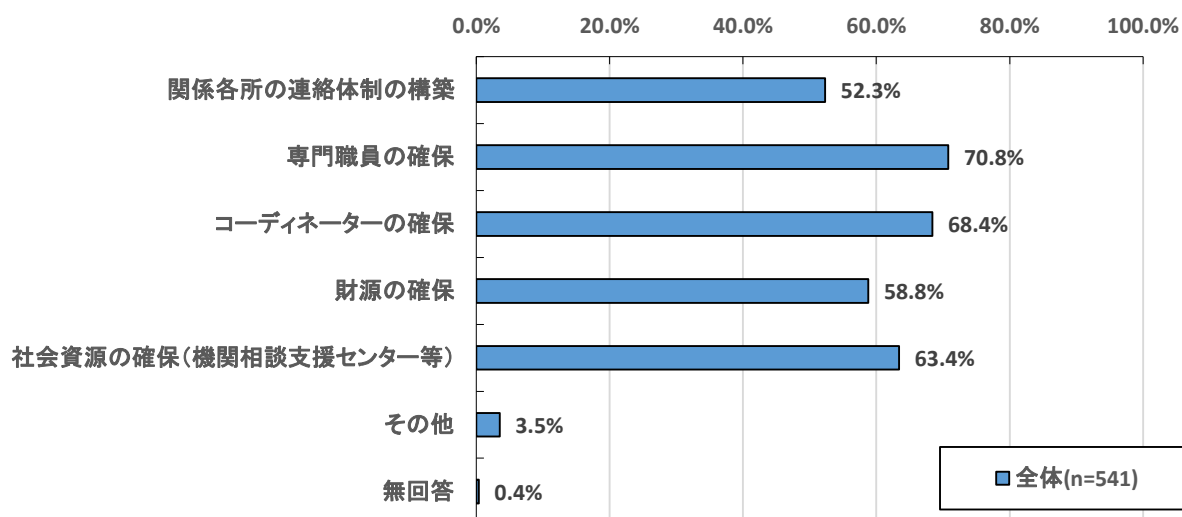
※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

- ・人材養成の場の提供

- ・医療的ケアを必要とする者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重症化した者への対応を行う体制ができていない
- ・育成のためのノウハウが無い。
- ・専門的人材の確保・養成以前に障害福祉系の法人が不足している
- ・福祉人材の定着
- ・人材育成に関する体系的なプログラムが未整備
- ・福祉現場職員の確保が厳しい状況

【地域の体制づくり】においては、「専門職員の確保」が70.8%で最も多く、次いで「コーディネーターの確保」が68.4%の順で多かった。

図表 II-5-2e 備えるのが困難である理由【地域の体制づくり】



※その他の具体的な内容として、次のものが挙げられた。

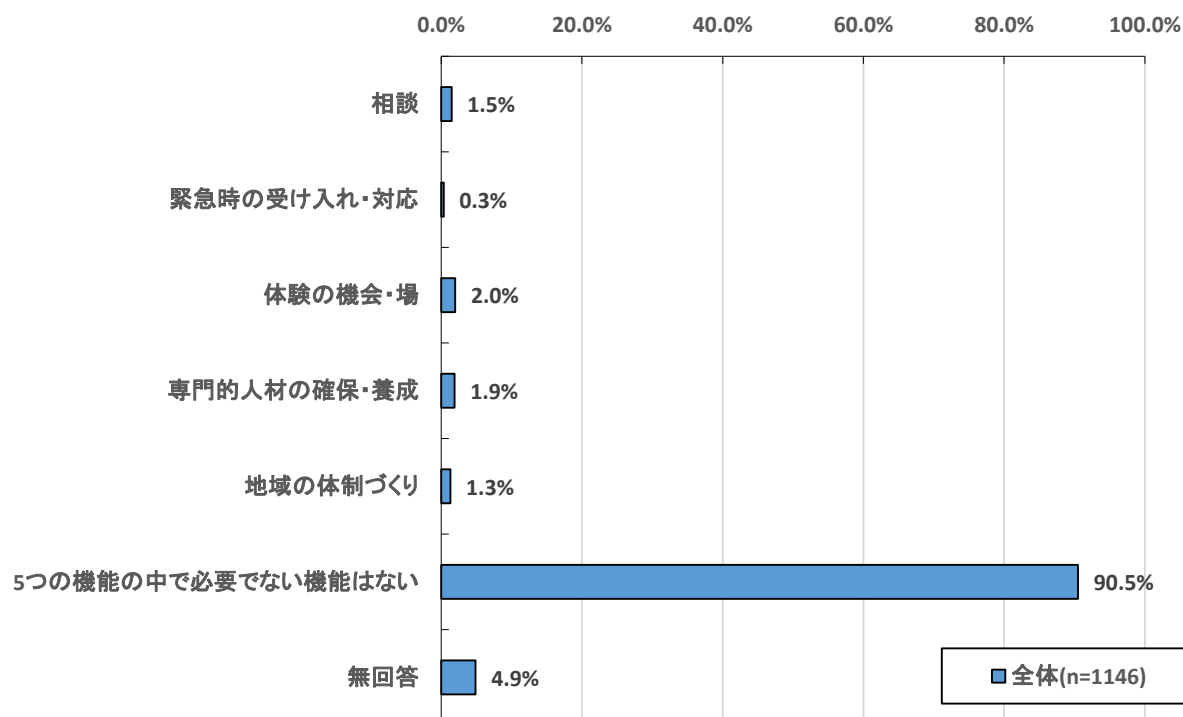
- ・町内に相談支援事業所や居住支援のための機能なし
- ・ノウハウがない
- ・基幹相談支援センターができていない
- ・地域支援者の支援力の向上
- ・拠点の核となる事業所が決まっていない
- ・地域住民との協働
- ・地域支援力向上に向けた協働意識が未醸成
- ・コーディネーターの役割が不明確
- ・委託相談の予算確保が難しく、計画相談の併用でないと事業所運営が成り立たない

6. 特段必要と考えていない機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、令和元年10月1日時点で特段必要と考えていない機能をみると、「体験の機会・場」が最多で2.0%であった。

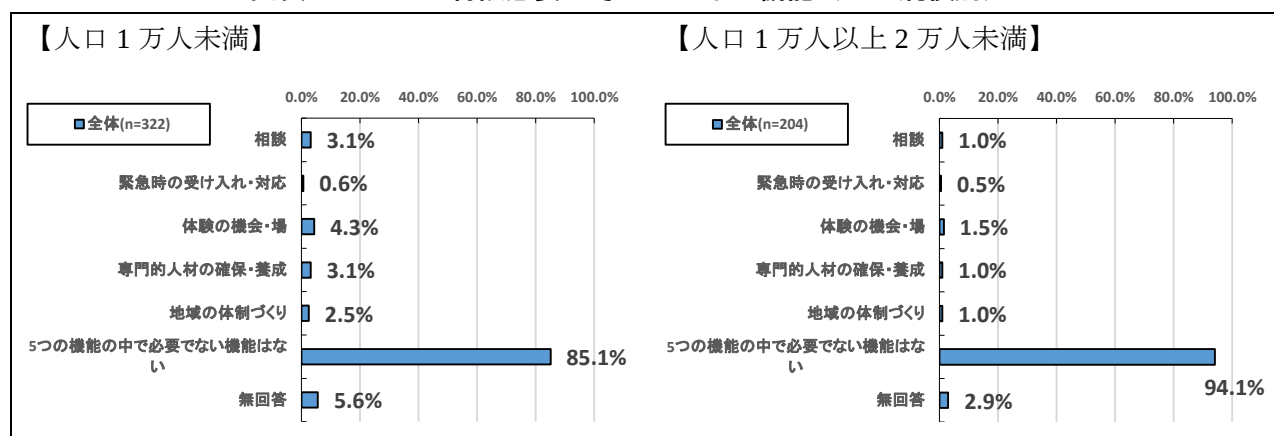
一方、「5つの機能の中で必要でない機能はない」と回答した市町村は、90.5%であった。

図表 II-6-1 特段必要と考えていない機能

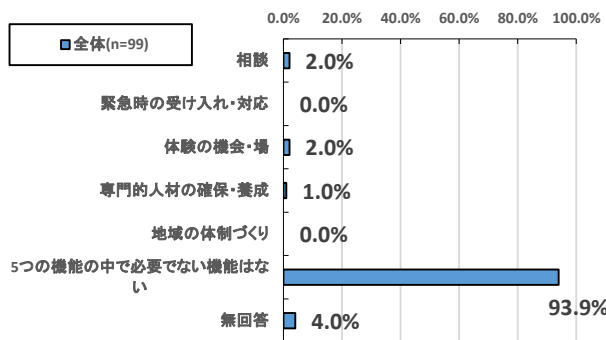


人口規模別にみると、いずれの人口規模においても「何らかの機能が必要と考えている」が最も大きな割合を占めており、「人口20万人以上30万人未満」の市町村が100%で最も多く、次いで「人口4万人以上5万人未満」の市町村が95.5%の順で多かった。

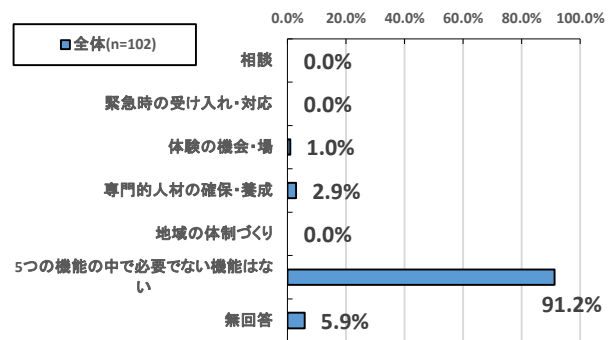
図表 II-6-1-1 特段必要と考えていない機能（人口規模別）



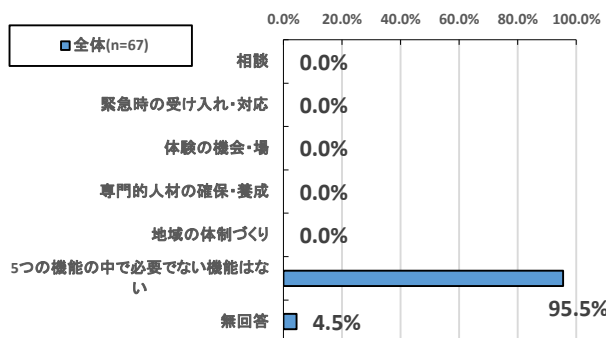
【人口 2 万人以上 3 万人未満】



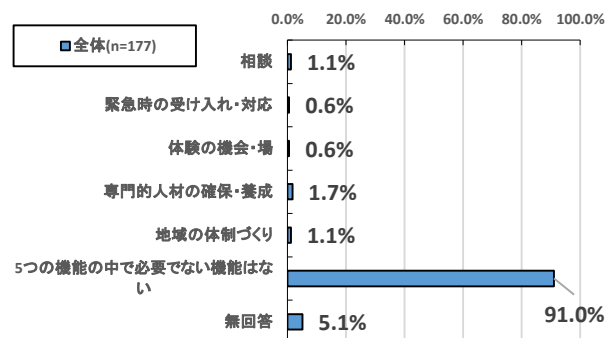
【人口 3 万人以上 4 万人未満】



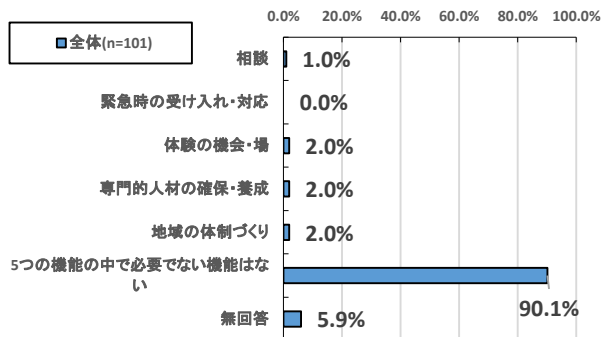
【人口 4 万人以上 5 万人未満】



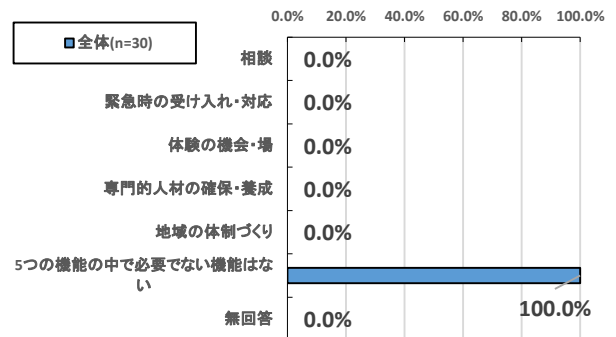
【人口 5 万人以上 10 万人未満】



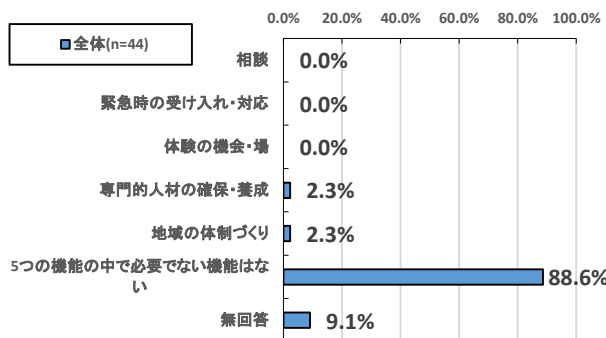
【人口 10 万人以上 20 万人未満】



【人口 20 万人以上 30 万人未満】



【人口 30 万人以上】



選択した機能について、特段必要と考えていない理由を機能ごとにみると、以下の内容が挙げられた。

図表 Ⅱ-6-2 特段必要と考えていない理由（令和元年10月1日時点で「未整備」の市町村）

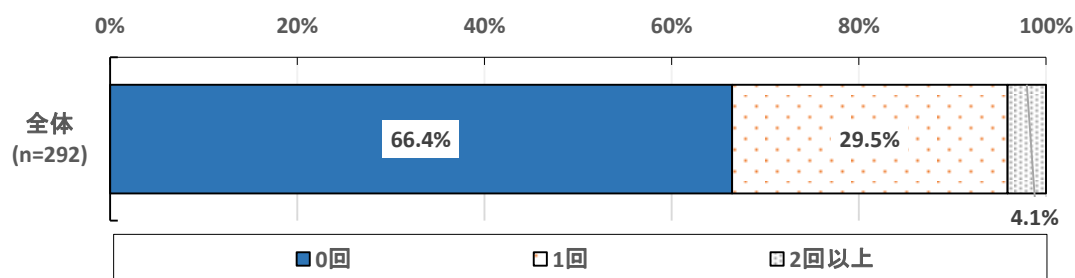
a. 相談	・市担当窓口及び一般相談支援事業所に委託している部分で対応できている ・相談支援センターへ障がい者等への基本相談などの業務を委託しているため。 ・指定特定相談事業の実施など他の事業で対応できるため。 ・自治体として規模が小さく連携がとりやすいため、通常業務の中で実施できている。 ・現行体制で業務遂行に支障をきたさないため ・現状の委託相談等で対応できている。24時間までは必要と思えない。／等
b. 緊急時の 受け入れ・対応	・緊急時の定義があいまいの中、どのような状況が緊急にあたるのかわからない。 ・人口が少ないため対象者も少なく、費用対効果がない。／等
c. 体験の機会・場	・例えば、宿泊という体験の機会の観点では良い経験の一つではあるが、障がい特性が強い人にとっては、実際の「場」と違うのであれば混乱をきたす恐れがある。 ・将来的にグループホームや障害者施設への入所がニーズとしてある利用者には、事前に短期入所サービスなどを利用いただいている。 ・体験利用などは現在も受け入れ可能な体制が出来ている ・事業者の共同生活援助の形態が多様化しており、単身生活の体験については、共同生活援助を利用することで疑似体験が可能と思われるため。 ・体験希望者については、事業所の協力のもと対応できており、大きなトラブルや事業所側からの苦情・要望等も発生していないため。 ・人口が少ないため対象者も少なく、費用対効果がない。／等
d. 専門的人材の 確保・養成	・人材育成は市町村単体では困難。県所管が望ましい。 ・基幹相談支援センターや自立支援協議会（部会）において、地域の福祉人材のスキルアップの取り組みを積極的に実施しているため。 ・専門的人材の確保・養成は必要であるが、拠点の機能として整備する必要があるならば、基幹相談支援センターがその役割を担うべきと考えるから。 ・専門的人材の育成は市町の単位では実施が極めて困難と考えるため（県の単位で） ・自治体規模も考慮すると、県等がコーディネーターを配置し、各市町の事業所に向けて巡回して講座を行うといった方法も考えられるため。／等
e. 地域の体制 づくり	・現状で行政の各課や各関係機関等との連携が取れており、必要性が高くない。 ・基幹相談支援センターや自立支援協議会（部会）において、地域の社会資源の連携の取り組みを積極的に実施しているため。 ・地域自立支援協議会を中心とする既存の体制で、現状大きな問題もなく機能している。 ・顔の見える関係性が法人、病院、行政とできており、困りごとがあれば協議する場もある。 ・他課と連携しての地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。／等

7. 障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数【令和元年10月1日時点で「整備済み」】

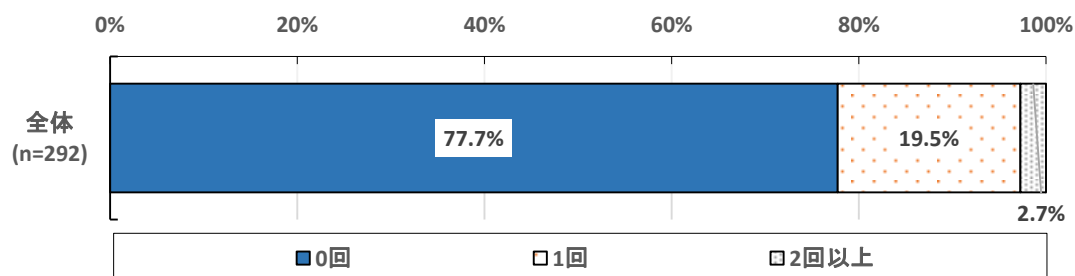
令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村を対象として、平成31年4月1日～令和元年9月末迄の半年間で、障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数をみると、「0回」が66.4%で最も多く、次いで「1回」が29.5%、「2回以上」が4.1%の順で多かった。

「うち、拠点等の整備に関するもの」についても同様の傾向が見られ、「0回」が77.7%で最も多く、次いで「1回」が19.5%、「2回以上」が2.7%の順で多かった。

図表 II-7-1 障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数（n：無回答を除く）



図表 II-7-2 うち、拠点等の整備に関するもの（n：無回答を除く）



8. 地域生活支援拠点等の整備状況【令和元年10月1日時点で「整備済み」】

（１）市町村単独で整備済み拠点等の数

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「市町村単独で整備済み」と回答した市町村を対象として、市町村単独で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型1カ所」が64.8%で最も多く、次いで「多機能拠点型1カ所」が13.6%の順で多かった。

図表 II-8-1 市町村単独で整備済みの拠点等の数（整備類型別）

整備類型のパターン					左記のパターンに該当する市町村数(件)	構成割合(%)
a.整備済み拠点等の数	b.うち、多機能拠点型	c.うち、面的整備型	d.うち、多機能拠点型と面的整備型の併用型	e.その他		
1カ所	1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	17	13.6%
1カ所	0カ所	1カ所	0カ所	0カ所	81	64.8%
1カ所	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所	16	12.8%
1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	5	4.0%
2カ所以上					6	4.8%
全体					125	100.0%

（２）圏域の市町村と共同で整備済み拠点等の数

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村を対象として、圏域で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型1カ所」が79.4%で最も多く、次いで「多機能拠点型1カ所」が9.4%の順で多かった。

図表 II-8-2 圏域で整備済みの拠点等の数の分布（整備類型別）

整備類型のパターン					左記のパターンに該当する市町村数(件)	構成割合(%)
a.整備済み拠点等の数	b.うち、多機能拠点型	c.うち、面的整備型	d.うち、多機能拠点型と面的整備型の併用型	e.その他		
1カ所	1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	16	9.4%
1カ所	0カ所	1カ所	0カ所	0カ所	135	79.4%
1カ所	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所	7	4.1%
1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	11	6.5%
2カ所	0カ所	2カ所	0カ所	0カ所	1	0.6%
全体					170	100.0%

（３）圏域で整備する際に留意していること

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村について、圏域で整備する際に留意していることをみると、以下の内容が挙げられた。

図表 II-8-3 圏域で整備する際に留意していること

- ・圏域市町村及び事業所間の連携、連絡体制
- ・経費の負担割合
- ・市町村ごとに、既存の相談支援体制や、障害福祉担当の業務内容・範囲が異なるため、それらの差異に留意しながら、協議をすすめること。
- ・圏域に所在するすべての事業所が拠点として機能できるような働きかけ
- ・一律で勧められるように月一での調整
- ・既存の事業所による迅速かつ万全の対応を促進するための報酬・加算等の制度整備
- ・緊急時のケースに対応できるよう、体験の場の提供
- ・障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備及び地域生活における安心・安全の確保。
- ・地域定着支援台帳の整備、行政・基幹・輪番法人で台帳管理の実施。
- ・地域資源を有効活用するための面的整備
- ・圏域内の短期入所事業所の協力体制の拡充
- ・障がい者の支援に係る関係機関が、それぞれの立場で可能な支援等について認識を高めていくとともに、緊急的な場面を事前回避するためのサービス等利用計画の作成、これに基づく地域の体制の在り方の研究・検討の実施。
- ・地域アドバイザー、圏域の市町村及び圏域の社会資源との情報共有、意見集約
- ・各市町村で、認識のズレがないように、密に連絡や情報交換の実施。（圏域会議等で決まったことや持ち帰って事業所に伝えることは、正しく伝え、足並みをそろえて進めている。）
- ・行政、相談支援事業所等のコアメンバーにて、綿密な情報共有や意見交換の実施。
- ・目標設定を明確にし、関係者が課題や問題点、目標達成に至るまでのプロセス等の共通認識をもって整備していくことが重要であるため、基幹相談支援センターが中心となって関係者が情報を共有し、情報交換できる体制を整備している。
- ・原則事前登録制としている。コーディネーターが事前にアセスメント調査を行い、本人・家族と話し合いながらクライシスプランを作成し、短期入所の体験等を重ねながら緊急時に備えている。しかし、アセスメント調査や短期入所事業所との調整等、緊急事態が発生する以前の業務に付いてはコーディネーターへの加算はなく、費用面以外にも、制度改正で計画期間が短縮されたことから相談支援事業所の業務が増え、コーディネーターの受け手がないので利用希望者の登録が進まない状況である。

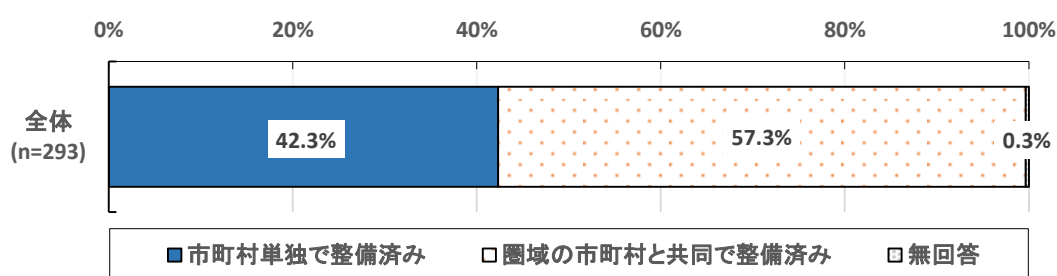
9. 必要な機能とその充足度【令和元年10月1日時点で「整備済み」】

本節では、令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村を対象として、整備済み拠点等1カ所（拠点等1）について、整備状況と必要な機能とその充足度の調査結果を示す。

（１）「拠点等1」の整備状況

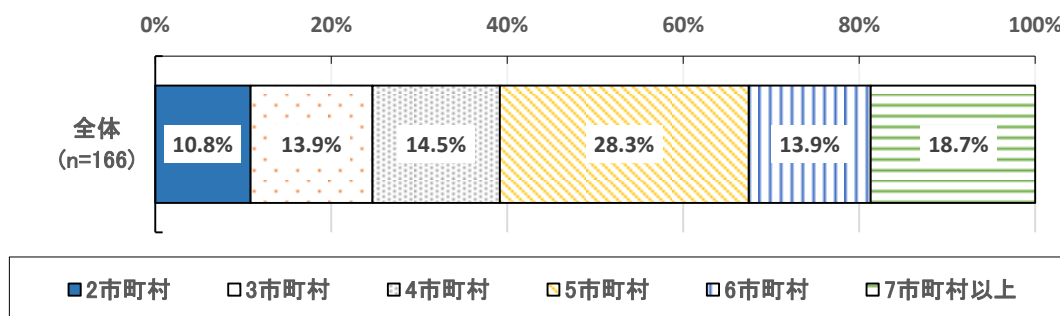
令和元年10月1日時点における「拠点等1」の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が42.3%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が57.3%であった。

図表 II-9-1 「拠点等1」の整備状況（令和元年10月1日時点）



さらに、「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村について、共同で整備する市町村の数の分布をみると、「5市町村」が28.3%で最も多く、次いで「7市町村以上」が18.7%の順で多かった。

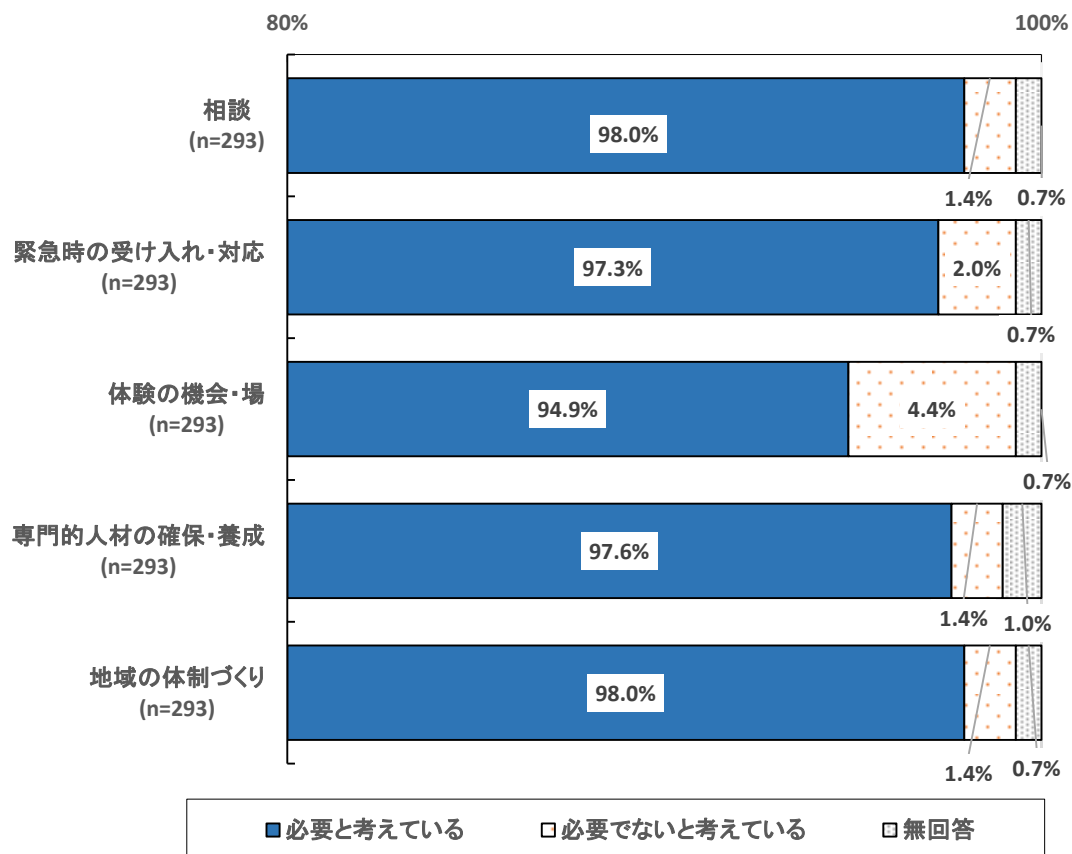
図表 II-9-1-1 共同で整備する市町村の数（n：無回答を除く）



（２）５つの機能の必要性

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村について、５つの機能の必要性を聞いたところ、「必要と考えている」と回答した市町村は9割を超えており、「相談」が98.0%、「緊急時の受け入れ・対応」が97.3%、「体験の機会・場」が94.9%、「専門的人材の確保・養成」が97.6%、「地域の体制づくり」が98.0%であった。

図表 II-9-2 ５つの機能の必要性（令和元年10月1日時点）



（３）必要な機能の充足度

５つの機能について「必要と考えている」と回答した市町村について、その充足度を聞いたところ、以下のとおりであった。

【相談】においては、「概ね十分」が50.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が34.5%の順で多かった。

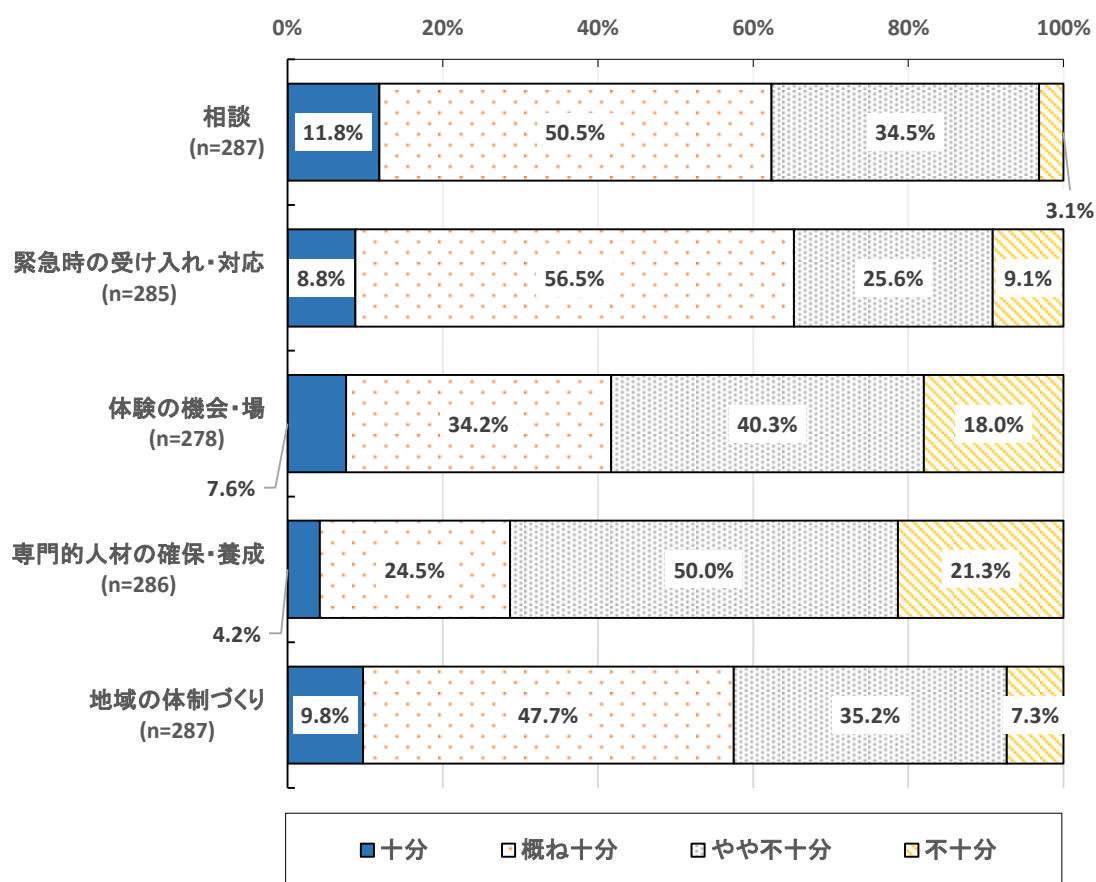
【緊急時の受け入れ・対応】においては、「概ね十分」が56.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が25.6%の順で多かった。

【体験の機会・場】においては、「やや不十分」が40.3%で最も多く、次いで「概ね十分」が34.2%の順で多かった。

【専門的人材の確保・養成】においては、「やや不十分」が50.0%で最も多く、次いで「概ね十分」が24.5%の順で多かった。

【地域の体制づくり】においては、「概ね十分」が47.7%で最も多く、次いで「やや不十分」が35.2%の順で多かった。

図表 Ⅱ-9-3 必要な機能の充足度（令和元年10月1日時点）



（参考）本調査で定義した5つの機能の機能要件と充足度

「相談」の機能要件

a. 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置すること。
b. 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に登録した上で、常時の連絡体制を確保すること。
c. 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行うこと。

「相談」の充足度

1 十分	機能要件a～cの全てを満たしている。 （機能の内容の充足の程度（例えば「コーディネーターの実務経験年数や人数、常勤・非常勤の違い」、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握と担当職員の点検頻度」、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの内容や質」等）については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
2 概ね十分	機能要件a～cのうち、2つを満たしている。 （機能の内容の充足の程度（例えば「コーディネーターの実務経験年数や人数、常勤・非常勤の違い」、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握と担当職員の点検頻度」、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの内容や質」等）については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
3 やや不十分	機能要件a～cのうち、1つを満たしている。 （機能の内容の充足の程度（例えば「コーディネーターの実務経験年数や人数、常勤・非常勤の違い」、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握と担当職員の点検頻度」、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの内容や質」等）については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
4 不十分	機能要件a～cのいずれも満たしていない。

「緊急時の受け入れ・対応」の機能要件

a. 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保すること。
b. 介護者が急病等の際には短期入所等での受け入れを行うこと。
c. 介護者が急病等の際には受入先の短期入所等から医療機関への連絡等を行うこと。
d. 障害者等に急な状態変化が生じた際には短期入所等での受け入れを行うこと。
e. 障害者等に急な状態変化が生じた際には受入先の短期入所等から医療機関への連絡等を行うこと。

「緊急時の受け入れ・対応」の充足度

1 十分	機能要件a～eの全てを満たしている。 （機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
2 概ね十分	機能要件aを満たし、かつ、機能要件b～eのうち1～3つを満たしている。 （機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
3 やや不十分	機能要件a～eのうち、1つを満たしている。 （機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。）
4 不十分	機能要件a～eのいずれも満たしていない。

「体験の機会・場」の機能要件

- a. 地域移行支援を必要とする方を把握し、共同生活援助等を行うこと。
- b. 親元からの自立等に当たって支援を必要とする方を把握し、一人暮らしの体験の機会・場を提供すること。
- c. 支援を必要とする方の親亡き後を見据え、共同生活援助等の利用、又は、一人暮らしの体験の機会・場の提供を行うこと。

「体験の機会・場」の充足度

1 十分	機能要件a～cの全てを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
2 概ね十分	機能要件a～cのうち、2つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
3 やや不十分	機能要件a～cのうち、1つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
4 不十分	機能要件a～cのいずれも満たしていない。

「専門的人材の確保・養成」の機能要件

- a. 医療的ケアを必要とする者に対して専門的な対応を行うことができる体制を確保すること、又は、専門的な対応ができる人材を養成すること。
- b. 行動障害を有する者に対して専門的な対応を行うことができる体制を確保すること、又は、専門的な対応ができる人材を養成すること。
- c. 高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応を行うことができる体制を確保すること、又は、専門的な対応ができる人材を養成すること。

「専門的人材の確保・養成」の充足度

1 十分	機能要件a～cの全てを満たしている。 (機能の内容の充足の程度(例えば「ベテランの職員がいる」、「新任の職員を教育している」、「専門的な研修を実施している」等)については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
2 概ね十分	機能要件a～cのうち、2つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度(例えば「ベテランの職員がいる」、「新任の職員を教育している」、「専門的な研修を実施している」等)については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
3 やや不十分	機能要件a～cのうち、1つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度(例えば「ベテランの職員がいる」、「新任の職員を教育している」、「専門的な研修を実施している」等)については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
4 不十分	機能要件a～cのいずれも満たしていない。

「地域の体制づくり」の機能要件

- a. 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置すること。
- b. 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保すること。
- c. 地域の社会資源の連携体制を構築すること。(例えば、地域の課題や支援困難事例等について検討する場を定期的に設ける。等)

「地域の体制づくり」の充足度

1 十分	機能要件a～cの全てを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
2 概ね十分	機能要件a～cのうち、2つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
3 やや不十分	機能要件a～cのうち、1つを満たしている。 (機能の内容の充足の程度については、貴自治体の各地域の実態に応じてご判断ください。)
4 不十分	機能要件a～cのいずれも満たしていない。

(4) 地域の実情に応じた独自の機能要件

地域の実情に応じた独自の機能要件をみると、以下の内容が挙げられた。

図表 II-9-4 地域の実情に応じた独自の機能要件

- ・ 緊急を作らない地域づくり
- ・ 自閉症や重度障害対応可能な事業所の併設（ヘルパーステーション（重度障害も担える専門性）、生活介護（高齢，強度行動障害にも対応可）併設）
- ・ 地域住民ボランティアの育成・活動支援および障害者等と地域住民ボランティアの交流支援生活介護、短期入所及び地域生活支援事業の日中一時支援事業を拠点施設に整備。
- ・ ピアサポーターの養成、小中学校と地域とのイベントによる障がい者理解の取組み、地域包括ケアシステムの準備検討（高齢者分野との研修会や検討会等の開催）
- ・ 障がい者自立支援センターの設置
- ・ 障害者見守り支援事業
- ・ 災害時要援護者支援
- ・ 障がい理解促進を目的とした啓発活動

Ⅲ. 地域生活支援拠点等の整備に関する事例集

本研究では、地域生活支援拠点等の整備状況に関する先行調査の結果（地域の実情に応じて整備し、うまく活用している市町村・圏域とそうでない市町村）や人口規模、地域性に関する公的統計データを勘案し、拠点等の整備状況に関する詳細を聞き取り調査（ヒアリング）により深掘りするべく、調査・分析の対象となる市町村を選定した。（図表Ⅰ-3-3）

厚生労働省の協力のもとで、ヒアリング対象の候補となる 24 市町村に調査協力依頼を行い、最終的に承諾が得られた市町村は下表のとおりであった。なお、ヒアリングの実施にあたっては、圏域で整備済み、又は圏域で整備予定の市町村に関しては、同一圏域の市町村と合同で実施し、一つの事例集に取り纏めた。

図表Ⅲ-1 ヒアリングの承諾が得られた市町村（18市町村、8事例）

地域区分	A. 未整備群	B. 整備済み群
北海道・東北	A101.網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町 (北海道北網圏域)	—
関東・甲信越	—	—
東海北陸	—	B101.安城市（愛知県）
近畿	A102.竜王町（滋賀県）	B102.海南市・紀美野町 (和歌山県海南海草圏域)
中国・四国	A103.備前市・和気町 (岡山県東備圏域)	B103.三木町（香川県）
九州・沖縄	A104.筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市 (福岡県筑紫圏域) A105.大宜味村（沖縄県）	—

※令和元年台風 15 号及び第 19 号による被災地域について調査対象の見直しを行った。

A. 未整備群

A101.【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時：2020年2月27日（木）
- 実施方法：メールでのやり取りによる
- ご回答者：網走市（圏域代表）

a. 概要

<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

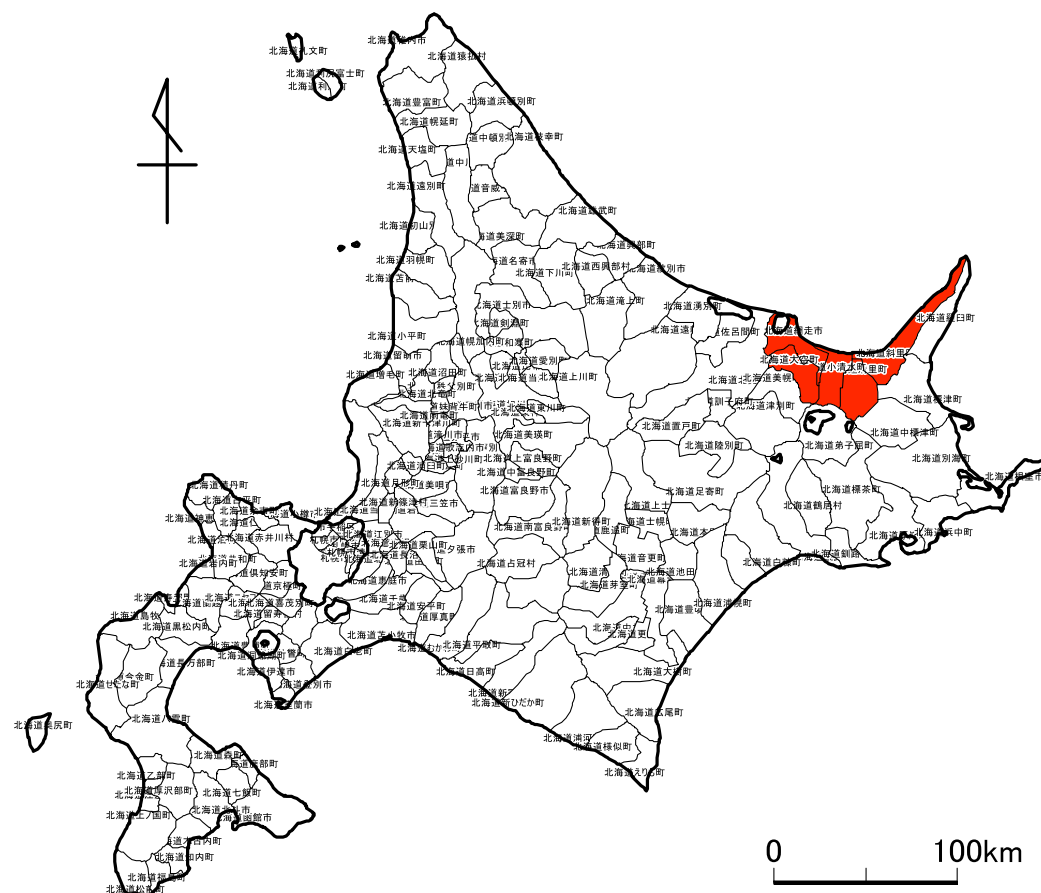
	北網圏域	網走市	大空町	斜里町	小清水町	清里町
人 口	62,845	35,190	7,124	11,610	4,897	4,024
身体障害者手帳所有者数	3,066	1,668	383	524	291	200
療育手帳所有者数	689	357	79	148	59	46
精神障害者保健福祉手帳所有者数	417	245	51	53	34	34

※北網圏域は、北見市・網走市・置戸町・訓子府町・津別町・大空町・美幌町・斜里町・小清水町・清里町から構成される。

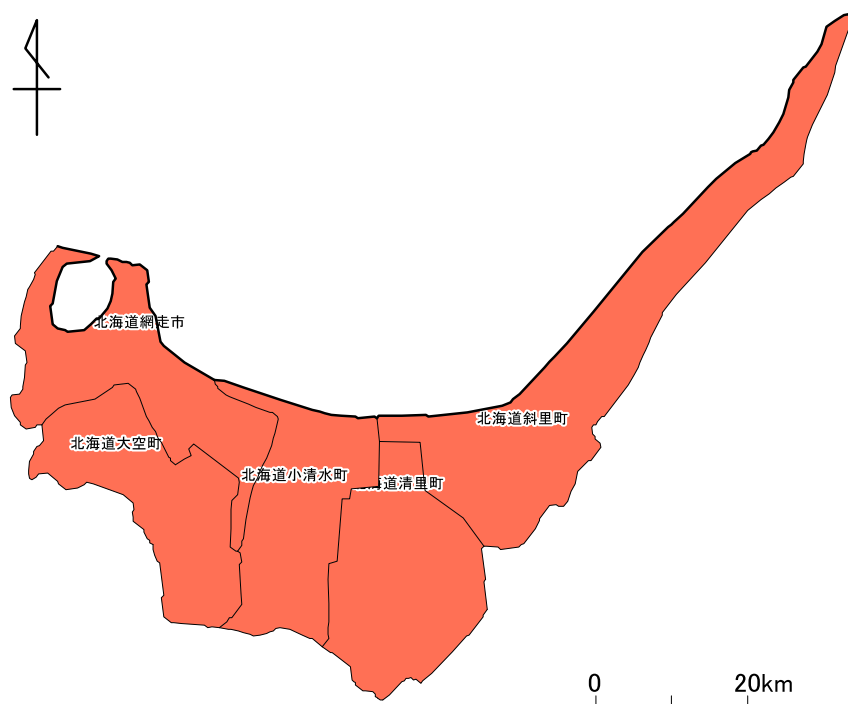
うち、網走市（代表）・大空町・斜里町・小清水町・清里町が合同で拠点等の整備予定。

※斜里町・小清水町の人口は平成31年1月1日時点のもの。

<位置・地勢>



<位置・地勢（拡大地図）>



【網走市（圏域代表）】

- 網走市は、世界自然遺産にも登録されている知床や阿寒摩周、大雪山の3つの国立公園に囲まれた、網走国定公園の中心に位置している。
- 市街地近くには、知床連山を眺望できる名勝天都山があり、緑豊かな市街地を形成している。

b. 整備のプロセス

<検討の経緯>

- 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備については、平成30年から3カ月の計画期間である、「第5次網走市障がい者福祉計画」策定時において具体的な検討を開始した（平成29年度）。因みに、平成28年度に圏域内で勉強会を実施し、設置に向けての方向性について検討を行ったが、その段階では具体的なものとはなっていなかった。
- 北海道においては、①多くの自治体が単独整備でなく、圏域での整備となっていること、②網走市が所属する北網圏域には拠点等を担える地域資源が少ないこと、等の理由から圏域での整備が合理的であると判断した。

<整備の検討に当たっての工夫等>

- 整備の検討に当たっては、本市において、自立支援協議会において市の方針（圏域設置等）を提案し、確認していただいている。
- また、検討を進める議論では、オホーツク管内を所管する「地域づくりコーディネーター」

が所在する「くらしネットオホーツク」の協力を得ているが、このほか特別な対応はとっていない。

<整備に向けて特に重視している点>

- 設置を予定している拠点のカバー面積が広がるため、拠点での相談員の確保等が重要となると考えている。そのための財政的な裏付けを自治体側でどのようにしていくかが、今後の課題となる。
- また、本圏域には地域資源が少ないため、どのように様々な資源の確保を図るかも大きな課題となる。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

- 支援の事例はなし（未整備のため）

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年10月1日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0ヶ所	0ヶ所
面的整備型	0ヶ所	0ヶ所 (1ヶ所)
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0ヶ所	0ヶ所
その他の整備類型	0ヶ所	0ヶ所

※（ ）内の数字は今後の予定。

<北網圏域における地域資源の状況>

網走市	入所施設（1カ所）、グループホーム（12カ所）、短期入所（3カ所）、計画相談（5カ所）
大空町	入所施設（0カ所）、グループホーム（1カ所）、短期入所（2カ所）、計画相談（1カ所）
斜里町	入所施設（1カ所）、グループホーム（1カ所）、短期入所（1カ所）、計画相談（3カ所）
小清水町	入所施設（0カ所）、グループホーム（0カ所）、短期入所（0カ所）、計画相談（0カ所）
清里町	入所施設（0カ所）、グループホーム（0カ所）、短期入所（0カ所）、計画相談（0カ所）

<拠点等の整備に当たっての協力先>

- 現時点では、複数の事業所を所有している社会福祉法人の協力を予定している。

e. 既に備えている機能の現状と課題

- 該当なし（未整備のため）

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 該当なし（未整備のため）

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<相談>

- 北網圏域における地域課題としては、特に「緊急時の受入先としての短期入所」について、早急に整備が必要と考えている。そのため、先行して圏域内に「基幹相談支援センター」を設置し、同センターを活用する予定。
- なお、基幹相談支援センターの設置にあたっては、地域相談、委託相談の事業所を活用予定。
- これには相談等に対応する職員の人材確保が課題であり、設置主体となる自治体への財政的な支援策（制度等）が必要と考える。

<緊急時の受け入れ・対応>

- 空床確保が前提となるが、そのためには、事業者への財政的な裏付けが必要となる。
- 具体的な緊急対応のニーズは把握していないが、少なくとも2～3の空床は必要と考える。
- 緊急時や体験利用のための、グループホームの空床確保について、自治体が指定する「空床」に対する報酬等があると、確保が容易になると考える。

<体験の機会・場>

- 体験利用ができる場を確保するに当たり、グループホームの利用を考えている。
- また、地域移行支援も活用しているが、当該支援は利用対象者が限定されるため、当該支援だけで体験を必要とする全ての方をカバーすることはできない。

<専門的人材の確保・養成>

- 福祉分野全体での「人材不足」の中で、専門的人材の確保・養成が大きな課題となっており、具体的な方策については、関係法人とも協議の上で今後検討していく予定。

<地域の体制づくり>

- 基幹相談支援センターの機能を検討する中で、地域の連携体制を考えていく予定。

A102.【竜王町（滋賀県）】

ヒアリング実施概要

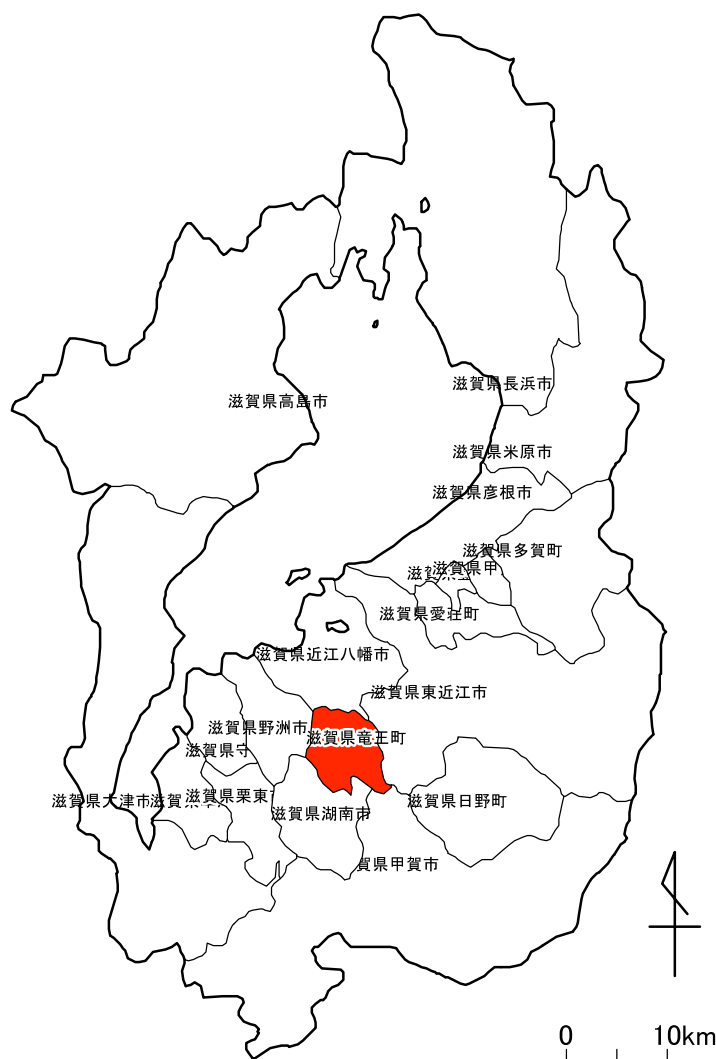
- 実施日時・場所：2020年1月17日（水）9：30～ （竜王町役場1F会議室）
- ご回答者：竜王町（健康推進課）
- オブザーバ：滋賀県庁

a. 概要

<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

	竜王町
人 口	11,996
身体障害者手帳所有者数	464
療育手帳所有者数	135
精神障害者保健福祉手帳所有者数	104

<位置・地勢>



本町は、滋賀県の東南部湖東平野に位置し、東に雪野山、西に鏡山という2つの山に囲まれている。

総面積の30%を水田が占めており、農業のまちとして知られているほか、埋蔵文化財や史跡、社寺など、歴史的遺産が豊富に存在している。

<所属している圏域>

- 本町は東近江圏域に所属している。当該圏域は、近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町から構成される。

b. 整備のプロセス

<経緯>

- 平成 28 年 10 月、近江八幡市から拠点等の整備を東近江圏域で共同実施の打診をされたことがあったが、本町で協議した結果「現時点ではその意向がない」と判断し、共同実施を行わない旨を返答した。翌年には、東近江市からも共同実施の打診があったが、近江八幡市からの打診を一旦お断りしていることなどから、共同実施を行わないこととなった。

<拠点等の整備が進まない理由>

- 本町では現在、町内の法人には計画相談支援事業所の立ち上げを依頼し、県庁には資格の養成講座の開講をお願いしているが、現在のところ、本町には計画相談支援事業所がない。それゆえ、地域の課題を協議する場を作れない状況にある。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

- 支援の事例はなし（未整備のため）

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年 10 月 1 日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0 ヶ所	0 ヶ所
面的整備型	0 ヶ所 (1 ヶ所)	0 ヶ所
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0 ヶ所	0 ヶ所
その他の整備類型	0 ヶ所	0 ヶ所

※（ ）内の数字は今後の予定。

- 本町には、障害福祉サービス事業所は 1 法人しか存在しない。
- 拠点等の整備に関しては、東近江圏域での共同実施は行わないことから、当該法人を中心とした面的整備型の拠点等を整備することになる。
- 町内の法人は、「生活介護」「就労継続支援 B 型」「グループホーム」のサービスを提供しており、重度の行動障害をもつ利用者に対するケアも手厚く行っている。緊急時の対応は、短期入所事業所を持っていないため、「緊急時の受け入れ」には本町だけでは対応できない。
- 短期入所が必要な利用者は、東近江市にある施設に行くことになる。

e. 既に備えている機能の現状と課題

- 該当なし（未整備のため）

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 該当なし（未整備のため）

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<近隣の市町村との連携状況>

- 東近江圏域の２市２町での連携は現在のところ実施していない。

<行政と事業所の間で話し合いの場を設けることができていない>

- 本町では、東近江圏域の障害福祉サービス事業所と拠点等の整備に関する話し合いの場を設けることができていない。県を含め、行政としての事業所の巻き込み方が今後の課題であると認識している。

<今後の拠点等のイメージ>

- 町内に計画相談支援事業所ができ、障害福祉サービスを利用する障害者に円滑にケアマネジメントを提供できる体制を整える。
- 町内・圏域内の複数の支援機関が連携しやすいサービス提供体制を確保する。

A103.【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時・場所：2020年1月8日（水）14：00～（岡山県庁分庁舎2階202号室）
- ご回答者：備前市、和気町
- オブザーバ：岡山県庁

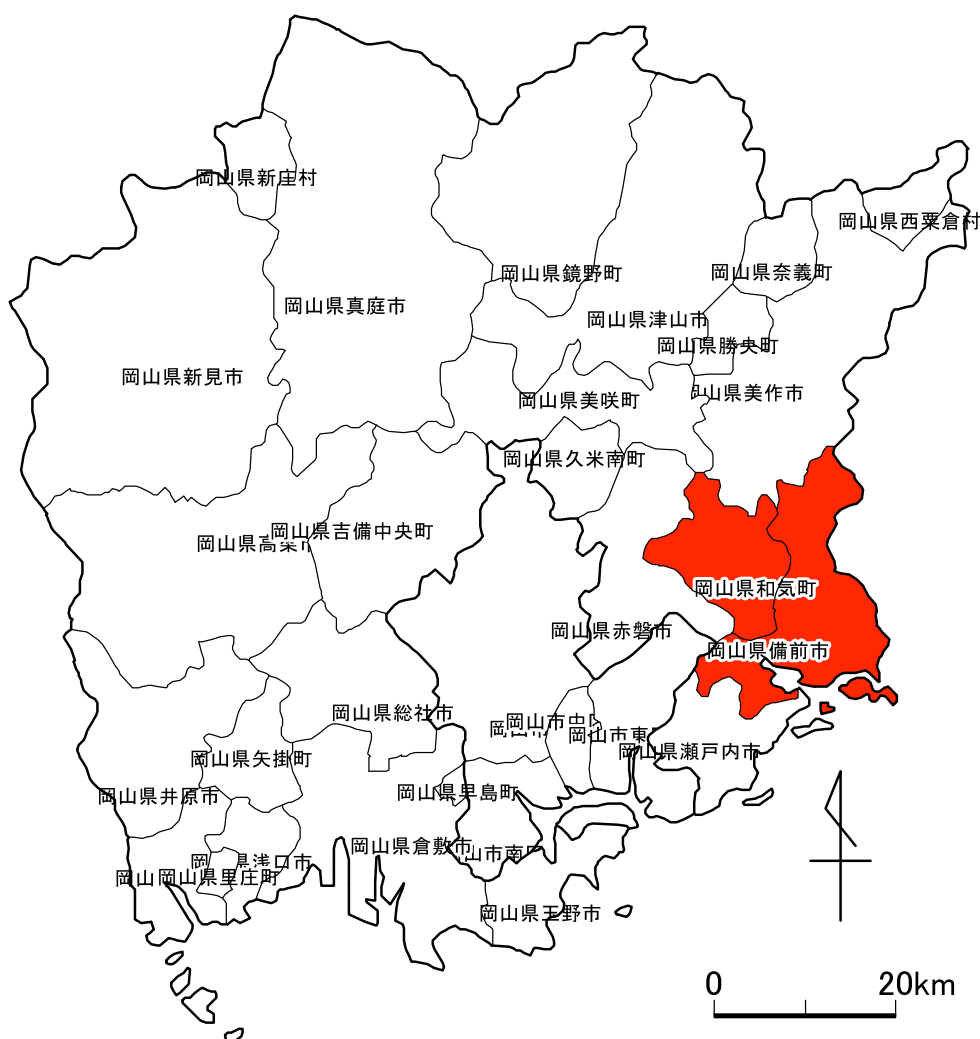
a. 概要

＜障害者の状況（令和元年10月1日時点）＞ ※単位：人

	東備圏域	備前市	和気町
人 口	48,332	34,168	14,164
身体障害者手帳所有者数	2,272	1,609	663
療育手帳所有者数	452	239	213
精神障害者保健福祉手帳所有者数	304	237	67

※東備圏域は、備前市・和気町から構成される

＜位置・地勢＞



備前市は、岡山県の南東部に位置し、中部に片上湾を擁し、西端には、岡山県三大河川の1つ吉井川が流れている。

和気町は、岡山県の東南部に位置し、備前市や赤磐市に接し、吉備高原から連なる、標高200～400mの山々に囲まれた、144.21平方キロメートルの自然豊かな町である。

b. 整備のプロセス

<主な経緯>

- 平成 28 年から平成 29 年にかけて 1 年間、東備地域自立支援協議会（備前市、和気町）（以下「自立支援協議会」という。）と自治体で検討を行った。自治体としては面的整備型の拠点等を整備する方向性をもって会議の場を設け、調整を行った。当時、自立支援協議会の中で新たな取り組みを一から行うことが難しかったので、まずは行政主導で検討し、ある程度の案が出来上がった段階で、自立支援協議会と連動する方向で進めることとした。
- しかしながら、行政だけで検討し、後から了承を得る形が難しいことが後で分かったため、自立支援協議会において、地域のことをきちんと検討できる体制を作ろうという流れとなり、平成 30 年度から令和元年度にかけて、自立支援協議会の体制を見直しているところである。
- 現在は、自立支援協議会の体制が整備できたら、拠点等の整備を検討する方向で考えている。

<行政だけで主導することが難しかった理由>

- 行政だけで主導することが難しかった理由としては、各事業所は自事業所の利用者に対する支援は責任を持って実施しており、法人や事業所で自己完結的なところが多かったため、地域課題に主体的に関わってもらうことが難しく、拠点等を整備する必要性を共有することが難しかったことが挙げられる。相談支援専門員等のコーディネーター的役割の人が、行政と事業所との間を調整できればよいが、現時点ではうまくいっていない。
- 行政では、これまで「相談」や「緊急時の受入・対応」等の機能ごとにワーキンググループを設置し、地域の相談支援専門員や施設の管理者等と話し合いの場を設けた。その場で出た意見には、「（拠点等が存在しなくても）今まで何とかなってきたではないか。」というものが多く、議論が進まない状況であった。したがって、自立支援協議会において地域の課題として官民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要であり、行政主導では整理が難しいと判断した経緯がある。

<現在の取組と今後の方向性>

- 自立支援協議会の体制を見直すに当たっては、自立支援協議会の中に相談支援専門員が集まる連絡会議を設置し、議論する場の充実を図るほか、自立支援協議会が機能している他の自治体又は自立支援協議会からアドバイスをいただく等の取組を行っている。
- 現時点では、拠点等の整備を行うに当たって、地域の課題について協議する場となる自立支援協議会の体制づくりが最優先事項であると考えている。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

- 支援の事例はなし（未整備のため）

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年10月1日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0ヶ所	0ヶ所
面的整備型	0ヶ所	0ヶ所 (1ヶ所)
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0ヶ所	0ヶ所
その他の整備類型	0ヶ所	0ヶ所

※（ ）内の数字は今後の予定。

- この地域では、知的障害者の家族会が運営している事業所が3か所、複合的な支援を行う大規模法人（入所）が1か所、主に精神障害者の受け入れを行っている事業所が1か所、県内の大規模法人が運営する事業所（通所）が1か所、障害児の受け入れを行っている事業所が4か所（全て民間事業所）、その他の事業所（通所）が1か所、計画相談事業所が4か所、そのうち計画相談と委託相談を実施する事業所が2か所ある。
- 各事業所は主な利用者の障害特性等が異なるなどの理由により各々特長ある事業展開を行っているため、特定の事業所が地域の中でリーダーシップを発揮し、取組を進めることは馴染まないのではないかと考えている。このため、拠点等の整備に当たっては、多機能拠点型よりも面的整備型の方が望ましいと判断した。

e. 既に備えている機能の現状と課題

- 該当なし（未整備のため）

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 該当なし（未整備のため）

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<地域課題の整理>

- 事業所からは、利用者の親が緊急入院したケース、利用者本人が自殺を図ったケースなど、様々な対応をしてきた経験から、「拠点等を整備した場合、現在の状況と何が変わるのか」といった声がよく挙がってくる（今までの取組で十分ではないかとの声）。
- 現行の仕組みで利用者への支援が十分であるかを検討するためには、事業所における対応事例を振り返ることや事業所間で課題を共有するなど、個別事例の積み重ねから地域の課題を検討する必要がある。しかし、その取組が途上にあり、行政としても現段階では課題を整理することに難しさを感じている。

<リーダーシップを発揮する人材（コーディネーター）の不足>

- 自立支援協議会の中にこの地域の事業所や利用者についてよく理解しているコーディネーターを配置して、地域の課題を把握できればと考えているが、現時点では、そうしたリーダーシップを発揮する人材がいないのが現状である。
- 平成 28 年度から平成 29 年度にかけて拠点等の整備について検討した際、必要な機能ごとに相談支援専門員や事業所等からなるグループを作って、時代やニーズにあったものを備えて整備していく方向で考えていたが、各グループの中でリーダーシップを発揮する人材がいなかったこと、拠点等の整備のゴールが見えないことなどから、現在のところ必要な機能の整備には至っていない。

<ツールを作成しても活用に至らない>

- 以前、自立支援協議会において、短期入所の共通アセスメントシートを作成したが、運用の際に、個人情報の管理方法が課題となり、現在のところ運用に至っていない。

<近隣の市町村との連携状況>

- 備前市では、近隣の赤磐市・瀬戸内市と合同で、2～3か月に1回程度、拠点等や医療的ケア児等をテーマに議論する場を設けている。

A104.【筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市（福岡県筑紫圏域）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時・場所：2019年11月25日（月）9：30～ （那珂川市役所本庁舎2階第2会議室）
- ご回答者：筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
- オブザーバ：福岡県庁

a. 概要

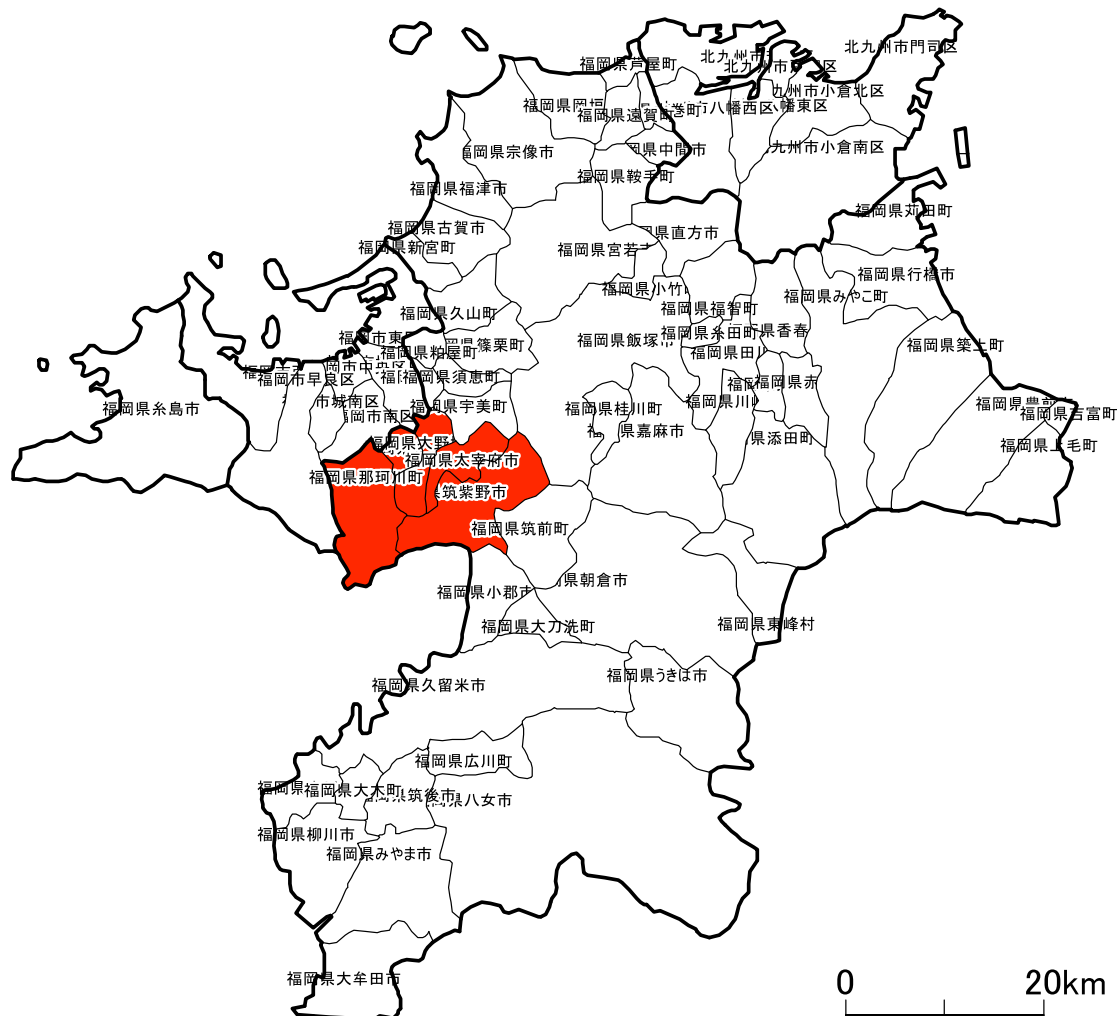
<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

	筑紫圏域	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
人 口	440,399	103,947	113,293	100,962	71,871	50,326
身体障害者手帳所有者数	14,034	3,594	3,304	2,768	2,644	1,724
療育手帳所有者数	2,865	749	676	607	489	344
精神障害者保健福祉手帳所有者数	3,622	876	936	781	581	448

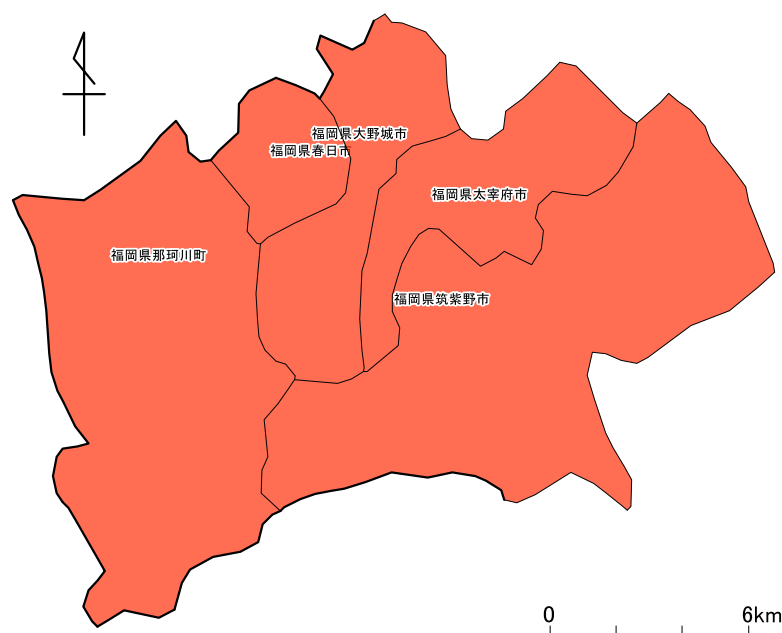
※春日市のみ統計基準日 令和元年7月末日。

※筑紫圏域は、筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市から構成される。

<位置・地勢>



<位置・地勢（拡大地図）>



- 筑紫野市は、福岡県の中央部、やや西よりに位置し、東西15.6キロメートル、南北14.1キロメートルに広がっている。
- 春日市は、九州北部・福岡都市圏の中央部に位置する。
- 大野城市は、福岡市の南に位置し、東西に約6km、南北に約8.5kmで面積は26.89㎡となっている。また、九州の交通動脈（道路や鉄道）が南北に貫通しているとともに福岡空港にも近接していることから、福岡都市圏内で最も交通の便に恵まれた地域である。
- 太宰府市は、福岡市の南東約16キロメートルに位置し、北に四王寺山、東に宝満山がある。市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して市街地を通り、途中鷺田川、大佐野川と合流し、末は博多湾に注いでいる。
- 那賀川市は、福岡県の西部にあって大都市福岡市の都心部からわずか13キロメートルのところに位置する。東部は春日市、大野城市、筑紫野市と、南部は佐賀県、北部・西部は福岡市に接し、南部は三方を背振連山に囲まれ、ここに源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し博多湾に注いでいる。

b. 整備のプロセス

- 令和元年11月時点における拠点等の整備状況は、筑紫圏域の5市について市単独・圏域単位のいずれにおいても「未整備」である。直近の整備に向けた取組は以下のとおり。

<地域自立支援協議会による事業者向けニーズ調査>

- 筑紫圏域の地域自立支援協議会において、同地域の事業者（利用者の自立支援計画を策定している事業者）から、拠点等が必要であるとの発議があったことを踏まえ、同協議会では平成30年度末、拠点等の趣旨等について事業者向けの説明会を開催し、事業者側のニーズ調査

（事業者向けアンケート）を実施した。

- 同ニーズ調査は、筑紫圏域では緊急時の受け入れ先となる社会資源（保護者が冠婚葬祭の際に利用者の受け入れが可能な施設等）が乏しいという実情を踏まえ、まずは「緊急時の受け入れ・対応」機能に対する事業者側のニーズを把握することを目的としたものであり、「ニーズあり」と回答されたケースは約 50 件であった。この 50 件という数字を少ないとみるか否か意見が分かれるところではあるが、一定のニーズがあることは確かなものであると考えている。

<ニーズ調査の結果を踏まえて圏域内の 2 市に基幹相談支援センターを設置>

- 筑紫圏域の 5 市では事業者向けアンケート調査の結果を踏まえて協議会において話し合いを進めており、拠点等を整備するには、まずは基幹相談支援センターを設置し、そのうえで必要な機能（「緊急時の受け入れ・対応」等）を追加していく方向で共通認識に至っている。
- 筑紫圏域の基幹相談支援センターは、大野城市（平成 30 年 4 月）と那珂川市（平成 31 年 4 月）の福祉課内にそれぞれ設置されている。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

- 支援の事例はなし（未整備のため）

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年 10 月 1 日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0 ヶ所	0 ヶ所
面的整備型	0 ヶ所	0 ヶ所 (1 ヶ所)
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0 ヶ所	0 ヶ所
その他の整備類型	0 ヶ所	0 ヶ所

※現在 5 市間における共通認識は持っているが、詳細な方針決定にまで至っていない。

※（ ）内の数字は今後の予定。

e. 既に備えている機能の現状と課題

- 該当なし（未整備のため）

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 該当なし（未整備のため）

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<課題 1：予算の確保>

- 筑紫圏域では、5 市で筑紫自治振興組合を設立し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号及び第 9 号に規定する事業を行うため、法第 5 条

第 25 項に規定する施設として、筑紫地区地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置運営している。

- 拠点の役割を含めたセンターの更なる機能強化に関しては、5 市の予算や人員の確保が課題となっており、拠点としての役割は担えていない現状である。
- したがって、現時点において、拠点として求められる 5 つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）については、面的整備を図れていない状況であり、今後センターの活用も含めて検討を深めていく予定である。

<課題 2：社会資源の乏しさ>

- 「緊急時の受け入れ・対応」機能を備えるにあたっては、受入先として、「短期入所事業者」「施設入所事業者」「医療機関」を想定しているが、予算面や人的体制面の理由から、ある程度規模が大きくて実績のあるところに限られることが課題である。

<まずは基幹相談支援センターの「相談」機能の強化を充実させる>

- 筑紫圏域では現在のところ、基幹相談支援センターを運営していく中で、まずは「相談」機能を強化することとし、同センターにより「緊急時の受け入れ・対応」機能に関するニーズを把握・検証し、予算・人員体制・社会資源（受入先の施設）とのバランスを勘案したうえで、必要な機能の備え方を検討していく予定。

<PDCAの実施状況>

- 障害福祉計画の見直しは、筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市では年 1 回、那珂川市では年 2 回（施策推進協議会を含む。）の頻度で実施している。

<圏域に近隣の市町村を新たに追加する可能性>

- 現在のところ予定なし。

A105.【大宜味村（沖縄県）】

ヒアリング実施概要

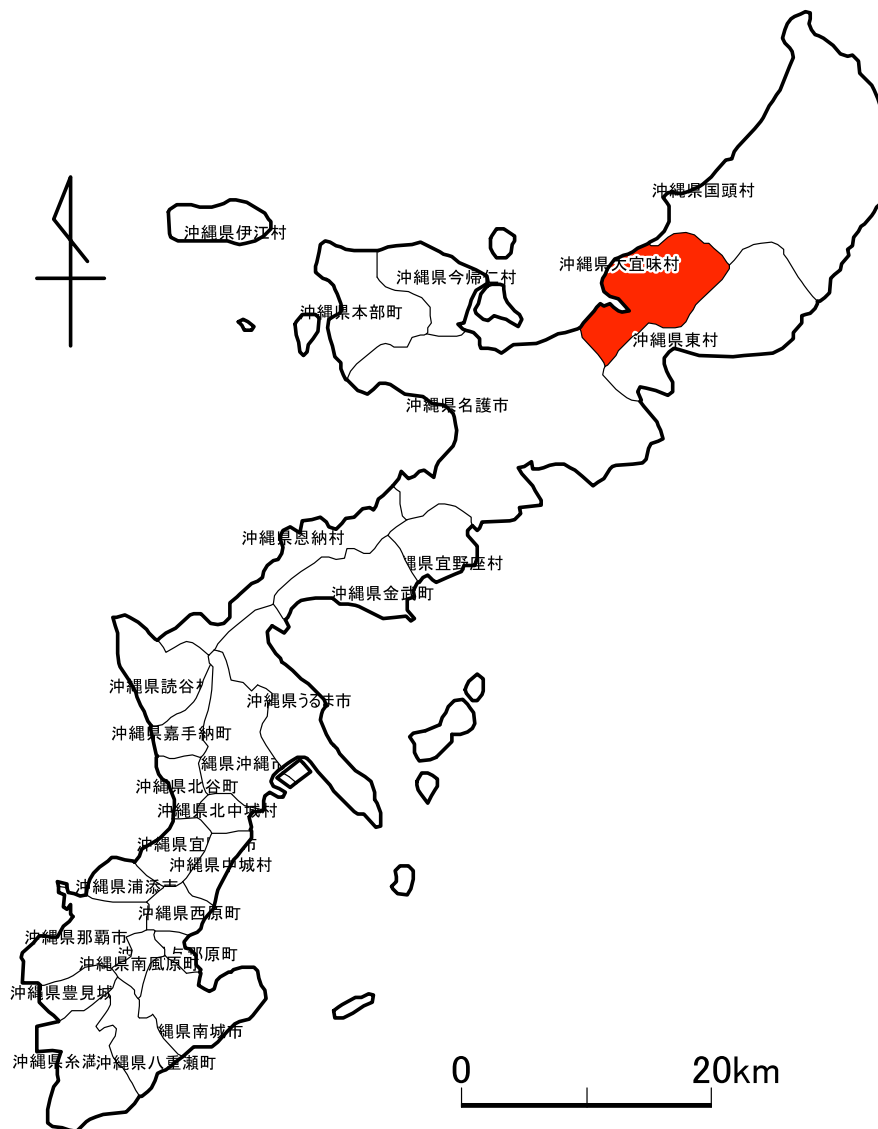
- 実施日時・場所：2020年2月6日（木）13：30～ （大宜味村）
- ご回答者：住民福祉課福祉係
- オブザーバ：沖縄県庁、北部圏域アドバイザー、NPO法人名護市障がい者関係団体協議会

a. 概要

<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

	大宜味村
人 口	3,049
身体障害者手帳所有者数	149
療育手帳所有者数	26
精神障害者保健福祉手帳所有者数	45

<位置・地勢>



本村は那覇市から北へ 87Km、名護市街(市役所)から22Kmに位置する。

本村は沖縄本島北部に位置する村で国頭郡に属しており、長寿の里・芭蕉布の里・シークワサーの里・ぶながやの里で知られている。

<所属している圏域>

- 本村は沖縄県北部圏域に所属している。当該圏域は、国頭村・大宜味村・東村・名護市・本部町・今帰仁村・伊江村・伊是名村・伊平屋村から構成される。

<大宜味村の障害福祉状況>

- 大宜味村の人口は 3,049 人、うち障害者（身体障害者・療育・精神保健福祉障害手帳保持者）の状況は 220 人（うち、障害児 4 人）であり、人口の約 7 %を占めている。うち障害福祉サービスの受給者は 64 人であり、人口の約 2 %を占めている。
- 本村は沖縄県北部圏域に所属しており、北部圏域での会議、自立支援協議会の一部部会については、定期的に近隣の市町村（大宜味村・国頭村・東村）と合同で行っており、お互いに情報交換を行っている。
- 人口の約 37%は高齢者であり、介護保険認定を受けている方は 65 歳以上の人口の約 24%を占めている。高齢者（長寿）が多い本村では、地域の居場所作りとして、『なかゆくい事業』を行っており、社会的孤立感の解消、心身の健康維持、介護予防を目的に地域の高齢者、障害者の方々を支える地域内での支え合い体制の確立を図っている。

<なかゆくい事業>

- 年齢や性別を問わずだれでも気軽に集い、ユンタク（お喋り）・体操など楽しく過ごすことができるふれあいの場が地域にあることで、支えあい・生きがい・社会貢献・介護予防・孤立予防・世代間交流などお互いで支え合える絆の深い地域づくりに繋がることを目的とする。
- 本事業には、7つの自治会が参加しており、地域支援コーディネーターが相談に応じている。また、障害者の一時保護先としても活用されている。

b. 整備のプロセス

<整備の検討>

- 本村は当初北部圏域での整備を検討していたが、各市町村現状や課題が違う為、単独での整備で行う事にした。
- 本村は、大宜味村自立支援協議会の相談部会等において、既存の福祉施設（福祉資源）の活用ができないか、障害者虐待の対応を参考に整備してはどうか等、地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っている。
- また、沖縄県主催の説明会や、北部圏域での説明会にも参加しており、本村に適した整備を検討している。

<整備の方向性>

- 本村は人口が少ない地域であり、地域の福祉施設も少ない。そのため、現在本村にある福祉施設、近隣市町村にある福祉施設（福祉資源）の機能を活用し整備することにした。
- 現在、整備に向け進めているが、課題等があれば大宜味村自立支援協議会の相談部会等で協議していく。

c. 拠点等における支援の事例

- 本村は、現在のところ、令和2年度末までに整備予定の段階にあるため、拠点等を活用した支援の事例はないが、拠点等が整備されていれば対応できたと考えられる事例が直近で2件あった。

事例1： 障害者の方と支援者（父親・叔母）が村内で一緒に生活しており、障害者の方が体調不良になると暴れてしまい、支援者が抑えに入り障害者の方にアザができてしまった。その後、障害者の方は施設入所したが、施設入所する間は同じような状況（暴れてしまう状況等）があったので、緊急時の受け入れ先があれば、障害者や支援者のケアができた。

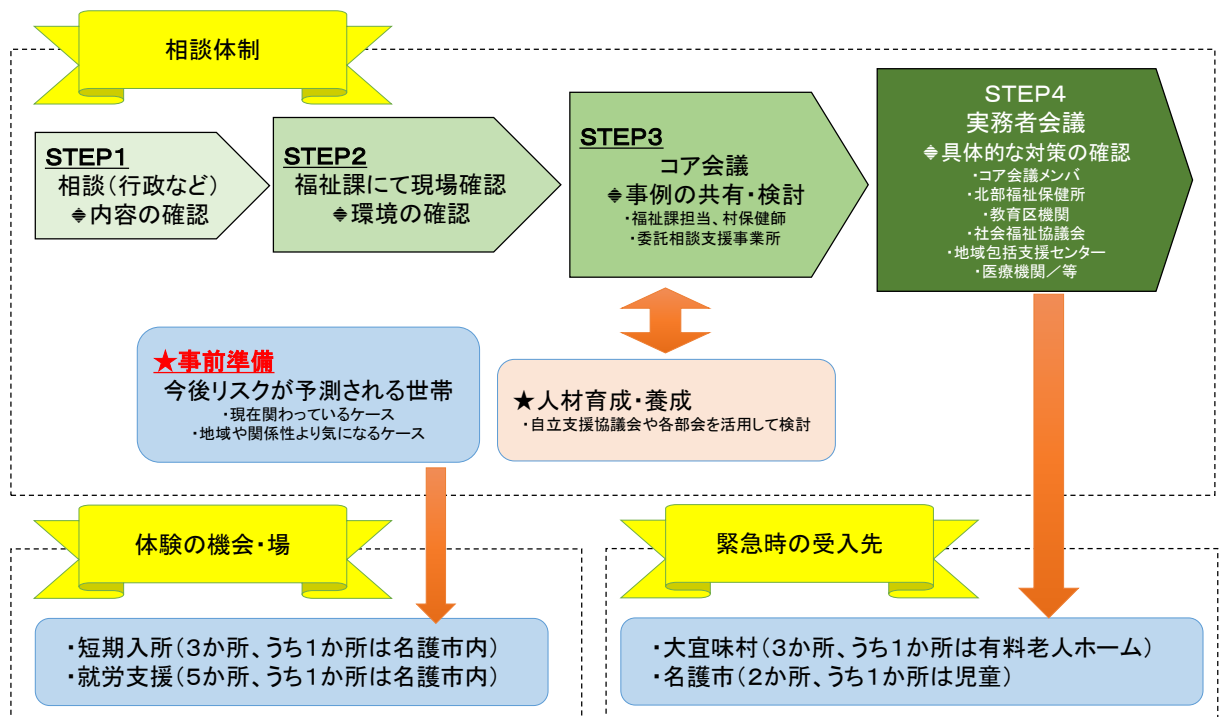
事例2： 障害者の方が村内に単身で住んでいるが、居住している住宅が老朽化し台風や大雨等がきた際に危険なため、支援者が転居を進めていたが転居に至らなかった。その結果、住宅が被災した際の障害者の一時保護先が無かった。

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年10月1日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0ヶ所	0ヶ所
面的整備型	1ヶ所	0ヶ所
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0ヶ所	0ヶ所
その他の整備類型	0ヶ所	0ヶ所

<既存の福祉施設（福祉資源）を活用した拠点等の構想>



- 本村では、介護者の急病、入院、災害時などの理由で障害者本人が主な介護者（家族など）から介護などが受けられず日常生活に困ってしまう場合に備えて、面的整備型の拠点等の体制整備を進めている。
- 本村や近隣市町村にある福祉施設（福祉資源）の現状を確認した結果、①相談、②緊急時の受け入れ、③体験の機会・場を整備（面的整備）することにした。
- 本村には短期入所（ショートステイ）できる福祉施設があるため、その福祉施設に緊急時の受け入れを行う方向で事業所と調整を行っている。また、近隣市町村には就労支援事業所（体験の機会・場）が複数あるため、緊急時の受け入れを行ったあとに、就労支援事業所を体験の機会・場として活用することが可能である。
- こうした支援を円滑に行うための事前準備として、相談支援事業所、社会福祉協議会、地域関係者から気になる障害者をリストアップしてもらい、リストアップした障害者の方々に体験の機会・場（就労支援）の提供を行う方向で進めている。

<本村の短期入所について>

- 本村の短期入所（2 か所）は同一法人が運営しており、1 か所は身体障害者向け、1 か所は知的障害者向けである。
- 身体障害者向けの短期入所は、障害者支援施設（定員 52 名）の空床を 2 床利用しており、現在満床である。
- 知的障害者向けの短期入所は障害者支援施設（定員 41 名）の空床を 4 床利用しており、現在満床である。
- 現時点の新規利用希望者の入所待ち状況は、身体障害者が 2 名、知的障害者は 0 名（申請なし）である。なお、入所を待ちきれずに近隣の市町村の施設に入所したケースはない。

e. 既に備えている機能の現状と課題

- 該当なし（未整備のため）

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 該当なし（未整備のため）

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<相談体制>

- 相談について、障害者虐待の対応を参考にしているが、対応確認、調査に時間や労力がかかるため、人員体制を事前に確認する必要がある。

<緊急時の定義>

- 緊急時の受け入れをするにもどういった状況・内容で受け入れするかが明確ではなかった。その為、本村の現状に合わせて役場内での内規（定義）を定めた。

緊急時の保護対象（緊急時の定義）

- ✓ 介護者の急死、入院（急病・事故）、葬祭等の急用などやむを得ない事情で村外から不在になり障害者のケア、日常生活が危ぶまれ在宅での生活ができなくなる場合。
- ✓ 災害（台風・大雨等）により居住している住居が災害にあい障がい者のケアができなくなる場合。
- ✓ 障害児については、上記内容と児童担当と相談したうえで、児童相談所対応になるのか調整・検討を行って判断する。

<緊急時の受け入れ要綱整備>

- 緊急時に受け入れを行うにも要綱等がないと今後不明な点が出てくる。以前から近隣市町村が障害者の緊急一時保護を行っていたので確認したところ、既存の【障害者緊急一時保護事業実施要綱】を活用していた。
- 本村も同じ要綱はあるが、内容に一部相違があった為、要綱を改正し緊急時の受け入れの対応ができるようにした。

<緊急時の受け入れ先との情報提供、情報交換>

- 緊急時の受け入れについて、村内の一部福祉事業所に令和２年度から対応できないかと調整したところ、緊急時の受け入れについては令和２年度から対応可能との回答を得た。しかし、福祉事業所も事前に緊急時の受け入れする方の情報があれば受け入れやすく、本村役場に対して事前に対象者等を把握できないかと相談があった。
- 今後、相談支援事業所が抱えている対象者、社会福祉協議会や地域住民の情報を元に対象者をリストアップし事前登録制度とするか調整が必要である。

<専門的人材の育成・確保に向けた取組>

- 沖縄県北部圏域の３村（国頭村、大宜味村、東村）では、ホームヘルパーの国家資格の取得を支援する取り組みを今年度から開始した。現在５名の方が、県主催の研修に受講しており、資格取得のための費用（試験等）を各自治体が負担している。

<今後の強化・充実を図る予定の機能>

- 現在、上記内容で整備する予定であるが、地域生活支援拠点等を活用し、地域の実情に応じた機能を構築しないとなれば、まずは担当者レベルで協議し、判断が難しければ自立支援協議会で協議し必要に応じて充実を図る。

<必要と考えている機能がまだ備えられていない理由>

- 緊急時の受け入れをした方を自宅に帰した場合の支援について（地域移行支援）、今後整備が必要である。以前、本村の社会福祉協議会がホームヘルパー派遣を行っていたが、人材不足により派遣が出来なくなり、障害者・高齢者のケアが出来ないおそれがあった。

- そのため、高齢者の介護メインではあるが、県の事業を活用しヘルパー育成を令和元年度行っており、ヘルパーの人材が確保でき次第、大宜味村自立支援協議会相談部会等で整備するか、検討・協議を行う予定。

<PDCAの実施状況>

- 現在、整備の途中なのでPDCAの実施はしていないが、PDCAの実施に当たり、計画、実行は可能。評価については明確な基準等はないが大宜味村自立支援協議会の構成員の意見や課題を確認し評価を出す事は可能。相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場を活用した方にアンケートや聞き取りを行い、今後、改善を行っていく。

B. 整備済み群

B101.【安城市（愛知県）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時・場所：2019年12月18日（水）13：00～ （安城市役所）
- ご回答者：安城市
- オブザーバ：愛知県庁

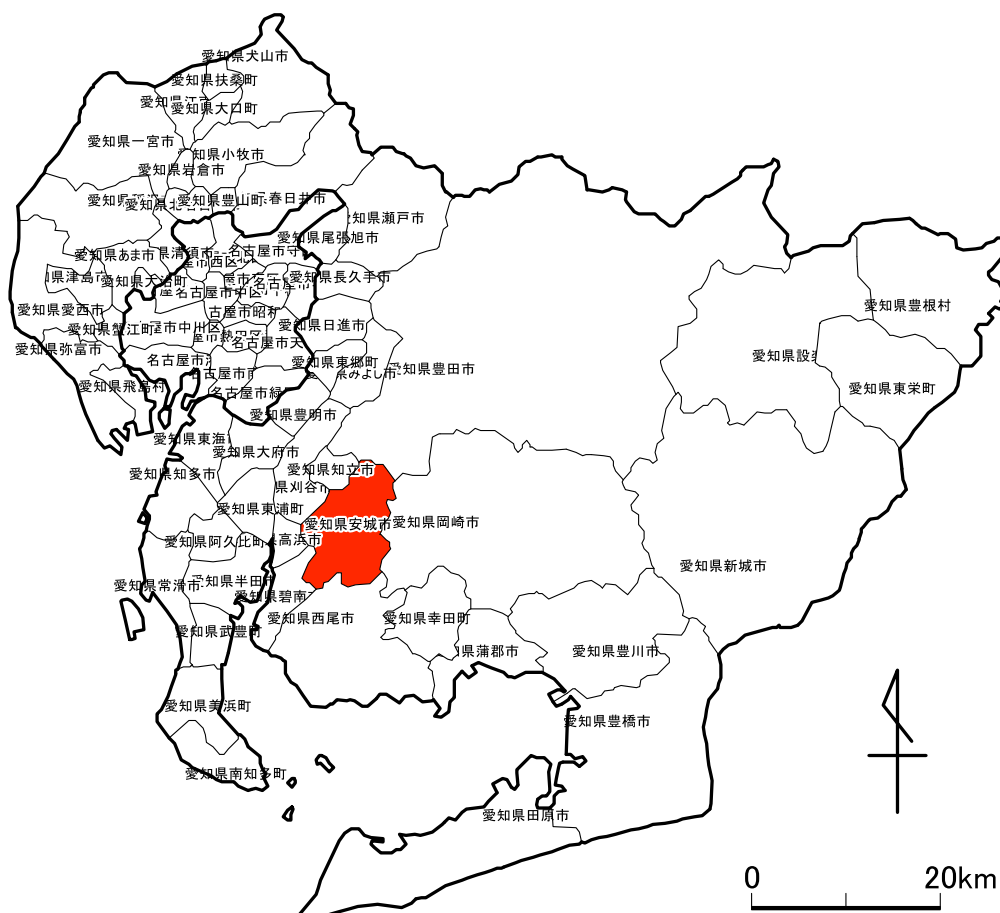
a. 概要

<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

	安城市
人 口	190,007
身体障害者手帳所有者数	5,027
療育手帳所有者数	1,377
精神障害者保健福祉手帳所有者数	1,377

<位置・地勢>

- 本市は、明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきた。中部経済圏の中心である名古屋市から30キロメートルに位置する。



＜所属している圏域＞

- 本市は西三河南部西圏域に所属している。当該圏域は、安城市・刈谷市・高浜市・知立市・西尾市・碧南市から構成される。

b. 整備のプロセス

＜地域生活支援拠点等プロジェクトチームの発足＞

- 障害福祉計画に関する国の基本方針が示されたことを受けて、平成 28 年 7 月、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の運営について協議するため、市内社会福祉法人、基幹相談支援センター、短期入所又は共同生活援助を運営する法人、作業部会代表、市の障害福祉課、コーディネーターから構成される「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を発足した（第 1 回）。

＜面的整備型の拠点等の整備＞

- 同年 8 月、地域生活支援拠点等プロジェクトチームで行なわれた第 2 回協議会において、拠点等のイメージ（面的整備型）が確定した。その後、定期的に同プロジェクトチームによる検討が行われ、必要な機能が整備されていった。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

平成 30 年度の時点で拠点等に必要とされる 5 つの機能とその実施先は以下のとおりである。

＜相談（24時間の相談体制）＞

内容	夜間休日を含めた 24 時間 365 日の相談に対応する。
実施先	社会福祉協議会ぶなの木福祉会（以下「ぶなの木福祉会」という。）、市の社会福祉協議会
支援の事例	● 「ぶなの木福祉会」では、相談支援員が当番制で携帯電話を所持し、通常の業務を行いながら当番制で必ず 1 人の相談支援員につながる体制を構築している。利用者の事前登録は行なっておらず、携帯電話の連絡先を公開している。 ● 市の社会福祉協議会では、主に平日及び土曜日昼間日中における相談対応を行っており、主に夜間休日における対応を担う「ぶなの木福祉会」との役割分担を行っている。 ● 相談内容の内訳をみると、「福祉サービスの利用等」が最も多く、次いで「不安の解消・情緒安定」、「障害や病状の理解」の順に多い。

<緊急時の受け入れ・対応>

内容	介護の急病や障害者本人が不穏になった等の緊急時に、一時的に受け入れる体制を構築する。
実施先	市内の短期入所事業所（４事業所）
支援の事例	● 平成 30 年 4 月～同年 12 月迄の期間における市内の短期入所事業所（４事業所）での受入実績は、延べ利用者数 6 人、実利用者数 5 人、延べ利用日数 16 日であった。 ● 主な対応事由としては、「介助者の葬儀出席、死亡、入院」、「介助者の介護不可」、「避難要請があったため」が挙げられた。

<体験の機会・場>

内容	障害者の自立に向け、一人暮らしの体系の機会・場を提供する。
実施先	社会福祉法人観寿々会（みすずかい） バストマトズ（職員寮の一室）
支援の事例	● 平成 30 年 10 月から開始。同年 12 月までの利用実績はなし。 ● 翌年 1 月 30 日～3 月 1 日にかけて 1 名の利用（延べ 5 日分）の利用実績あり。

<専門的人材の確保・養成>

内容	医療的ケア等が必要であったり、強度行動障害のある障害者に対して、専門的な対応ができる人材を育成する。
実施先	—
現状の課題	● 平成 30 年度において実施した実績はない。当該機能においては、喀痰吸引や強度行動障害に対応できる人材を教育して増やせばよいのか、成すべきことがまだ正式に見えていない状況である。
取組内容	● 拠点等における取組ではないが、今後、基幹相談支援センター（市の社会福祉協議会）を中心に、安城市内の全事業所がレベルアップできるような内容の研修を実施できるよう検討していく。 ● 令和元年度においては、強度行動障害に関する研修を企画し、令和 2 年 2 月に「応用行動分析（ABA）入門編」として実施した。

<地域の体制づくり（コーディネーターの配置）>

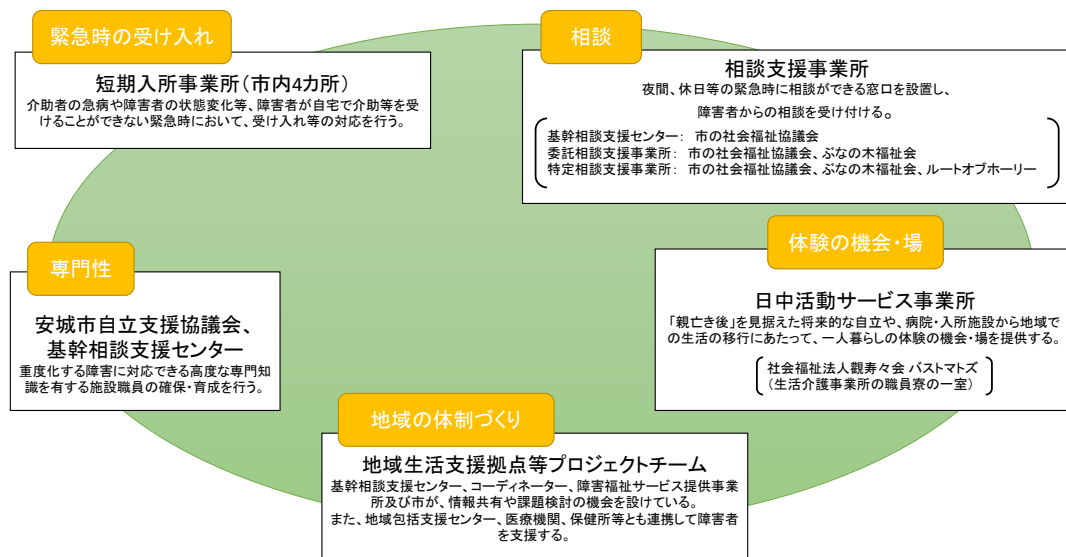
内容	障害者が地域で暮らしていくため、障害者のニーズとサービス等をコーディネートする。
実施先	ぶなの木福祉会
支援の事例	● 平成 30 年 4 月～同年 12 月におけるコーディネーターの対応状況は 112 件であった。対応事例は次の内容であった。 ➢ 精神科病院入院中の障害者に対する退院後の地域生活への移行に向けた支援 ➢ 福祉サービス、医療等に繋がっていない方への支援（特に地域包括支援センターとの連携による対応） ➢ 医療機関での受診や行政機関での各種手続きへの動向 ➢ 過去に対応した困難事例に関するその後のケア会議の開催及び出席 ➢ 近隣市町村にある精神科病院への定期訪問等

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年10月1日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0 ヶ所	0 ヶ所
面的整備型	1 ヶ所	0 ヶ所
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0 ヶ所	0 ヶ所
その他の整備類型	0 ヶ所	0 ヶ所

<拠点等のイメージ（面的整備）>



e. 既に備えている機能の現状と課題

平成 30 年度現在までの整備状況並びに整備する上での課題は以下のとおりである。

<相談（24時間の相談体制）>

現状	● 市内には、障害児・障害者含めて 7 カ所の相談支援事業所があり、3 障害すべてに対応できる体制が整っている。社会福祉協議会への委託により、基幹相談支援センターを設置している。また、ぶなの木福祉会に委託し、24 時間 365 日の相談窓口の設置と緊急時に対応するコーディネーターを確保している。 ● 基幹相談支援センターと相談窓口及びコーディネーターの役割分担が不明瞭な部分があるも、今のところ大きな混乱は生じておらず、現在の役割のままに対応している。
課題	● 平成 30 年度においては「24 時間 365 日の相談窓口」及び「緊急時に対応するコーディネーター」に関する実績が少ない。周知不足により困難を抱える障害者に対応できていない状況であれば問題である。

<緊急時の受け入れ・対応>

現状	● 夜間休日など緊急時の対応については、コーディネーターが中心となって対応している。障害者が緊急に短期入所する必要がある際には、市内の短期入所事業所（4 カ所）からの協力を得て対応している。 ● 本市の方針として、空床確保を目的として事業所の 1 室を借り上げることはしておらず、必要があれば近隣市の短期入所事業所への依頼も実施している。
課題	● 緊急時に短期入所が必要な場合において、対象者の情報を把握できないと対応が困難となるため、対象者のリストアップとアセスメントを目的とした緊急時対応シートの作成が今後の課題である。

<体験の機会・場>

現状	● 平成 30 年 10 月より、市内生活介護事業所職員寮の一室を活用して、「一人暮らし体験事業」を開始した。
課題	● 現状における体験の場については、主に精神障害者を想定したものであり、該当の部屋は 2 階の一室である。したがって、身体障害者も利用可能な体験の場について、具体的な検討が必要である。 ● 本事業の実利用者数は 2 名と少なく、まだまだ周知不足である。

<専門的人材の確保・養成>

現状	● 平成30年度において拠点としての取り組み実績はない。基幹相談支援センターが実施する全事業所向けの研修の内容について、拠点からも提案していく。
課題	● 国が示している拠点等に関する資料の中にある「強度行動障害」や「医療的ケア」等に関する研修について、地域に即したものとしてどのような内容で実施していけばよいか今後検討を進めていくことが課題。

<地域の体制づくり（コーディネーターの配置）>

現状	● 地域生活支援拠点等プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を自立支援協議会内に組織し、2ヶ月に1度関係機関による協議及び情報共有を行っている。 ● 拠点等に関する機能が徐々に整備されつつある中で、改善すべき点が見つかり、その改善を進めている。
課題	● PT内で話し合われている内容を自立支援協議会内で共有しながら、より具体的で実行性のある支援ができるよう事業内容等の改善について検討する必要がある。

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

<相談（24時間の相談体制）>

- 「24時間365日の相談窓口」及び「緊急時に対応するコーディネーター」の周知不足により困難を抱える障害者に対応できていない状況にならないよう、市の広報紙などを活用し、拠点等に関する周知を行う。
- さらに、周知用のツールとして、本市の拠点等を紹介するパンフレットの作成を検討する。

<緊急時の受け入れ・対応>

- 安定的に事業を実施するため、市内の事業所（グループホーム等）に対して協力を呼びかけ体制を整えていく。万が一の際には近隣市の施設等への依頼も想定している。
- 緊急時対応シート（アセスメントシート）の作成・整備を行う。リストアップした対象者に対して、緊急時に備えた事前の支援方法の検討を行い、実際の緊急時にはアセスメントシートを活用して対応を行う。

<体験の機会・場>

- 本事業について、市民や関係機関に対する周知を行う。
- 身体障害者に対応した体験の場の確保するため、身体障害者のニーズ調査を行い、実施可能な事業所等を検討する。

<専門的人材の確保・養成>

- 自立支援協議会の取組として、福祉業界の人材定着を目的とした研修（事業所初任者職員向け研修）、基幹相談支援センターを中心とした強度行動障害者への対応に関する研修（市内事業所向け）、相談支援事業所向けのスキルアップ研修などが行なわれている。
- また、地域の課題抽出や相談支援員が個別に抱える課題をともに考えることを目的として、基幹相談支援センターが各相談支援事業所を個別訪問する取り組みも行なっている。
- こうした取組を継続しつつ、必要に応じて改善していく。

<地域の体制づくり（コーディネーターの配置）>

- PT内だけでなく、自立支援協議会内にある他の組織との情報共有を密にし、常に事業のPDCAを実施しながらよりよい支援ができるように検討していく。
- PTにとどまらず、自立支援協議会全体の組織体制について、個々の事業所や支援員が感じている地域課題を全体で共有しながら、障害者にとってよりよい地域福祉の体制づくりを進めていく。

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<現行の障害福祉サービス等報酬上の評価に関する課題>

- 「体験の機会・場」について、これは国が現在示しているものはグループホームやサテライト型住居を想定した制度設計とは異なる形態となっているが、本市では、生活介護事業所の職員寮の一室を利用しており、少し特殊なケースとなっている。
- 昨年10月から開始した「体験の機会・場」について、利用者、支援者双方のニーズとして、体験部屋利用時に居宅介護の利用が出来ればよいが、体験部屋については、利用者の自宅ではないため活用できない状況である。そのため利用時における支援体制の構築が課題である。

<PDCAの実施状況>

- 障害福祉計画の評価は、自立支援協議会にて年1回で実施している。また、PTは2か月に1回の頻度で協議が行われており、その中で随時進捗状況等の評価が行われている。

B102. 【海南市・紀美野町（和歌山県海南海草園域）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時・場所：2019年12月4日（水）15：00～ （海南市役所）
- ご回答者：海南市、紀美野町、海南市・紀美野町基幹相談支援センター（相談支援事業所職員）
- オブザーバ：和歌山県庁、圏域のアドバイザー（相談支援事業所職員）

a. 概要

＜障害者の状況（令和元年10月1日時点）＞ ※単位：人

	海南海草圏域	海南省	紀美野町
人 口	59,243	50,497	8,746
身体障害者手帳所有者数	3,187	2,571	616
療育手帳所有者数	502	432	70
精神障害者保健福祉手帳所有者数	694	615	79

※海南海草圏域は、海南市・紀美野町から構成される。

＜位置・地勢＞



- 海南市は、和歌山県の北西部に位置し、北は和歌山市・紀の川市、東は紀美野町、南は有田市・有田川町に隣接し、西は紀伊水道に面している。
- 紀美野町は、和歌山県の北部に位置し、中央を東から西に紀ノ川の支流、貴志川が流れ、その流域に広がる丘陵地と山地からなっている。また、南には長峰山系が連なり、県立自然公園「生石高原」がある。

b. 整備のプロセス

<整備に至るまでの経緯>

- 海南海草圏域は、1市1町の小さな圏域であるため、圏域内の事業所はお互いの顔が見える関係にあり、それが当圏域の強みであると感じている。
- まず初めに、圏域の自立支援協議会と連携して検討チームを発足し、拠点等の整備に係る検討を開始した（平成28年度）。当初（平成28年の頃）、圏域の協議会の検討チームにおいて多機能拠点整備型で整備可能かを検討していたが、そのような役割を担う突出した事業所が見つからなかったため、面的整備型で必要な機能を担っていく方針に切り替えることとなった。
- 面的整備類型の拠点等を整備するにあたり、厚生労働省が示すマニュアル等には「基幹相談支援センター」という用語が頻繁に現れることから、まずは基幹相談支援センターを設置し、同センターを中心に必要な機能を整備していく方向で進めていった（平成30年3月）。
- 基幹相談支援センターについては、ある民間の事業所に委託し、圏域の障害者支援の中核的な拠点として位置づけた。現在、当該事業所が基幹相談支援センターとしての役割を担っており、同圏域における拠点等の整備に至った。

c. 拠点等における支援の事例、今後のイメージ

<基幹相談支援センターの役割等>

- 圏域内の事業所は、緊急時の受け入れ・対応が必要な利用者を基幹相談支援センターに事前登録しており、関係者の間で情報共有している。
- 現在の登録者数は15名で、その属性は、一人暮らしの障害者（年齢層は比較的低め）、高齢の家族と同居している障害者（50代後半以降）などである。基幹相談支援センターとしては、24時間の相談支援を必要とする利用者は、15名超と見込んでいる。
- 事前登録者等相談者からの電話は、基幹相談支援センターの事務所を介して、同センター職員の携帯電話に転送される仕組みとなっている。同センター職員は、24時間の相談支援を輪番制で対応している。
- 基幹相談支援センターがこれまで受付した24時間の相談対応の件数は平成31年4月～令和元年9月末で約40件（月平均で約7回）、相談内容は、「夜中眠れない」、「不安だ」といった相談が主であり、真に緊急対応が必要な事例は今のところ発生していない。

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

<令和元年10月1日時点の整備状況>

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0ヶ所	0ヶ所
面的整備型	0ヶ所	1ヶ所
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0ヶ所	0ヶ所
その他の整備類型	0ヶ所	0ヶ所

<拠点等のイメージ（面的整備）>

- 海南海草圏域（海南省・紀美野町）では拠点等を面的整備型で整備しているが、紀美野町は社会資源が乏しく、受入先となる事業所が少ないため、実際の受入先は主に海南省の事業所となっている。



e. 既に備えている機能の現状と課題

<圏域における5つの機能の整備状況>

- 海南海草圏域では現在、5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の4つの機能を備えている。

<相談>

- 相談支援体制は、「特定事業所」、「委託事業所」、「基幹相談支援センター」の3種類からなり、市町と連携してそれぞれの役割分担や困難事例への対応策等について話し合いの場を設けている。基幹相談支援センターとしては、今後の動きを強化していきたいと考えている。

- 基幹相談支援センターでは、24 時間（夜間・休日を含む。）の相談対応を担っている。基幹相談支援センター（事業所）への電話が同センターの担当職員（輪番制）の携帯電話に転送される仕組みとなっている。また、特定事業所や委託事業所では対応が困難な相談について対応している。
- 特定事業所では、平日昼間の計画相談を担っている。なお、計画相談サービスに該当しない一般的な相談対応については、圏域内の委託事業所（3カ所）が担っている。
- 現在のところ、真に緊急対応が必要な相談は発生していないが、今後、24 時間の相談対応において、利用者本人やその親も高齢化していくことから、真に緊急の事例が発生する可能性はあると考えている。

<緊急時の受け入れ・対応>

- 緊急時の受け入れ調整は、基幹相談支援センターが担っている。受入先となる短期入所の施設は、圏域内に4事業所存在するが、いずれも空床は殆どない状況である。
- 基幹相談支援センターでは、圏域内の特定事業所から提出された緊急時の受け入れが必要な利用者の情報を管理し、受入先である短期入所事業所と情報共有している。
- これまで、緊急時の受け入れ対応事例はないが、施設への送迎を誰が担うのが課題である。

<体験の機会・場>

- 圏域内のグループホームは現在、全て満床であるため、当該機能の受入先として活用できる事業所はない。グループホームを運営する法人に対して常に空床の確保を求めることは困難であるため、現在「体験の機会・場」を必要とする利用者に対しては、他の圏域にある空床のグループホームを探して紹介している。
- 圏域内には就労移行支援事業所は全く存在しないため、障害者に対して就労体験の機会・場を提供することが極めて困難であることが課題である。

<専門的人材の確保・養成>

- 当該機能に関して現在のところ緊急対応が必要な相談は発生していないが、将来的には医療的ケアや行動障害、重度化・高齢化に対応していくための人材確保・養成のニーズがあると考えており、今後のあり方を検討している。

<地域の体制づくり>

- 圏域において必要な機能、不足している機能について、基幹相談支援センターを中心に、特定事業所や委託事業所の管理者などが定期的に集まり、圏域において必要な機能、不足している機能について話し合いの場を設けている。

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

- 市町としては、特定事業所を拠点等に位置付けていくことで、現在の面的整備型の拠点等の整備状況をより充実させたいと考えている。そのためには、拠点等を担う特定事業所の支援内容についての協議・検討が必要と考えている。
- 一方、拠点等を担う特定事業所の選定基準が曖昧であるため、どの特定事業所も現状緊急時には対応してくれるが、それを以って全特定事業所を拠点に位置付けてよいか疑問である。また、圏域内の事業所同士で情報交換を行っているため、本当に緊急時の受け入れ・対応が必要になった場合には、特定事業所であるか否かに関わらず、対応できるものと考えている。

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<「体験の機会・場」の機能を備えることが困難>

- 当該機能については、現在未着手の状況である。その理由としては、圏域内のグループホーム（全部で6法人、定員合計は約80人。）が現在、全て満床であるためである。

<PDCAの実施状況>

- 障害福祉計画の見直しは、圏域の協議会で年1回実施している。
- 拠点等は平成30年度に整備したばかりなので、拠点等の整備状況に関する見直しは現在のところ行っておらず、市町担当者と基幹相談支援センター等で緊急時受入事業所の拡充や拠点事業所の指定等について協議を実施している。

<圏域外の市町村との連携>

- 現在のところ、障害福祉計画ならびに拠点等の整備に際して、圏域外の市町村を追加することや、他の圏域に加わることは想定していない。医療的ケア児の支援など、今後の障害福祉サービスの動向によっては、部分的に他の圏域と合同で対応することはあり得る。

<現行の就労継続支援B型の報酬についての課題>

- 就労継続支援B型の報酬について、工賃により報酬が変動するようになったため、工賃向上につながらない障害者の受入が厳しくなっている。精神的に不安定等の事情により作業が続きにくい利用者が多いと平均工賃月額が低くなる。このような利用者は地域の受け皿となっている地域福祉に熱心な事業所ほど多く在籍し報酬が減る現状にある。事業所による障害者の選りすぐりを助長し、日中活動の場の確保ができなくなることが懸念される。
- また、前回の報酬改定で送迎加算が減額されたが、送迎があることで休みがちな利用者の通所を促すことにつながり、ひいては工賃アップにつながると考えられるため、事業所による送迎実施のためにも送迎加算増額が必要と考える。

B103.【三木町（香川県）】

ヒアリング実施概要

- 実施日時・場所：2020年1月30日（木）15：00～ （三木町役場）
- ご回答者：三木町健康福祉課、社会福祉法人朝日園障害者生活支援センターあい
- オブザーバ：香川県庁

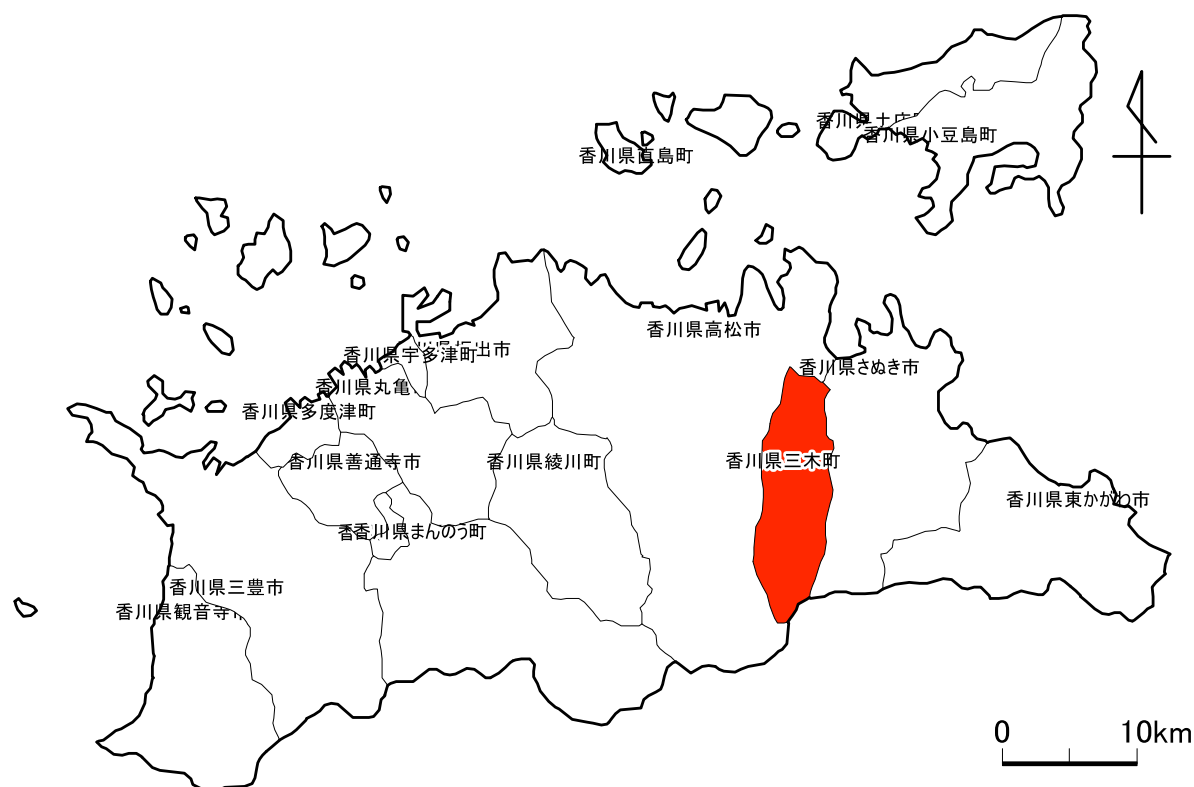
a. 概要

<障害者の状況（令和元年10月1日時点）> ※単位：人

	三木町
人 口	28,165
身体障害者手帳所有者数	1,251
療育手帳所有者数	211
精神障害者保健福祉手帳所有者数	202

<位置・地勢>

- 本町は県の東部にあり、西は高松市、北は牟礼町に接し、東はさぬき市、南は塩江町と徳島県美馬市に境を接している。本町の面積は75.78平方キロメートル、東西は5.8キロメートル、南北は18.4キロメートルで、南北に細長い地形をしている。



<所属している圏域>

- 本町は東部障害保健福祉圏域に所属している。当該圏域は、高松市・三木町・直島町・さぬき市・東かがわ市から構成される。

b. 整備のプロセス

<拠点等の整備のきっかけ>

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）について、第5期障害福祉計画期間中にその整備を進めることが、国から示された。これを受けて、拠点等とは何かを考えたとき、拠点等があることで本町の住民が安心して生活できることであり、そのためにはサポートの場が身近な地域にあることが必要と考えた。
- 本町は高松圏域に位置し、（障害者総合支援法による）協議会は高松圏域として設置しているが、同圏域に占める本町の面積や人口の割合は小さいことから、圏域単位ではなく、本町単独で拠点等を整備した方が本町の住民にとってより身近な場になると考えた。

<既存の施設を用いたシンプルな面的整備>

- 本町では、これまでも緊急時に時間外で対応する事案が度々あったことから、緊急時の受け入れ・対応について課題があった。
- この地域には就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、施設入所支援、居宅介護、相談支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、移動支援などのサービスを行っている社会福祉法人（朝日園）が存在する。同法人は、障害者支援施設（1 か所）、障害福祉サービス事業所（2 か所）、障害者生活支援センター（1 か所）、地域活動支援センター（1 か所）、ホームヘルプ（1 か所）、福祉ホーム（2 か所）といった目的に合わせた8つの施設を運営している。
- 当該法人ならば既存の施設（最大定員数 40 名、身体障害者が大半）を用いることで拠点等に求められる5つの機能を全て備えていくことができると判断し、そこに委託するすることにした。

<拠点等の整備までの流れ>

平成 28 年度：委託先の選定（社会福祉法人朝日園と協議）

↓

平成 29 年度：体制整備（朝日園担当者と本町健康福祉課の打ち合わせ）

↓

平成 30 年度：拠点等の整備（面的整備型 1 か所）

<整備後から現在までの取組>

- 現在、朝日園担当者と本町健康福祉課担当者間で連絡会を実施している。（毎月月末に実施）
- 地域体制づくりの一つとして、「災害時の協力体制づくり」として定期的に災害時等の訓練（炊き出し等）を行っている。

c. 拠点等における支援の事例

- 下記の事例では、「緊急時の受入・対応」⇒「体験の機会・場」、「相談支援」⇒「障害福祉サービス」へと繋ぐことができた。

事例 No.	利用者の属性	利用した経緯	利用の効果
【事例 1】	60 代女性 夫と二人暮らし 身体障害者手帳 2 級	支援者の夫が病院へ救急搬送され、入院することになり、一人で生活ができなくなったことがきっかけ。	夫が病院へ緊急搬送されたため拠点等へ受け入れとなる。その後、夫が長期入院になることが決まり、福祉ホームへ。夫が退院し。夫婦同じ高齢者住宅（介護保険）へ転居。
【事例 2】	30 代女性 身体障害者手帳 1 級 療育手帳 A	知的障害の兄との口論、キーパーソンの母親の病状の進行。	拠点等（福祉ホーム）を利用。そのまま福祉ホームを利用し生活。その後、すぐに母親の病状が進み、亡くなる。
【事例 3】	40 代男性 一人暮らし 身体障害者手帳 1 級 自立支援（精神通院） 気分障害	一人で家にいると不安で飲酒してしまい、危険な行為をする恐れがあるため、自身から役場へ相談が入り、拠点等を利用。	自身の安全を確保することができた。

- これらのケースの中には、緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能であったが、受け入れ先の拠点等には当時その認識がなく、利用者が使用する布団や着替え等は、本町からの委託費で賄った。

d. 整備類型ごとの傾向、特徴、概要

< 令和元年10月1日時点の整備状況 >

	単独	圏域
多機能拠点整備型	0 ヶ所	0 ヶ所
面的整備型	1 ヶ所	0 ヶ所
多機能拠点整備型と面的整備類型の併用型	0 ヶ所	0 ヶ所
その他の整備類型	0 ヶ所	0 ヶ所

< 三木町地域生活支援拠点事業『障がい者サポートステーションみき』 >

- 三木町地域生活支援拠点事業において、『障がい者サポートステーションみき』として、法人朝日園全体で受け入れ体制を整えている。

- 『障がい者サポートステーションみき』では、5つの機能のうち、「緊急時の受入・対応」を最優先に整備していくことにした。

e. 既に備えている機能の現状と課題

<相談（24時間の相談体制）及び緊急時の受入・対応>

現状	緊急時の受入の際には、本町健康福祉課担当者にも連絡が入るようにしており、社会福祉法人朝日園（拠点等）と連携しながら対応している。また、緊急時の受入・対応に関して、関係者への事前連絡なしの訓練（ロールプレイ）を行っている。
課題	現在、24時間365日の持ち回り体制で相談支援、緊急時の受入・対応にあたっているが、一部の担当者に負荷が偏っている状況にある。

<専門的人材の確保・養成>

現状	本町には、ごく少数ではあるが、医療的ケアを必要とする障害児・者が存在する。
課題	これらの方は、現在のところ何らかの社会的資源に繋がっているため、何とかなっているが、3年後、5年後、10年後を見据えたときに、現状のままだと拠点等として対応できるか不安もある。

<体験の機会・場>

現状	緊急時の受入・対応で拠点等の施設に入所した利用者が、当該施設を「体験の機会・場」として利用した事例がある。
課題	現在のところ特になし

<地域の体制づくり（コーディネーターの配置）>

現状	本町は、高松圏域の中でも比較的小さな地域であり、拠点等は一つの法人によって整備されている。また、本町健康福祉課と当該法人の連携はうまくできていることから、コーディネーターを配置しなくても、既に地域の体制づくりは備えられている。
課題	現在のところ特になし

f. 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細

<相談（24時間の相談体制）及び緊急時の受入・対応>

- 法人（社会福祉法人朝日園）内で当該機能に対応可能な人材が増やすこと。
- 拠点等についての理解や普及啓発の実施。
- 多くの人が研修等に参加できるような体制づくり。
- インフルエンザ等の蔓延で受け入れが難しい場合の対応。

<体験の機会・場>

- 体験の機会・場として拠点等をさらに活用できるよう工夫していく予定。

g. 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

<拠点等に関わる人材の確保>

- 拠点等としての対応事例がまだ少なく（緊急時の受入・対応が4件）、今は何とか対応できているが、3年後、5年後、10年後を見据えたときに何が起きるか分からないという不安もある。
- 入所者にも住み慣れた地域で生活していけるという思いを持てるように、法人（社会福祉法人朝日園）内で拠点等に関わる人材を増やすこと。将来的には、同法人の職員約80名全員が拠点等に関わることを目標にする。
- また、拠点等についての理解や普及啓発を行い、多くの人が研修等にも参加できるような体制づくり（拠点等に関わる人材の育成）を進めていく予定。

<現行の障害福祉サービス等報酬上の評価に関する課題>

- 拠点等に関わる人材を増やすには、夜間・休日や災害時に対応したスタッフにインセンティブを与える仕組みが望ましい。

<高松圏域自立支援協議会の動向>

- 高松市・直島町の地域生活支援拠点の作りこみを行うとともに、三木町の地域生活支援拠点についても同様な課題について協議する場として、地域生活支援拠点検討部会が令和元年度に設置された。
- 同検討部会では、自立支援協議会各部会等とも連携しながら、圏域内市町に必要なそれぞれの機能を整備していくことを目的に協議を続けていく予定。

Ⅳ. 必要な機能の充足度マップ

市町村（特別区を含む。）向けアンケート調査の結果（回収率約8割）に基づき、必要な機能の充足度に関する塗り分け統計地図（コロプレス図）を作成した。分析方法を以下に示す。

1. 分析方法

（1）充足度スコアの定義

本研究では、拠点等1～5の機能の充足度に関するスコア（以下、「充足度スコア」という。）を以下のルールで定義する。

図表Ⅳ-1-1 各拠点等の機能ごとの充足度スコアの定義

整備状況	スコア	目安
a.必要であり、かつ、充足度は十分	$8 \times \beta \text{ pt}$	十分＝概ね十分 $\times 2$
b.必要であり、かつ、概ね十分	$4 \times \beta \text{ pt}$	概ね十分＝やや不十分 $\times 2$
c.必要であり、かつ、やや不十分	$2 \times \beta \text{ pt}$	やや不十分＝不十分 $\times 2$
d.必要であり、かつ、不十分	$1 \times \beta \text{ pt}$	—
e.必要でない、又は、無回答（「未整備」の場合を含む）	0pt	—

※市町村単独で整備している場合： $\beta = 1$

※圏域の市町村と共同で整備している場合： $\beta = 1/(\text{当該拠点等を共同で整備している市町村の数})$

さらに、各市町村の各機能の充足度スコアを、整備している拠点等1～5の充足度スコアの合計値で定義する。

$$\text{市町村 A の充足度スコア} = \sum_j (\text{市町村 A が整備している拠点等 } j \text{ の充足度スコア})$$

（2）充足度スコアの作成方法

本研究のアンケート調査で得られた回答データ（拠点等1～5における5つの機能ごとの必要性和その充足度）を「図表Ⅳ-1-1 各拠点等の機能ごとの充足度スコアの定義」に基づいて加工する。次いで、各市町村の必要な機能の充足度スコアを5つの機能ごとに算出し、塗り分け統計地図（コロプレス図）（以下、「充足度マップ」という。）を都道府県ごとに作成する。¹

なお、充足度スコアが0ptの市町村は白色で表示する（白地図）。また、都道府県における管内の市町村の充足度スコアが全て0ptの場合は、充足度マップを表示しないこととする。

¹ コロプレス図の作成にあたっては、「地理情報分析システム MANDARA10」を使用した。
(<http://ktgis.net/mandara/>)

(3) 充足度マップの表示に関する注意事項

本研究では、アンケート調査の有効回答率が約8割（82.7%）であったため、充足度マップは概ね全国の実態を表していると考えられる。ただし、「未提出（無効票を含む）」、整備済みであるが、その機能については「必要でないと考えている」と回答した市町村に関しては、「I. 2. 充足度マップの作成方法」により、白色（白地図）で表示されることに注意が必要である。

図表IV-1-2 市町村の割合（5つの機能別、都道府県別）

	市町村の数	有効回答数	有効回答率	市町村の数	各機能の必要性:「必要と考えている」(%)				
					相談	緊急時の受け入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
北海道	179	145	81.0%	179	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%
青森県	40	38	95.0%	40	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
岩手県	33	23	69.7%	33	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宮城県	35	30	85.7%	35	40.0%	40.0%	37.1%	40.0%	40.0%
秋田県	25	25	100.0%	25	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
山形県	35	24	68.6%	35	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福島県	59	43	72.9%	59	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
茨城県	44	35	79.5%	44	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
栃木県	25	23	92.0%	25	44.0%	44.0%	40.0%	44.0%	44.0%
群馬県	35	35	100.0%	35	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%
埼玉県	63	45	71.4%	63	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%
千葉県	54	47	87.0%	54	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%
東京都	62	50	80.6%	62	14.5%	14.5%	14.5%	12.9%	14.5%
神奈川県	33	27	81.8%	33	21.2%	21.2%	21.2%	21.2%	21.2%
新潟県	30	27	90.0%	30	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
富山県	15	13	86.7%	15	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石川県	19	19	100.0%	19	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福井県	17	12	70.6%	17	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%
山梨県	27	26	96.3%	27	29.6%	29.6%	25.9%	29.6%	25.9%
長野県	77	59	76.6%	77	59.7%	59.7%	59.7%	59.7%	59.7%
岐阜県	42	35	83.3%	42	26.2%	21.4%	21.4%	28.6%	28.6%
静岡県	35	31	88.6%	35	11.4%	11.4%	8.6%	11.4%	11.4%
愛知県	54	45	83.3%	54	22.2%	24.1%	24.1%	22.2%	22.2%
三重県	29	29	100.0%	29	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%
滋賀県	19	10	52.6%	19	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	26	23	88.5%	26	15.4%	15.4%	7.7%	15.4%	15.4%
大阪府	43	36	83.7%	43	30.2%	27.9%	25.6%	27.9%	27.9%
兵庫県	41	37	90.2%	41	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%
奈良県	39	33	84.6%	39	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
和歌山県	30	25	83.3%	30	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
鳥取県	19	14	73.7%	19	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
島根県	19	15	78.9%	19	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
岡山県	27	27	100.0%	27	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%
広島県	23	23	100.0%	23	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%
山口県	19	18	94.7%	19	15.8%	15.8%	15.8%	15.8%	15.8%
徳島県	24	16	66.7%	24	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香川県	17	16	94.1%	17	70.6%	76.5%	76.5%	76.5%	76.5%
愛媛県	20	17	85.0%	20	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
高知県	34	28	82.4%	34	20.6%	17.6%	20.6%	20.6%	20.6%
福岡県	60	52	86.7%	60	11.7%	11.7%	10.0%	10.0%	11.7%
佐賀県	20	11	55.0%	20	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
長崎県	21	21	100.0%	21	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
熊本県	45	43	95.6%	45	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%
大分県	18	14	77.8%	18	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
宮崎県	26	25	96.2%	26	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鹿児島県	43	20	46.5%	43	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
沖縄県	41	29	70.7%	41	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
全国	1741	1439	82.7%	1741	16.5%	16.4%	16.0%	16.4%	16.5%

2. 分析結果

（１）必要な機能の充足度スコアの全国順位

①相談

当該機能の充足度スコアの全国順位は以下のとおり。

図表Ⅳ-2-1 必要な機能【相談】の充足度スコアの全国順位

市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt
福岡県福岡市	80.0	広島県広島市	8.0	大分県佐伯市	5.3	佐賀県上峰町	2.0	栃木県茂木町	1.1
東京都品川区	48.0	広島県呉市	8.0	宮城県富谷市	4.0	佐賀県みやき町	2.0	栃木県市貝町	1.1
千葉県柏市	40.0	広島県東広島市	8.0	宮城県大和町	4.0	千葉県酒々井町	1.8	栃木県芳賀町	1.1
兵庫県神戸市	32.0	広島県廿日市市	8.0	秋田県男鹿市	4.0	山梨県山梨市	1.8	山梨県富士川町	1.1
新潟県上越市	24.0	広島県安芸高田市	8.0	群馬県太田市	4.0	山梨県笛吹市	1.8	長野県大町市	1.1
北海道今金町	16.0	山口県宇部市	8.0	山梨県甲府市	4.0	長野県須坂市	1.8	長野県池田町	1.1
北海道東神楽町	16.0	山口県長門市	8.0	愛知県設楽町	4.0	愛知県南知多町	1.8	香川県丸亀市	1.1
青森県三沢市	16.0	香川県高松市	8.0	兵庫県姫路市	4.0	愛知県美浜町	1.8	香川県善通寺市	1.1
宮城県東松島市	16.0	香川県三木町	8.0	和歌山県海南市	4.0	愛知県武豊町	1.8	香川県琴平町	1.1
栃木県日光市	16.0	愛媛県松山市	8.0	和歌山県紀美野町	4.0	兵庫県洲本市	1.8	香川県多度津町	1.1
栃木県小山市	16.0	福岡県筑前町	8.0	香川県直島町	4.0	熊本県水俣市	1.8	香川県まんのう町	1.1
神奈川県川崎市	16.0	熊本県山鹿市	8.0	福岡県みやま市	4.0	熊本県津奈木町	1.8	高知県奈半利町	1.1
岐阜県富加町	16.0	熊本県菊池市	8.0	佐賀県伊万里市	4.0	北海道苫小牧市	1.6	高知県田野町	1.1
兵庫県相生市	16.0	熊本県宇土市	8.0	熊本県宇城市	4.0	北海道根室市	1.6	高知県安田町	1.1
山口県山陽小野田市	16.0	熊本県美里町	8.0	沖縄県うるま市	4.0	北海道北竜町	1.6	高知県北川村	1.1
大分県別府市	16.0	大分県大分市	8.0	沖縄県北中城村	4.0	北海道沼田町	1.6	高知県馬路村	1.1
沖縄県中城村	16.0	鹿児島県鹿児島市	8.0	兵庫県南あわじ市	3.6	北海道占冠村	1.6	佐賀県武雄市	1.1
熊本県芦北町	9.8	北海道室蘭市	5.3	兵庫県淡路市	3.6	北海道白老町	1.6	長野県伊那市	1.0
北海道幌加内町	8.0	北海道稚内市	5.3	北海道富良野市	3.2	北海道むかわ町	1.6	長野県駒ヶ根市	1.0
北海道天塩町	8.0	青森県風間浦村	5.3	北海道上富良野町	3.2	北海道別海町	1.6	長野県箕輪町	1.0
青森県弘前市	8.0	宮城県岩沼市	5.3	北海道南富良野町	3.2	北海道羅臼町	1.6	長野県南箕輪村	1.0
宮城県亶理町	8.0	宮城県涌谷町	5.3	北海道中標津町	3.2	宮城県多賀城市	1.6	長野県中川村	1.0
秋田県鹿角市	8.0	秋田県秋田市	5.3	北海道標津町	3.2	山梨県市川三郷町	1.6	和歌山県那智勝浦町	0.9
秋田県由利本荘市	8.0	秋田県仙北市	5.3	宮城県塩竈市	3.2	山梨県身延町	1.6	和歌山県太地町	0.9
福島県会津若松市	8.0	秋田県美郷町	5.3	宮城県松島町	3.2	岐阜県関市	1.6	北海道下川町	0.8
茨城県神栖市	8.0	福島県喜多方市	5.3	宮城県七ヶ浜町	3.2	岐阜県郡上市	1.6	長野県飯田市	0.8
栃木県足利市	8.0	栃木県野木町	5.3	宮城県利府町	3.2	岐阜県七宗町	1.6	長野県小諸市	0.8
栃木県栃木市	8.0	群馬県上野村	5.3	栃木県益子町	3.2	宮城県大郷町	1.3	長野県佐久市	0.8
栃木県佐野市	8.0	埼玉県坂戸市	5.3	山梨県早川町	3.2	長野県上田市	1.3	長野県川上村	0.8
群馬県玉村町	8.0	千葉県千葉市	5.3	北海道和寒町	2.7	長野県岡谷市	1.3	長野県南牧村	0.8
埼玉県日高市	8.0	千葉県成田市	5.3	北海道浜頓別町	2.7	長野県諏訪市	1.3	長野県南木村	0.8
埼玉県吉川市	8.0	東京都目黒区	5.3	宮城県石巻市	2.7	長野県茅野市	1.3	長野県北相木村	0.8
埼玉県滑川町	8.0	東京都中野区	5.3	宮城県女川町	2.7	長野県東御市	1.3	長野県佐久穂町	0.8
千葉県船橋市	8.0	神奈川県横浜市	5.3	山梨県甲州市	2.7	長野県青木村	1.3	長野県軽井沢町	0.8
千葉県我孫子市	8.0	神奈川県相模原市	5.3	長野県中野市	2.7	長野県長和町	1.3	長野県立科町	0.8
千葉県白井市	8.0	神奈川県藤沢市	5.3	長野県千曲市	2.7	長野県下諏訪町	1.3	長野県松川町	0.8
東京都新宿区	8.0	神奈川県秦野市	5.3	長野県城崎町	2.7	長野県富士見町	1.3	長野県高森町	0.8
東京都大田区	8.0	神奈川県大和市	5.3	静岡県御前崎市	2.7	長野県原村	1.3	長野県阿南町	0.8
東京都練馬区	8.0	新潟県三条市	5.3	大阪府太子町	2.7	長野県上松町	1.3	長野県売木村	0.8
東京都八王子市	8.0	福井県福井市	5.3	香川県坂出市	2.7	長野県南木曽町	1.3	長野県喬木村	0.8
東京都調布市	8.0	愛知県一宮市	5.3	香川県観音寺市	2.7	長野県木祖村	1.3	長野県大鹿村	0.8
東京都国分寺市	8.0	愛知県小牧市	5.3	香川県さぬき市	2.7	長野県大桑村	1.3	長野県白馬村	0.8
神奈川県厚木市	8.0	愛知県日進市	5.3	香川県東かがわ市	2.7	長野県山ノ内町	1.3	岐阜県美濃市	0.8
新潟県新潟市	8.0	愛知県扶桑町	5.3	香川県宇多津町	2.7	長野県木島平村	1.3	岐阜県東白川村	0.8
長野県御代田町	8.0	愛知県幸田町	5.3	福岡県八女市	2.7	長野県野沢温泉村	1.3	岐阜県御嵩町	0.8
岐阜県美濃加茂市	8.0	京都府舞鶴市	5.3	福岡県筑後市	2.7	静岡県掛川市	1.3	佐賀県嬉野市	0.8
岐阜県可児市	8.0	京都府八幡市	5.3	佐賀県佐賀市	2.7	静岡県菊川市	1.3	岐阜県坂祝町	0.5
岐阜県八百津町	8.0	大阪府大阪市	5.3	佐賀県神埼市	2.7	愛知県豊根村	1.3		
静岡県浜松市	8.0	大阪府豊中市	5.3	佐賀県吉野ヶ里町	2.7	大阪府富田林市	1.3		
愛知県安城市	8.0	大阪府吹田市	5.3	長崎県小値賀町	2.7	大阪府大阪狭山市	1.3		
京都府京都市	8.0	大阪府守口市	5.3	長崎県新上五島町	2.7	大阪府河南町	1.3		
京都府宇治市	8.0	大阪府大東市	5.3	北海道上川町	2.0	大阪府千早赤阪村	1.3		
大阪府堺市	8.0	大阪府門真市	5.3	北海道安平町	2.0	和歌山県北山村	1.3		
兵庫県尼崎市	8.0	大阪府島本町	5.3	愛知県新城市	2.0	高知県土佐町	1.3		
兵庫県佐用町	8.0	兵庫県芦屋市	5.3	三重県四日市市	2.0	佐賀県基山町	1.3		
奈良県生駒市	8.0	兵庫県赤穂市	5.3	三重県菰野町	2.0	北海道深川市	1.1		
鳥取県海士町	8.0	兵庫県川西市	5.3	三重県朝日町	2.0	北海道妹背牛町	1.1		
岡山県岡山市	8.0	和歌山県古座川町	5.3	三重県川越町	2.0	北海道秩父別町	1.1		
岡山県新見市	8.0	福岡県大牟田市	5.3	高知県大豊町	2.0	北海道美深町	1.1		
岡山県瀬戸内市	8.0	福岡県広川町	5.3	佐賀県鳥栖市	2.0	栃木県真岡市	1.1		

②緊急時の受け入れ・対応

当該機能の充足度スコアの全国順位は以下のとおり。

図表Ⅳ-2-2 必要な機能【緊急時の受け入れ・対応】の充足度スコアの全国順位

市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt
福岡県福岡市	80.0	大阪府大東市	8.0	北海道天塩町	4.0	三重県川越町	2.0	北海道秩父別町	1.1
千葉県柏市	48.0	大阪府門真市	8.0	青森県風間浦村	4.0	高知県大豊町	2.0	北海道北竜町	1.1
兵庫県神戸市	32.0	大阪府島本町	8.0	埼玉県日高市	4.0	佐賀県上峰町	2.0	北海道上富良野町	1.1
東京都品川区	24.0	兵庫県尼崎市	8.0	神奈川県秦野市	4.0	佐賀県みやき町	2.0	北海道中標津町	1.1
新潟県上越市	24.0	兵庫県芦屋市	8.0	山梨県甲府市	4.0	愛知県美浜町	1.8	宮城県利府町	1.1
宮城県東松島市	16.0	奈良県生駒市	8.0	岐阜県美濃加茂市	4.0	佐賀県吉野ヶ里町	1.8	栃木県市貝町	1.1
秋田県男鹿市	16.0	広島県東広島市	8.0	愛知県幸田町	4.0	熊本県津奈木町	1.8	山梨県南都町	1.1
福島県会津若松市	16.0	広島県安芸高田市	8.0	和歌山県海南市	4.0	北海道深川市	1.6	長野県大町市	1.1
栃木県日光市	16.0	山口県宇部市	8.0	和歌山県紀美野町	4.0	北海道妹背牛町	1.6	長野県池田町	1.1
栃木県小山市	16.0	山口県長門市	8.0	岡山県瀬戸内市	4.0	北海道沼田町	1.6	佐賀県武雄市	1.1
埼玉県坂戸市	16.0	山口県山陽小野田市	8.0	香川県観音寺市	4.0	北海道占冠村	1.6	佐賀県嬉野市	1.1
千葉県白井市	16.0	香川県高松市	8.0	香川県さぬき市	4.0	北海道白老町	1.6	長野県箕輪町	1.0
東京都中野区	16.0	香川県三木町	8.0	香川県東かがわ市	4.0	北海道むかわ町	1.6	長野県南箕輪村	1.0
神奈川県川崎市	16.0	福岡県大牟田市	8.0	香川県直島町	4.0	北海道別海町	1.6	愛知県豊根村	1.0
愛知県日進市	16.0	福岡県筑前町	8.0	福岡県みやま市	4.0	北海道標津町	1.6	和歌山県太地町	0.9
京都府京都市	16.0	熊本県山鹿市	8.0	佐賀県伊万里市	4.0	北海道羅臼町	1.6	北海道下川町	0.8
京都府宇治市	16.0	熊本県美里町	8.0	大分県佐伯市	4.0	宮城県塩竈市	1.6	長野県小諸市	0.8
岡山県岡山市	16.0	大分県大分市	8.0	北海道苫小牧市	3.2	宮城県多賀城市	1.6	長野県佐久市	0.8
広島県広島市	16.0	北海道室蘭市	5.3	北海道富良野市	3.2	宮城県松島町	1.6	長野県川上村	0.8
広島県呉市	16.0	北海道東神楽町	5.3	北海道上富良野町	3.2	宮城県七ヶ浜町	1.6	長野県南牧村	0.8
広島県廿日市市	16.0	秋田県鹿角市	5.3	山梨県早川町	3.2	栃木県真岡市	1.6	長野県南相模村	0.8
鹿児島県鹿児島市	16.0	秋田県由利本荘市	5.3	北海道和寒町	2.7	栃木県益子町	1.6	長野県北相模村	0.8
熊本県芦北町	9.8	福島県喜多方市	5.3	北海道剣淵町	2.7	栃木県茂木町	1.6	長野県佐久穂町	0.8
北海道稚内市	8.0	茨城県神栖市	5.3	宮城県石巻市	2.7	栃木県芳賀町	1.6	長野県軽井沢町	0.8
北海道今金町	8.0	群馬県上野村	5.3	宮城県女川町	2.7	山梨県市川三郷町	1.6	長野県立科町	0.8
北海道幌加内町	8.0	群馬県玉村町	5.3	千葉県酒々井町	2.7	山梨県身延町	1.6	長野県阿南町	0.8
青森県弘前市	8.0	埼玉県吉川市	5.3	山梨県笛吹市	2.7	山梨県富士川町	1.6	長野県売木村	0.8
青森県三沢市	8.0	埼玉県滑川町	5.3	長野県須坂市	2.7	岐阜県関市	1.6	長野県喬木村	0.8
宮城県岩沼市	8.0	千葉県千葉市	5.3	長野県中野市	2.7	香川県丸亀市	1.6	長野県大鹿村	0.8
宮城県亘理町	8.0	千葉県船橋市	5.3	長野県小曲市	2.7	香川県善通寺市	1.6	長野県白馬村	0.8
宮城県涌谷町	8.0	千葉県成田市	5.3	長野県坂城町	2.7	香川県琴平町	1.6	岐阜県美濃市	0.8
秋田県秋田市	8.0	東京都新宿区	5.3	静岡県御前崎市	2.7	香川県多度津町	1.6	岐阜県川辺町	0.8
秋田県仙北市	8.0	東京都目黒区	5.3	愛知県南知多町	2.7	香川県まんのう町	1.6	高知県奈半利町	0.8
秋田県美郷町	8.0	東京都大田区	5.3	愛知県武豊町	2.7	北海道上天町	1.3	高知県田野町	0.8
栃木県足利市	8.0	東京都八王子市	5.3	兵庫県南あわじ市	2.7	山梨県山梨市	1.3	高知県安田町	0.8
栃木県栃木市	8.0	神奈川県横浜浜市	5.3	兵庫県淡路市	2.7	長野県岡谷市	1.3	高知県北川村	0.8
栃木県佐野市	8.0	神奈川県相模原市	5.3	香川県坂出市	2.7	長野県諏訪市	1.3	高知県馬路村	0.8
栃木県野木町	8.0	神奈川県藤沢市	5.3	香川県宇多津町	2.7	長野県茅野市	1.3	長野県駒ヶ根市	0.7
群馬県太田市	8.0	岐阜県可児市	5.3	福岡県八女市	2.7	長野県下諏訪町	1.3	長野県中川村	0.7
千葉県我孫子市	8.0	京都府舞鶴市	5.3	福岡県筑後市	2.7	長野県富士見町	1.3	大阪府河内町	0.7
東京都練馬区	8.0	大阪府大阪市	5.3	佐賀県佐賀市	2.7	長野県原村	1.3	大阪府千早赤阪村	0.7
東京都調布市	8.0	大阪府豊中市	5.3	佐賀県神埼市	2.7	長野県上松町	1.3	長野県飯田市	0.5
東京都国分寺市	8.0	大阪府吹田市	5.3	長崎県小値賀町	2.7	長野県南木曽町	1.3	長野県松川町	0.5
神奈川県厚木市	8.0	兵庫県姫路市	5.3	長崎県新上五島町	2.7	長野県木祖村	1.3	長野県高森町	0.5
神奈川県大和市	8.0	兵庫県相生市	5.3	熊本県宇城市	2.7	長野県大桑村	1.3	岐阜県坂祝町	0.5
新潟県新潟市	8.0	兵庫県赤穂市	5.3	北海道浜頓別町	2.0	長野県山ノ内町	1.3	岐阜県郡上市	0.4
新潟県三条市	8.0	兵庫県川西市	5.3	北海道安平町	2.0	長野県木島平村	1.3		
福井県福井市	8.0	兵庫県佐用町	5.3	宮城県富谷市	2.0	長野県野沢温泉村	1.3		
長野県御代田町	8.0	和歌山県古座川町	5.3	宮城県大和町	2.0	静岡県掛川市	1.3		
岐阜県富加町	8.0	鳥根県海士町	5.3	宮城県大郷町	2.0	大阪府富田林市	1.3		
岐阜県八百津町	8.0	岡山県新見市	5.3	長野県上田市	2.0	大阪府大阪狭山市	1.3		
静岡県浜松市	8.0	岡山県赤磐市	5.3	長野県東御市	2.0	兵庫県洲本市	1.3		
愛知県名古屋市中	8.0	愛媛県松山市	5.3	長野県青木村	2.0	和歌山県那智勝浦町	1.3		
愛知県一宮市	8.0	福岡県広川町	5.3	長野県長和町	2.0	和歌山県北山村	1.3		
愛知県安城市	8.0	熊本県菊池市	5.3	静岡県菊川市	2.0	高知県土佐町	1.3		
愛知県小牧市	8.0	熊本県宇土市	5.3	愛知県新城市	2.0	佐賀県鳥栖市	1.3		
愛知県扶桑町	8.0	大分県別府市	5.3	愛知県設楽町	2.0	佐賀県基山町	1.3		
京都府八幡市	8.0	沖縄県うるま市	5.3	三重県四日市市	2.0	熊本県水俣市	1.3		
大阪府堺市	8.0	沖縄県北中城村	5.3	三重県菟野町	2.0	長野県伊那市	1.2		
大阪府守口市	8.0	沖縄県中城村	5.3	三重県朝日町	2.0	北海道根室市	1.1		

③体験の機会・場

当該機能の充足度スコアの全国順位は以下のとおり。

図表Ⅳ-2-3 必要な機能【体験の機会・場】の充足度スコアの全国順位

市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt
福岡県福岡市	80.0	秋田県由利本荘市	5.3	兵庫県川西市	4.0	北海道中標津町	1.6	宮城県富谷市	1.0
兵庫県神戸市	64.0	秋田県美郷町	5.3	島根県海士町	4.0	北海道羅臼町	1.6	宮城県大和町	1.0
千葉県柏市	56.0	茨城県神栖市	5.3	岡山県赤磐市	4.0	山梨県身延町	1.6	宮城県大郷町	1.0
東京都品川区	24.0	群馬県太田市	5.3	高知県土佐町	4.0	長野県飯田市	1.6	長野県伊那市	1.0
新潟県上越市	24.0	群馬県玉村町	5.3	佐賀県伊万里市	4.0	長野県松川町	1.6	長野県箕輪町	1.0
青森県三沢市	16.0	埼玉県日高市	5.3	大分県佐伯市	4.0	長野県高森町	1.6	静岡県掛川市	1.0
宮城県東松島市	16.0	千葉県千葉市	5.3	沖縄県北中城村	4.0	北海道上川町	1.3	静岡県菊川市	1.0
秋田県仙北市	16.0	千葉県成田市	5.3	沖縄県中城村	4.0	北海道安平町	1.3	佐賀県鳥栖市	1.0
栃木県日光市	16.0	東京都目黒区	5.3	北海道富良野市	3.2	山梨県山梨市	1.3	長野県木島平村	0.9
神奈川県川崎市	16.0	東京都練馬区	5.3	北海道上富良野町	3.2	長野県岡谷市	1.3	北海道下川町	0.8
京都府八幡市	16.0	東京都八王子市	5.3	北海道南富良野町	3.2	長野県諏訪市	1.3	宮城県利府町	0.8
大阪府門真市	16.0	東京都調布市	5.3	北海道標津町	3.2	長野県中野市	1.3	山梨県早川町	0.8
広島県廿日市市	16.0	神奈川県横浜	5.3	栃木県益子町	3.2	長野県茅野市	1.3	山梨県富士川町	0.8
熊本県芦北町	9.8	神奈川県藤沢市	5.3	北海道和寒町	2.7	長野県下諏訪町	1.3	長野県阿南町	0.8
北海道稚内市	8.0	神奈川県厚木市	5.3	長野県千曲市	2.7	長野県富士見町	1.3	長野県売木村	0.8
北海道今金町	8.0	新潟県新潟市	5.3	長野県坂城町	2.7	長野県原村	1.3	長野県喬木村	0.8
北海道東神楽町	8.0	新潟県三条市	5.3	愛知県南知多町	2.7	長野県上松町	1.3	長野県大鹿村	0.8
北海道幌加内町	8.0	長野県御代田町	5.3	兵庫県南あわじ市	2.7	長野県南木曽町	1.3	長野県白馬村	0.8
秋田県秋田市	8.0	岐阜県美濃加茂市	5.3	兵庫県淡路市	2.7	長野県木祖村	1.3	岐阜県美濃市	0.8
福島県会津若松市	8.0	愛知県一宮市	5.3	香川県高松市	2.7	長野県大桑村	1.3	岐阜県川辺町	0.8
福島県喜多方市	8.0	愛知県安城市	5.3	香川県坂出市	2.7	長野県山ノ内町	1.3	香川県九尾市	0.8
栃木県栃木市	8.0	愛知県小牧市	5.3	香川県さぬき市	2.7	長野県野沢温泉村	1.3	香川県善通寺市	0.8
栃木県佐野市	8.0	愛知県日進市	5.3	香川県直島町	2.7	愛知県設楽町	1.3	香川県琴平町	0.8
栃木県小山市	8.0	愛知県扶桑町	5.3	福岡県八女市	2.7	愛知県豊根村	1.3	香川県多度津町	0.8
埼玉県坂戸市	8.0	愛知県武豊町	5.3	福岡県みやま市	2.7	三重県四日市市	1.3	香川県まんのう町	0.8
埼玉県吉川市	8.0	大阪府豊中市	5.3	長崎県新上五島町	2.7	三重県菟野町	1.3	長野県駒ヶ根市	0.7
千葉県船橋市	8.0	大阪府島本町	5.3	熊本県宇城市	2.7	三重県朝日町	1.3	長野県南箕輪村	0.7
千葉県我孫子市	8.0	兵庫県姫路市	5.3	宮城県石巻市	2.0	三重県川越町	1.3	長野県中川村	0.7
千葉県白井市	8.0	兵庫県尼崎市	5.3	宮城県女川町	2.0	大阪府富田林市	1.3	大阪府河南町	0.7
東京都新宿区	8.0	兵庫県芦屋市	5.3	長野県上田市	2.0	大阪府大阪狭山市	1.3	大阪府千早赤阪村	0.7
東京都大田区	8.0	兵庫県相生市	5.3	長野県東御市	2.0	兵庫県洲本市	1.3	長野県小諸市	0.5
東京都中野区	8.0	和歌山県古座川町	5.3	長野県青木村	2.0	和歌山県那智勝浦町	1.3	長野県佐久市	0.5
神奈川県相模原市	8.0	岡山県岡山市	5.3	長野県長和町	2.0	和歌山県太地町	1.3	長野県川上村	0.5
神奈川県大和市	8.0	岡山県瀬戸内市	5.3	静岡県御前崎市	2.0	和歌山県北山村	1.3	長野県南牧村	0.5
山梨県甲府市	8.0	広島県広島市	5.3	愛知県新城市	2.0	高知県大豊町	1.3	長野県南相木村	0.5
岐阜県可児市	8.0	広島県呉市	5.3	和歌山県海南市	2.0	佐賀県佐賀市	1.3	長野県北相木村	0.5
岐阜県富加町	8.0	広島県安芸高田市	5.3	和歌山県紀美野町	2.0	佐賀県基山町	1.3	長野県佐久穂町	0.5
岐阜県八百津町	8.0	山口県宇部市	5.3	香川県観音寺市	2.0	佐賀県みやき町	1.3	長野県軽井沢町	0.5
愛知県名古屋	8.0	福岡県大牟田市	5.3	香川県東かがわ市	2.0	熊本県水俣市	1.3	長野県立科町	0.5
京都府宇治市	8.0	福岡県筑前町	5.3	福岡県筑後市	2.0	北海道苫小牧市	1.1	岐阜県郡上市	0.5
大阪府堺市	8.0	福岡県広川町	5.3	佐賀県上峰町	2.0	北海道秩父別町	1.1	岐阜県坂祝町	0.5
大阪府守口市	8.0	熊本県菊池市	5.3	長崎県小値賀町	2.0	宮城県塩竈市	1.1		
兵庫県佐用町	8.0	熊本県宇土市	5.3	北海道剣淵町	1.8	宮城県多賀城市	1.1		
奈良県生駒市	8.0	大分県大分市	5.3	千葉県酒々井町	1.8	宮城県松島町	1.1		
岡山県新見市	8.0	大分県別府市	5.3	山梨県笛吹市	1.8	宮城県七ヶ浜町	1.1		
広島県東広島市	8.0	沖縄県うるま市	5.3	長野県須坂市	1.8	栃木県真岡市	1.1		
山口県長門市	8.0	北海道天塩町	4.0	愛知県美浜町	1.8	栃木県茂木町	1.1		
山口県山陽小野田市	8.0	北海道天塩町	4.0	香川県宇多津町	1.8	栃木県市貝町	1.1		
香川県三木町	8.0	北海道浜頓別町	4.0	福岡県筑後市	1.8	栃木県市貝町	1.1		
愛媛県松山市	8.0	青森県風間浦村	4.0	佐賀県神埼市	1.8	栃木県芳賀町	1.1		
熊本県山鹿市	8.0	栃木県足利市	4.0	佐賀県吉野ヶ里町	1.8	山梨県市川三郷町	1.1		
熊本県美里町	8.0	群馬県上野村	4.0	熊本県津奈木町	1.8	長野県大町市	1.1		
鹿児島県鹿児島市	8.0	埼玉県滑川町	4.0	北海道根室市	1.6	長野県池田町	1.1		
北海道室蘭市	5.3	東京都国分寺市	4.0	北海道深川市	1.6	岐阜県関市	1.1		
青森県弘前市	5.3	神奈川県秦野市	4.0	北海道妹背牛町	1.6	高知県奈半利町	1.1		
宮城県岩沼市	5.3	福井県福井市	4.0	北海道北竜町	1.6	高知県田野町	1.1		
宮城県亘理町	5.3	静岡県浜松市	4.0	北海道沼田町	1.6	高知県安田町	1.1		
宮城県涌谷町	5.3	愛知県幸田町	4.0	北海道占冠村	1.6	高知県北川村	1.1		
秋田県男鹿市	5.3	大阪府大阪市	4.0	北海道白老町	1.6	高知県馬路村	1.1		
秋田県鹿角市	5.3	大阪府吹田市	4.0	北海道むかわ町	1.6	佐賀県武雄市	1.1		
		兵庫県赤穂市	4.0	北海道別海町	1.6	佐賀県嬉野市	1.1		

④専門的人材の確保・養成

当該機能の充足度スコアの全国順位は以下のとおり。

図表Ⅳ-2-4 必要な機能【専門的人材の確保・養成】の充足度スコアの全国順位

市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt	市町村名	充足度スコアpt
福岡県福岡市	40.0	栃木県日光市	5.3	熊本県宇城市	4.0	愛知県新城市	1.3	長野県山ノ内町	0.9
千葉県柏市	29.3	栃木県小山市	5.3	大分県大分市	4.0	愛知県設楽町	1.3	和歌山県那智勝浦町	0.9
東京都品川区	24.0	栃木県野木町	5.3	大分県別府市	4.0	三重県四日市市	1.3	和歌山県太地町	0.9
新潟県上越市	24.0	群馬県太田市	5.3	大分県佐伯市	4.0	三重県菰野町	1.3	和歌山県北山村	0.9
埼玉県坂戸市	16.0	群馬県上野村	5.3	沖縄県北中城村	4.0	三重県朝日町	1.3	北海道深川市	0.8
神奈川県川崎市	16.0	群馬県玉村町	5.3	沖縄県中城村	4.0	三重県川越町	1.3	北海道妹背牛町	0.8
岐阜県可児市	16.0	千葉県千葉市	5.3	兵庫県南あわじ市	3.6	高知県土佐町	1.3	北海道下川町	0.8
岐阜県八百津町	16.0	千葉県成田市	5.3	兵庫県淡路市	3.6	福岡県筑後市	1.3	山梨県早川町	0.8
愛知県日進市	16.0	千葉県白井市	5.3	北海道苫小牧市	3.2	佐賀県佐賀市	1.3	山梨県富士川町	0.8
大阪府大阪市	16.0	東京都中野区	5.3	北海道苫小牧市	3.2	佐賀県神埼市	1.3	長野県大町市	0.8
兵庫県神戸市	16.0	東京都八王子市	5.3	北海道標津町	3.2	佐賀県基山町	1.3	長野県北相木村	0.8
愛媛県松山市	16.0	神奈川県横浜市	5.3	北海道和寒町	2.7	熊本県水俣市	1.3	長野県阿南町	0.8
熊本県芦北町	9.8	神奈川県相模原市	5.3	北海道浜頓別町	2.7	北海道根室市	1.1	長野県売木村	0.8
北海道今金町	8.0	神奈川県藤沢市	5.3	宮城県石巻市	2.7	北海道富良野市	1.1	長野県大鹿村	0.8
北海道東神楽町	8.0	神奈川県大和市	5.3	山梨県甲州市	2.7	北海道秩父別町	1.1	長野県池田町	0.8
北海道幌加内町	8.0	新潟県新潟市	5.3	長野県中野市	2.7	北海道北竜町	1.1	長野県白馬村	0.8
宮城県東松島市	8.0	新潟県三条市	5.3	長野県千曲市	2.7	北海道沼田町	1.1	岐阜県東白川村	0.8
秋田県由利本荘市	8.0	長野県御代田町	5.3	長野県坂城町	2.7	北海道南富良野市	1.1	岐阜県御嵩町	0.8
秋田県仙北市	8.0	岐阜県富加町	5.3	愛知県南知多町	2.7	北海道美深町	1.1	佐賀県武雄市	0.8
秋田県美郷町	8.0	愛知県一宮市	5.3	和歌山県古座川町	2.7	北海道羅臼町	1.1	長野県駒ヶ根市	0.7
茨城県神栖市	8.0	愛知県小牧市	5.3	香川県坂出市	2.7	宮城県塩竈市	1.1	長野県中川村	0.7
栃木県佐野市	8.0	愛知県扶桑町	5.3	香川県観音寺市	2.7	宮城県多賀城市	1.1	大阪府富田林市	0.7
埼玉県日高市	8.0	愛知県幸田町	5.3	香川県東かがわ市	2.7	宮城県松島町	1.1	大阪府大阪狭山市	0.7
埼玉県吉川市	8.0	京都府八幡市	5.3	香川県直島町	2.7	宮城県七ヶ浜町	1.1	大阪府河南町	0.7
千葉県我孫子市	8.0	大阪府豊中市	5.3	佐賀県伊万里市	2.7	宮城県利府町	1.1	大阪府千早赤阪村	0.7
東京都新宿区	8.0	大阪府吹田市	5.3	長崎県新上五島町	2.7	栃木県真岡市	1.1	佐賀県嬉野市	0.6
東京都大田区	8.0	大阪府守口市	5.3	北海道上川町	2.0	栃木県益子町	1.1	長野県飯田市	0.5
東京都練馬区	8.0	大阪府島本町	5.3	北海道安平町	2.0	栃木県茂木町	1.1	長野県小諸市	0.5
東京都調布市	8.0	兵庫県姫路市	5.3	宮城県女川町	2.0	栃木県市貝町	1.1	長野県佐久市	0.5
東京都国分寺市	8.0	兵庫県尼崎市	5.3	静岡県御前崎市	2.0	栃木県芳賀町	1.1	長野県川上村	0.5
神奈川県厚木市	8.0	島根県海士町	5.3	和歌山県海南市	2.0	山梨県市川三郷町	1.1	長野県南牧村	0.5
静岡県浜松市	8.0	広島県呉市	5.3	和歌山県紀美野町	2.0	山梨県身延町	1.1	長野県南相木村	0.5
京都府京都市	8.0	広島県廿日市市	5.3	福岡県みやま市	2.0	香川県丸亀市	1.1	長野県佐久穂町	0.5
京都府舞鶴市	8.0	広島県安芸高田市	5.3	佐賀県上峰町	2.0	香川県善通寺市	1.1	長野県立科町	0.5
京都府宇治市	8.0	山口県宇部市	5.3	長崎県小値賀町	2.0	香川県琴平町	1.1	長野県松川町	0.5
大阪府堺市	8.0	山口県長門市	5.3	山梨県山梨市	1.8	香川県多度津町	1.1	長野県高森町	0.5
大阪府大東市	8.0	山口県山陽小野田市	5.3	山梨県笛吹市	1.8	香川県まんのう町	1.1	長野県善光寺村	0.5
大阪府門真市	8.0	福岡県広川町	5.3	愛知県美浜町	1.8	高知県奈半利町	1.1	岐阜県美濃市	0.5
岡山県岡山市	8.0	沖縄県うるま市	5.3	愛知県武豊町	1.8	高知県田野町	1.1	岐阜県郡上市	0.5
岡山県新見市	8.0	北海道室蘭市	4.0	兵庫県洲本市	1.8	高知県安田町	1.1	岐阜県坂祝町	0.5
岡山県瀬戸内市	8.0	青森県風間浦村	4.0	香川県宇多津町	1.8	高知県北川村	1.1	長野県軽井沢町	0.4
広島県広島市	8.0	秋田県男鹿市	4.0	佐賀県吉野ヶ里町	1.8	高知県馬路村	1.1	岐阜県川辺町	0.4
広島県東広島市	8.0	福島県喜多方市	4.0	熊本県津奈木町	1.8	宮城県富谷市	1.0		
香川県三木町	8.0	栃木県足利市	4.0	北海道占冠村	1.6	宮城県大和町	1.0		
福岡県筑前町	8.0	埼玉県滑川町	4.0	北海道白老町	1.6	長野県伊那市	1.0		
熊本県山鹿市	8.0	千葉県船橋市	4.0	北海道むかわ町	1.6	長野県箕輪町	1.0		
熊本県菊池市	8.0	神奈川県秦野市	4.0	北海道別海町	1.6	長野県南箕輪村	1.0		
熊本県宇土市	8.0	福井県福井市	4.0	北海道中標津町	1.6	静岡県掛川市	1.0		
熊本県美里町	8.0	山梨県甲府市	4.0	岐阜県七宗町	1.6	愛知県豊根村	1.0		
鹿児島県鹿児島市	8.0	岐阜県美濃加茂市	4.0	宮城県大郷町	1.3	高知県大豊町	1.0		
北海道稚内市	5.3	愛知県安城市	4.0	千葉県酒々井町	1.3	佐賀県鳥栖市	1.0		
北海道天塩町	5.3	兵庫県芦屋市	4.0	長野県上田市	1.3	佐賀県みやき町	1.0		
青森県弘前市	5.3	兵庫県相生市	4.0	長野県須坂市	1.3	長野県岡谷市	0.9		
青森県三沢市	5.3	兵庫県赤穂市	4.0	長野県東御市	1.3	長野県諏訪市	0.9		
宮城県岩沼市	5.3	兵庫県川西市	4.0	長野県青木村	1.3	長野県茅野市	0.9		
宮城県亘理町	5.3	兵庫県佐用町	4.0	長野県長和町	1.3	長野県下諏訪町	0.9		
宮城県涌谷町	5.3	奈良県生駒市	4.0	長野県大桑村	1.3	長野県富士見町	0.9		
秋田県秋田市	5.3	岡山県赤磐市	4.0	長野県木島平村	1.3	長野県原村	0.9		
秋田県鹿角市	5.3	香川県高松市	4.0	長野県野沢温泉村	1.3	長野県上松町	0.9		
福島県会津若松市	5.3	香川県さぬき市	4.0	岐阜県関市	1.3	長野県南木曽町	0.9		
栃木県栃木市	5.3	福岡県大牟田市	4.0	静岡県菊川市	1.3	長野県木祖村	0.9		

⑤地域の体制づくり

当該機能の充足度スコアの全国順位は以下のとおり。

図表Ⅳ-2-5 必要な機能【地域の体制づくり】の充足度スコアの全国順位

市町村名	充足度スコア pt	市町村名	充足度スコア pt	市町村名	充足度スコア pt	市町村名	充足度スコア pt	市町村名	充足度スコア pt
福岡県福岡市	80.0	岡山県新見市	8.0	山梨県甲府市	4.0	熊本県水俣市	1.8	山梨県富士川町	1.1
千葉県柏市	32.0	岡山県瀬戸内市	8.0	長野県千曲市	4.0	熊本県津奈木町	1.8	長野県池田町	1.1
兵庫県神戸市	32.0	岡山県赤磐市	8.0	長野県坂城町	4.0	北海道深川市	1.6	佐賀県嬉野市	1.1
東京都品川区	24.0	広島県東広島市	8.0	愛知県設楽町	4.0	北海道妹背牛町	1.6	長野県箕輪町	1.0
新潟県上越市	24.0	広島県安芸高田市	8.0	兵庫県芦屋市	4.0	北海道北竜町	1.6	長野県南箕輪村	1.0
福島県会津若松市	16.0	香川県三木町	8.0	兵庫県川西市	4.0	北海道沼田町	1.6	長野県中川村	1.0
埼玉県坂戸市	16.0	愛媛県松山市	8.0	香川県高松市	4.0	北海道占冠村	1.6	静岡県掛川市	1.0
千葉県我孫子市	16.0	福岡県筑前町	8.0	香川県直島町	4.0	北海道下川町	1.6	長野県上松町	0.9
神奈川県川崎市	16.0	熊本県山鹿市	8.0	高知県大豊町	4.0	北海道白老町	1.6	長野県南木曽町	0.9
神奈川県秦野市	16.0	熊本県宇土市	8.0	佐賀県伊万里市	4.0	北海道別海町	1.6	長野県木祖村	0.9
岐阜県八百津町	16.0	熊本県美里町	8.0	熊本県菊池市	4.0	北海道標津町	1.6	和歌山県那智勝浦町	0.9
静岡県浜松市	16.0	沖縄県中城村	8.0	熊本県宇城市	4.0	宮城県利府町	1.6	和歌山県太地町	0.9
愛知県安城市	16.0	北海道稚内市	5.3	大分県佐伯市	4.0	山梨県市川三郷町	1.6	和歌山県北山村	0.9
愛知県日進市	16.0	青森県弘前市	5.3	沖縄県うるま市	4.0	山梨県身延町	1.6	山梨県早川町	0.8
広島県廿日市市	16.0	宮城県岩沼市	5.3	兵庫県南あわじ市	3.6	岐阜県関市	1.6	長野県飯田市	0.8
山口県山陽小野田市	16.0	宮城県亘理町	5.3	兵庫県淡路市	3.6	岐阜県七宗町	1.6	長野県小諸市	0.8
大分県大分市	16.0	秋田県秋田市	5.3	北海道苫小牧市	3.2	岐阜県御嵩町	1.6	長野県大町市	0.8
大分県別府市	16.0	秋田県由利本荘市	5.3	北海道富良野市	3.2	高知県奈半利町	1.6	長野県佐久市	0.8
鹿児島県鹿児島市	16.0	秋田県美郷町	5.3	北海道上富良野町	3.2	高知県田野町	1.6	長野県川上村	0.8
熊本県芦北町	9.8	福島県喜多方市	5.3	北海道南富良野町	3.2	高知県安田町	1.6	長野県南牧村	0.8
北海道室蘭市	8.0	栃木県佐野市	5.3	北海道和寒町	2.7	高知県北川村	1.6	長野県南相木村	0.8
北海道今金町	8.0	栃木県日光市	5.3	北海道剣淵町	2.7	高知県馬路村	1.6	長野県北相木村	0.8
北海道東神楽町	8.0	栃木県小山市	5.3	北海道洞爺湖町	2.7	宮城県大郷町	1.3	長野県佐久穂町	0.8
北海道幌加内町	8.0	栃木県野木町	5.3	北海道浜頓別町	2.7	長野県岡谷市	1.3	長野県軽井沢町	0.8
北海道天塩町	8.0	群馬県上野村	5.3	宮城県女川町	2.7	長野県諏訪市	1.3	長野県松川町	0.8
青森県三沢市	8.0	群馬県玉村町	5.3	長野県中野市	2.7	長野県伊那市	1.3	長野県高森町	0.8
宮城県東松島市	8.0	千葉県千葉市	5.3	静岡県御前崎市	2.7	長野県茅野市	1.3	長野県阿南町	0.8
宮城県涌谷町	8.0	千葉県成田市	5.3	大阪府太子町	2.7	長野県下諏訪町	1.3	長野県売木村	0.8
秋田県男鹿市	8.0	千葉県白井市	5.3	和歌山県海南市	2.7	長野県富士見町	1.3	長野県大鹿村	0.8
秋田県鹿角市	8.0	東京都目黒区	5.3	和歌山県紀美野町	2.7	長野県原村	1.3	長野県白馬村	0.8
秋田県仙北市	8.0	東京都中野区	5.3	和歌山県古座川町	2.7	長野県大桑村	1.3	岐阜県美濃市	0.8
茨城県神栖市	8.0	東京都練馬区	5.3	香川県坂出市	2.7	長野県山ノ内町	1.3	岐阜県郡上市	0.8
栃木県足利市	8.0	東京都国分寺市	5.3	香川県観音寺市	2.7	長野県木島平村	1.3	岐阜県東白川村	0.8
栃木県栃木市	8.0	神奈川県横浜市	5.3	香川県東かがわ市	2.7	長野県野沢温泉村	1.3	香川県丸亀市	0.8
埼玉県日高市	8.0	神奈川県藤沢市	5.3	香川県宇多津町	2.7	静岡県菊川市	1.3	香川県善通寺市	0.8
埼玉県吉川市	8.0	神奈川県大和市	5.3	福岡県八女市	2.7	愛知県豊根村	1.3	香川県琴平町	0.8
埼玉県滑川町	8.0	岐阜県富加町	5.3	佐賀県吉野ヶ里町	2.7	三重県四日市市	1.3	香川県多度津町	0.8
千葉県船橋市	8.0	愛知県一宮市	5.3	長崎県小値賀町	2.7	三重県菰野町	1.3	香川県まんのう町	0.8
東京都新宿区	8.0	愛知県幸田町	5.3	長崎県新上五島町	2.7	三重県朝日町	1.3	佐賀県武雄市	0.8
東京都大田区	8.0	京都府舞鶴市	5.3	北海道上川町	2.0	三重県川越町	1.3	長野県立科町	0.5
東京都八王子市	8.0	京都府八幡市	5.3	北海道安平町	2.0	大阪府富田林市	1.3	長野県喬木村	0.5
東京都調布市	8.0	大阪府豊中市	5.3	長野県上田市	2.0	大阪府大阪狭山市	1.3	岐阜県坂祝町	0.5
神奈川県相模原市	8.0	大阪府吹田市	5.3	長野県駒ヶ根市	2.0	大阪府河南町	1.3	岐阜県川辺町	0.4
神奈川県厚木市	8.0	大阪府門真市	5.3	長野県東御市	2.0	大阪府千早赤阪村	1.3		
新潟県新潟市	8.0	大阪府島本町	5.3	長野県青木村	2.0	高知県土佐町	1.3		
福井県福井市	8.0	兵庫県姫路市	5.3	長野県長和町	2.0	福岡県筑後市	1.3		
長野県御代田町	8.0	兵庫県佐用町	5.3	愛知県新城市	2.0	佐賀県基山町	1.3		
岐阜県美濃加茂市	8.0	奈良県生駒市	5.3	福岡県みやま市	2.0	北海道根室市	1.1		
岐阜県可児市	8.0	広島県広島市	5.3	佐賀県鳥栖市	2.0	北海道秩父別町	1.1		
愛知県小牧市	8.0	広島県呉市	5.3	佐賀県上峰町	2.0	北海道むかわ町	1.1		
愛知県扶桑町	8.0	山口県宇部市	5.3	佐賀県みやき町	2.0	北海道中標津町	1.1		
京都府京都市	8.0	山口県長門市	5.3	千葉県酒々井町	1.8	北海道羅臼町	1.1		
京都府宇治市	8.0	福岡県大牟田市	5.3	山梨県山梨市	1.8	宮城県塩竈市	1.1		
大阪府大阪市	8.0	福岡県広川町	5.3	山梨県笛吹市	1.8	宮城県多賀城市	1.1		
大阪府堺市	8.0	沖縄県北中城村	5.3	長野県須坂市	1.8	宮城県松島町	1.1		
大阪府守口市	8.0	青森県風間浦村	4.0	愛知県南知多町	1.8	宮城県七ヶ浜町	1.1		
兵庫県尼崎市	8.0	宮城県石巻市	4.0	愛知県美浜町	1.8	栃木県真岡市	1.1		
兵庫県相生市	8.0	宮城県富谷市	4.0	愛知県武豊町	1.8	栃木県益子町	1.1		
兵庫県赤穂市	8.0	宮城県大和町	4.0	兵庫県洲本市	1.8	栃木県茂木町	1.1		
島根県海士町	8.0	群馬県太田市	4.0	佐賀県佐賀市	1.8	栃木県市貝町	1.1		
岡山県岡山市	8.0	新潟県三条市	4.0	佐賀県神埼市	1.8	栃木県芳賀町	1.1		

（２）都道府県別の充足度マップ

都道府県別の充足度マップは、本報告書の「資料編」に掲載。

V. 総括

冒頭において述べたように、わが国では、拠点等について、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）の基本指針において、平成32年度末までに「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本」としているが、大部分の市町村が整備途上の段階にあるのが現状である。拠点等には原則、5つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）を備えることが求められるが、地域の実情を踏まえて必要な機能とその充足度の判断は最終的に市町村（特別区を含む。）が行うこととなっている。

こうした背景を踏まえ、本調査研究は、拠点等の着実に運営・発展を図るため、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）において把握する拠点等の必要な機能の状況について更新や周知等を行うこと」並びに「次期（2021年度）報酬改定の議論で活用するための基礎資料を作成すること」を目的とし、以下の調査方法により地域生活支援拠点等の整備状況の現状調査を行った。

（１）調査方法

＜アンケート調査＞

各市町村にとって必要な機能の具体的な内容および充足度を把握するため、全国1,741市町村（特別区を含む。）を調査客体としたアンケート調査（悉皆）を行った。

アンケートの調査項目は以下のとおり。

市町村（特別区を含む。）向けアンケートの調査項目

- ☐ 市町村の障害者手帳所持者数
- ☐ 調査時点における拠点等の整備状況（実績）
- ☐ 今後の拠点等の整備予定
- ☐ 令和元年10月以降に強化・充実を図る予定の機能
- ☐ 備えるのが特に困難な機能とその理由
- ☐ 特段必要と考えていない機能
- ☐ 障害福祉計画の定期評価の見直しの実施回数
- ☐ 地域生活支援拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点）
- ☐ 必要な機能とその充足度

本調査の重要性を調査客体に理解していただき、回収率100%を実現するため、調査票の発出は、厚生労働省から各都道府県、各都道府県から管内の市町村の拠点等の担当者に対してメール配信することにより行った。

各都道府県の担当者には、調査専用WebサイトにログインするためのID／パスワードを配

布し、管内の市町村の提出状況を閲覧および督促のご協力をお願いした。

回収済み調査票のローデータ化を効率的に行うため、調査専用Webサイトを構築し、調査票は電子調査票（Excel形式）を使用した。

各市町村は、調査専用Webサイトに記入済み電子調査票をアップロードすることで提出した。セキュリティポリシーの関係でインターネット接続できない場合は、提出の代替手段として、疑義照会用のメールアドレスを使用した。

<ヒアリング調査>

本研究では、地域生活支援拠点等の整備状況に関する先行調査の結果（地域の実情に応じて整備し、うまく活用している市町村・圏域とそうでない市町村）、及び、人口規模や地域性に関する公的統計データを勘案し、拠点等の整備状況に関する詳細を聞き取り調査（ヒアリング）により深掘りするべく、調査・分析の対象となる市町村を選定した。

市町村向けヒアリングの調査項目

- 概要
 - ・ 障害者の状況（令和元年10月1日時点）、所属している圏域 / 等
- 整備のプロセス
 - ・ 整備の検討、経緯、今後の方向性
- 拠点等における支援の事例
 - ・ 利用者の属性、利用した経緯、利用の効果 / 等
- 整備類型ごとの傾向、特徴、概要
 - ・ 令和元年10月1日時点の整備状況、拠点等のイメージ / 等
- 既に備えている機能の現状と課題（整備済みの場合のみ）
- 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細（整備済みの場合のみ）
- 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

（２）調査結果

①アンケート調査

本調査では、全国 1,741 市町村（特別区を含む。）を対象としたオンラインまたは電子メールによる悉皆調査を実施したところ、1,439 市町村から有効回答を得られ、市町村全体の有効回答率は 82.7%であった。調査結果は以下のとおり。

<拠点等の整備状況（令和元年 10 月 1 日、令和 2 年 3 月末日、令和 2 年 3 月末日の 3 時点）>

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が8.7%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が11.8%、「未整備」が79.6%であった。また、「市町村単独で整備済み」又は「圏域の市町村と共同で整備済み」（以下、「整備済み」という。）の市町村は、20.4%であった。

令和 2 年 3 月末日時点における拠点等の整備予定の力所数をみると、「1カ所」が37.6%、「2カ所以上」が0.8%であった。一方、「0カ所」は61.6%を占めていた。令和 2 年 3 月末日時点における拠点等の整備予定が 0 カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口 1 万人未満」が 27.6%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が18.9%の順で多かった。次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が21.2%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が14.6%の順で多かった。

令和 3 年 3 月末日時点における拠点等の整備予定の力所数をみると、「1カ所」が81.4%、「2カ所以上」が1.5%であった。一方、「0カ所」は17.1%を占めていた。令和 3 年 3 月末日時点における拠点等の整備予定が 0 カ所の市町村の分布を人口規模別にみると、「人口1万人未満」が 43.2%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が22.3%の順で多かった。次に、1カ所以上の整備を予定している市町村についてパターン別にみると、「圏域の市町村と共同で整備予定（1カ所）」が42.8%で最も多く、次いで「市町村単独で整備予定（1カ所）」が34.7%の順で多かった。

<令和元年 10 月以降に強化・充実を図る予定の機能>

令和元年10月以降に市町村単独で強化・充実を図る予定の機能をみると、「相談」が36.1%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ・対応」が32.5%の順で多かった。一方、「市町村単独で機能を強化・充実させる予定はない」は46.2%であった。

令和元年10月以降に圏域の市町村と共同で強化・充実を図る予定の機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が39.7%で最も多く、次いで「相談」が34.9%の順で多かった。一方、「圏域の市町村と共同で機能を強化・充実させる予定はない」は38.8%であった。

<備えるのが特に困難な機能>

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

選択した機能について、備えるのが困難である理由は以下のとおりであった。

①【相談】においては、「24時間365日の相談支援体制の構築」が85.5%で最も多く、次いで「専門職員の確保（相談支援専門員等）」が68.0%の順で多かった。②【緊急時の受け入れ・対応】においては、「緊急時に備えて受入先の空き室・空床の確保」が89.7%で最も多く、次いで「社会資源の確保」が64.6%の順で多かった。③【体験の機会・場】においては、「共同生活援助等を提供する受入先の空き室・空床の確保」が88.3%で最も多く、次いで「社会資源の確保（グループホーム等）」が74.1%の順で多かった。④【専門的人材の確保・養成】においては、「養成する人材の確保」が86.3%で最も多く、次いで「専門職員の確保（医師・看護師等）」が74.0%の順で多かった。⑤【地域の体制づくり】においては、「専門職員の確保」が70.8%で最も多く、次いで「コーディネーターの確保」が68.4%の順で多かった。

＜特段必要と考えていない機能＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、令和元年10月1日時点で特段必要と考えていない機能をみると、「体験の機会・場」が最多で2.0%であった。一方、「何らかの機能が必要と考えている」と回答した市町村は、90.5%であった。人口規模別にみると、いずれの人口規模においても「何らかの機能が必要と考えている」が最も大きな割合を占めており、「人口20万人以上30万人未満」の市町村が100%で最も多く、次いで「人口4万人以上5万人未満」の市町村が95.5%の順で多かった。

＜障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村を対象として、平成31年4月1日～令和元年9月末迄の半年間で、障害福祉計画の定期評価と見直しの実施回数をみると、「0回」が66.4%で最も多く、次いで「1回」が29.5%、「2回以上」が4.1%の順で多かった。「うち、拠点等の整備に関するもの」についても同様の傾向が見られ、「0回」が77.7%で最も多く、次いで「1回」が19.5%、「2回以上」が2.7%の順で多かった。

＜地域生活支援拠点等の整備状況（令和元年10月1日時点、整備類型別）＞

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「市町村単独で整備済み」と回答した市町村を対象として、市町村単独で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型1カ所」が64.8%で最も多く、次いで「多機能拠点型1カ所」が13.6%の順で多かった。

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村を対象として、圏域で整備済み拠点等の数の分布を整備類型別にみると、「面的整備型1カ所」が79.4%で最も多く、次いで「多機能拠点型1カ所」が9.4%の順で多かった。

＜必要な機能とその充足度（令和元年10月1日時点、整備類型別）＞

令和元年10月1日時点における「拠点等1」の整備状況をみると、「市町村単独で整備済み」が42.3%、「圏域の市町村と共同で整備済み」が57.3%であった。さらに、「圏域の市町村と共同で整備済み」と回答した市町村について、共同で整備する市町村の数の分布をみると、「5市町村」が28.3%で最も多く、次いで「7市町村以上」が18.7%の順で多かった。

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「整備済み」と回答した市町村について、5つの機能の必要性を聞いたところ、「必要と考えている」と回答した市町村は9割を超えており、「相談」が98.0%、「緊急時の受け入れ・対応」が97.3%、「体験の機会・場」が94.9%、「専門的人材の確保・養成」が97.6%、「地域の体制づくり」が98.0%であった。

5つの機能について「必要と考えている」と回答した市町村について、その充足度を聞いたところ、以下のとおりであった。

①【相談】においては、「概ね十分」が50.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が34.5%の順で多かった。②【緊急時の受け入れ・対応】においては、「概ね十分」が56.5%で最も多く、次いで「やや不十分」が25.6%の順で多かった。③【体験の機会・場】においては、「やや不十分」が40.3%で最も多く、次いで「概ね十分」が34.2%の順で多かった。④【専門的人材の確保・養成】においては、「やや不十分」が50.0%で最も多く、次いで「概ね十分」が24.5%の順で多かった。⑤【地域の体制づくり】においては、「概ね十分」が47.7%で最も多く、次いで「やや不十分」が35.2%の順で多かった。

②ヒアリング調査

本研究では、地域生活支援拠点等の整備状況に関する先行調査の結果（地域の実情に応じて整備し、うまく活用している市町村・圏域とそうでない市町村）、及び、人口規模や地域性に関する公的統計データを勘案し、拠点等の整備状況に関する詳細を聞き取り調査（ヒアリング）により深掘りするべく、調査・分析の対象となる市町村を選定した。

市町村向けヒアリングの調査項目

- 概要
 - ・ 障害者の状況（令和元年10月1日時点）、所属している圏域 ／等
- 整備のプロセス
 - ・ 整備の検討、経緯、今後の方向性
- 拠点等における支援の事例
 - ・ 利用者の属性、利用した経緯、利用の効果 ／等
- 整備類型ごとの傾向、特徴、概要
 - ・ 令和元年10月1日時点の整備状況、拠点等のイメージ ／等
- 既に備えている機能の現状と課題（整備済みの場合のみ）
- 今後強化・充実を図る予定の機能の詳細（整備済みの場合のみ）
- 拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

厚生労働省の協力のもとで、ヒアリング対象の候補となる24市町村に調査協力依頼を行い、最終的に承諾が得られた市町村は下表のとおりであった。なお、ヒアリングの実施にあたっては、圏域で整備済み、又は圏域で整備予定の市町村に関しては、同一圏域の市町村と合同で実施し、一つの事例集に取り纏めた。

ヒアリングの承諾が得られた市町村（18市町村、8事例）

地域区分	A. 未整備群	B. 整備済み群
北海道・東北	A101.網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町 (北海道北網圏域)	—
関東・甲信越	—	—
東海北陸	—	B101.安城市（愛知県）
近畿	A102.竜王町（滋賀県）	B102.海南市・紀美野町 (和歌山県海南海草圏域)
中国・四国	A103.備前市・和気町 (岡山県東備圏域)	B103.三木町（香川県）
九州・沖縄	A104.筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市 (福岡県筑紫圏域) A105.大宜味村（沖縄県）	—

※令和元年台風 15 号及び第 19 号による被災地域について調査対象の見直しを行った。

※新型コロナウイルスの関係で、北海道北網圏域へのヒアリングは電子メールでのやり取りで代替した。

以下、「未整備群」と「整備済み群」の共通項目である「整備のプロセス」と「拠点等の整備・運営における今後の課題・方針」について、調査対象となった市町村のヒアリング調査の結果を整理する。

<整備のプロセス（検討の経緯、工夫等）>

【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】の事例

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の整備については、平成 30 年から 3 カ月の計画期間である、「第 5 次網走市障がい者福祉計画」策定時において具体的な検討を開始した（平成 29 年度）。因みに、平成 28 年度に圏域内で勉強会を実施し、設置に向けての方向性について検討を行ったが、その段階では具体的なものとはなっていなかった。

北海道においては、①多くの自治体が単独整備でなく、圏域での整備となっていること、②網走市が所属する北網圏域には拠点等を担える地域資源が少ないこと、等の理由から圏域での整備が合理的であると判断した。

整備の検討に当たっては、本市において、自立支援協議会において市の方針（圏域設置等）を提案し、確認していただいている。また、検討を進める議論では、オホーツク管内を所管する「地域づくりコーディネーター」が所在する「くらしネットオホーツク」の協力を得ている。

【竜王町（滋賀県）】の事例

本町では現在、町内の法人には計画相談支援事業所の立ち上げを依頼し、県庁には資格の養成講座の開講をお願いしているが、現在のところ、本町には計画相談支援事業所がない。それゆえ、

地域の課題を協議する場を作れない状況にある。

【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】の事例

平成 28 年から平成 29 年にかけて 1 年間、東備地域自立支援協議会（備前市、和気町）（以下「自立支援協議会」という。）と自治体で検討を行った。自治体としては面的整備型の拠点等を整備する方向性をもって会議の場を設け、調整を行った。当時、自立支援協議会の中で新たな取り組みを一から行うことが難しかったので、まずは行政主導で検討し、ある程度の案が出来上がった段階で、自立支援協議会と連動する方向で進めることとした。

しかしながら、行政だけで検討し、後から了承を得る形が難しいことが後で分かったため、自立支援協議会において、地域のことをきちんと検討できる体制を作ろうという流れとなり、平成 30 年度から令和元年度にかけて、自立支援協議会の体制を見直しているところである。

現在は、自立支援協議会の体制が整備できたら、拠点等の整備を検討する方向で考えている。自立支援協議会の体制を見直すに当たっては、自立支援協議会の中に相談支援専門員が集まる連絡会議を設置し、議論する場の充実を図るほか、自立支援協議会が機能している他の自治体又は自立支援協議会からアドバイスをいただく等の取組を行っている。現時点では、拠点等の整備を行うに当たって、地域の課題について協議する場となる自立支援協議会の体制づくりが最優先事項であると考えている。

【筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市（福岡県筑紫圏域）】の事例

筑紫圏域の地域自立支援協議会において、同地域の事業者（利用者の自立支援計画を策定している事業者）から、拠点等が必要であるとの発議があったことを踏まえ、同協議会では平成 30 年度末、拠点等の趣旨等について事業者向けの説明会を開催し、事業者側のニーズ調査（事業者向けアンケート）を実施した。

同ニーズ調査は、筑紫圏域では緊急時の受け入れ先となる社会資源（保護者が冠婚葬祭の際に利用者の受け入れが可能な施設等）が乏しいという実情を踏まえ、まずは「緊急時の受け入れ・対応」機能に対する事業者側のニーズを把握することを目的としたものであり、「ニーズあり」と回答されたケースは約 50 件であった。この 50 件という数字を少ないとみるか否か意見が分かれるところではあるが、一定のニーズがあることは確かなものであると考えている。

筑紫圏域の 5 市では事業者向けアンケート調査の結果を踏まえて協議会において話し合いを進めており、拠点等を整備するには、まずは基幹相談支援センターを設置し、そのうえで必要な機能（「緊急時の受け入れ・対応」等）を追加していく方向で共通認識に至っている。

筑紫圏域の基幹相談支援センターは、大野城市（平成 30 年 4 月）と那珂川市（平成 31 年 4 月）の福祉課内にそれぞれ設置されている。

【大宜味村（沖縄県）】の事例

本村は当初北部圏域での整備を検討していたが、各市町村現状や課題が違う為、単独での整備で行う事にした。

本村は、大宜味村自立支援協議会の相談部会等において、既存の福祉施設（福祉資源）の活用ができないか、障害者虐待の対応を参考に整備してはどうか等、地域生活支援拠点等の整備に向

けた協議を行っている。また、沖縄県主催の説明会や、北部圏域での説明会にも参加しており、本村に適した整備を検討している。

本村は人口が少ない地域であり、地域の福祉施設も少ない。そのため、現在本村にある福祉施設、近隣市町村にある福祉施設（福祉資源）の機能を活用し整備することにした。

現在、整備に向け進めているが、課題等があれば大宜味村自立支援協議会の相談部会等で協議していく。

【安城市（愛知県）】の事例

障害福祉計画に関する国の基本方針が示されたことを受けて、平成 28 年 7 月、地域生活支援拠点等の運営について協議するため、市内社会福祉法人、基幹相談支援センター、短期入所又は共同生活援助を運営する法人、作業部会代表、市の障害福祉課、コーディネーターから構成される「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を発足した（第 1 回）。

同年 8 月、地域生活支援拠点等プロジェクトチームで行なわれた第 2 回協議会において、拠点等のイメージ（面的整備型）が確定した。その後、定期的に同プロジェクトチームによる検討が行われ、必要な機能が整備されていった。

【海南市・紀美野町（和歌山県海南海草圏域）】の事例

海南海草圏域は、1 市 1 町の小さな圏域であるため、圏域内の事業所はお互いの顔が見える関係にあり、それが当圏域の強みであると感じている。

まず初めに、圏域の自立支援協議会と連携して検討チームを発足し、拠点等の整備に係る検討を開始した（平成 28 年度）。当初、圏域の協議会の検討チームにおいて多機能拠点整備型で整備可能かを検討していたが、そのような役割を担う突出した事業所が見つからなかったため、面的整備型で必要な機能を担っていく方針に切り替えることとなった。

面的整備類型の拠点等を整備するにあたり、厚生労働省が示すマニュアル等には「基幹相談支援センター」という用語が頻繁に現れることから、まずは基幹相談支援センターを設置し、同センターを中心に必要な機能を整備していく方向で進めていった（平成 30 年 3 月）。

基幹相談支援センターについては、ある民間の事業所に委託し、圏域の障害者支援の中核的な拠点として位置づけた。現在、当該事業所が基幹相談支援センターとしての役割を担っており、同圏域における拠点等の整備に至った。

【三木町（香川県）】の事例

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）について、第 5 期障害福祉計画期間中にその整備を進めることが、国から示された。これを受けて、拠点等とは何かを考えたとき、拠点等があることで本町の住民が安心して生活できることであり、そのためにはサポートの場が身近な地域にあることが必要と考えた。

本町は高松圏域に位置し、(障害者総合支援法による)協議会は高松圏域として設置しているが、同圏域に占める本町の面積や人口の割合は小さいことから、圏域単位ではなく、本町単独で拠点等を整備した方が本町の住民にとってより身近な場になると考えた。

本町では、これまでも緊急時に時間外で対応する事案が度々あったことから、緊急時の受け入れ・対応について課題があった。

この地域には就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、施設入所支援、居宅介護、相談支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、移動支援などのサービスを行っている社会福祉法人（朝日園）が存在する。同法人は、障害者支援施設（1 か所）、障害福祉サービス事業所（2 か所）、障害者生活支援センター（1 か所）、地域活動支援センター（1 か所）、ホームヘルプ（1 か所）、福祉ホーム（2 か所）といった目的に合わせた 8 つの施設を運営している。

当該法人ならば既存の施設（最大定員数 40 名、身体障害者が大半）を用いることで拠点等に求められる 5 つの機能を全て備えていくことができると判断し、そこに委託するすることにした。

＜拠点等の整備・運営における今後の課題・方針＞

【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】の事例

北網圏域における地域課題としては、特に「緊急時の受入先としての短期入所」について、早急に整備が必要と考えている。そのため、先行して圏域内に「基幹相談支援センター」を設置し、同センターを活用する予定。なお、基幹相談支援センターの設置にあたっては、地域相談、委託相談の事業所を活用予定。これには相談等に対応する職員の人材確保が課題であり、設置主体となる自治体への財政的な支援策（制度等）が必要と考える。

また、「緊急時の受け入れ・対応」においては、空床確保が前提となるが、そのためには、事業者への財政的な裏付けが必要となる。具体的な緊急対応のニーズは把握していないが、少なくとも 2～3 の空床は必要と考える。緊急時や体験利用のための、グループホームの空床確保について、自治体が指定する「空床」に対する報酬等があると、確保が容易になると考える。

【竜王町（滋賀県）】の事例

本町では、東近江圏域の障害福祉サービス事業所と拠点等の整備に関する話し合いの場を設けることができていない。県を含め、行政としての事業所の巻き込み方が今後の課題であると認識している。

【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】の事例

事業所からは、利用者の親が緊急入院したケース、利用者本人が自殺を図ったケースなど、様々な対応をしてきた経験から、「拠点等を整備した場合、現在の状況と何が変わるのか」といった声がよく挙がってくる。

現行の仕組みで利用者への支援が十分であることを検討するためには、事業所における対応事例を振り返ることや事業所間で課題を共有するなど、個別事例の積み重ねから地域の課題を検討する必要がある。しかし、その取組が途上にあり、行政としても現段階では課題を整理することに難しさを感じている。

【筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市（福岡県筑紫圏域）】の事例

筑紫圏域では、5 市で筑紫自治振興組合を設立し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号及び第 9 号に規定する事業を行うため、法第 5 条第 25 項に規定する施設として、筑紫地区地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置運営している。

拠点の役割を含めたセンターの更なる機能強化に関しては、5 市の予算や人員の確保が課題となっており、拠点としての役割は担えていない現状である。したがって、現時点において、拠点として求められる 5 つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）については、面的整備を図れていない状況であり、今後センターの活用も含めて検討を深めていく予定である。

筑紫圏域では現在のところ、基幹相談支援センターを運営していく中で、まずは「相談」機能を強化することとし、同センターにより「緊急時の受け入れ・対応」機能に関するニーズを把握・検証し、予算・人員体制・社会資源（受入先の施設）とのバランスを勘案したうえで、必要な機能の備え方を検討していく予定。

【大宜味村（沖縄県）】の事例

緊急時の受け入れについて、村内の一部福祉事業所に令和 2 年度から対応できないかと調整したところ、緊急時の受け入れについては令和 2 年度から対応可能との回答を得た。しかし、福祉事業所も事前に緊急時の受け入れする方の情報があれば受け入れやすく、本村役場に対して事前に対象者等を把握できないかと相談があった。今後、相談支援事業所が抱えている対象者、社会福祉協議会や地域住民の情報を元に対象者をリストアップし事前登録制度とするか調整が必要である。

緊急時の受け入れをした方を自宅に帰した場合の支援について（地域移行支援）、今後整備が必要である。以前、本村の社会福祉協議会がホームヘルパー派遣を行っていたが、人材不足により派遣が出来なくなり、障害者・高齢者のケアが出来ないおそれがあった。そのため、高齢者の介護メインではあるが、県の事業を活用しヘルパー育成を令和元年度行っており、ヘルパーの人材が確保でき次第、大宜味村自立支援協議会相談部会等で整備するか、検討・協議を行う予定。

【安城市（愛知県）】の事例

「体験の機会・場」について、これは国が現在示しているものはグループホームやサテライト型住居を想定した制度設計とは異なる形態となっているが、本市では、生活介護事業所の職員寮の一室を利用しており、少し特殊なケースとなっている。

昨年 10 月から開始した「体験の機会・場」について、利用者、支援者双方のニーズとして、体験部屋利用時に居宅介護の利用が出来ればよいが、体験部屋については、利用者の自宅ではないため活用できない状況である。そのため利用時における支援体制の構築が課題である。

【海南市・紀美野町（和歌山県海南海草圏域）】の事例

「体験の機会・場」については、現在未着手の状況である。その理由としては、圏域内のグループホーム（全部で 6 法人、定員合計は約 80 人。）が現在、全て満床であるためである。

障害福祉計画の見直しは、圏域の協議会で年 1 回実施している。拠点等は平成 30 年度に整備したばかりなので、拠点等の整備状況に関する見直しは現在のところ行っておらず、市町担当者と

基幹相談支援センター等で緊急時受入事業所の拡充や拠点事業所の指定等について協議を実施している。

現在のところ、障害福祉計画並びに拠点等の整備に際して、圏域外の市町村を追加することや、他の圏域に加わることは想定していない。医療的ケア児の支援など、今後の障害福祉サービスの動向によっては、部分的に他の圏域と合同で対応することはあり得る。

【三木町（香川県）】の事例

拠点等としての対応事例がまだ少なく（緊急時の受入・対応が４件）、今は何とか対応できているが、３年後、５年後、１０年後を見据えたときに何が起きるか分からないという不安もある。入所者にも住み慣れた地域で生活していけるという思いを持てるように、法人（社会福祉法人朝日園）内で拠点等に関わる人材が増やすこと。将来的には、同法人の職員約８０名全員が拠点等に関わることを目標にする。また、拠点等についての理解や普及啓発を行い、多くの人が研修等にも参加できるような体制づくり（拠点等に関わる人材の育成）を進めていく予定。

拠点等に関わる人材を増やすには、夜間・休日や災害時に対応したスタッフにインセンティブを与える仕組みが望ましい。

（３）拠点等の整備において各市町村が抱える課題の整理

本節では、調査結果を分析し、拠点等の整備において各市町村が抱える課題を整理する。

課題１：令和３年３月末日時点で８割強の市町村が整備予定であるものの、残り２割弱が具体的な整備予定力所数を示せない状況にある。

拠点等の整備状況を「令和元年10月1日」「令和２年３月末日」「令和３年３月末日」の３つの時点で比較すると、令和元年10月末日時点で整備済みの市町村は全体の20.4%であるのに対し、令和２年３月末日時点では38.4%（「１カ所」が37.6%、「２カ所以上」が0.8%）で18.0pt増加、令和３年３月末日時点で82.9%（「１カ所」が81.4%、「２カ所以上」が1.5%）で前年度より44.5pt増加となっており、各市町村が拠点等の整備に向けて具体的な検討を行っている、或いは、検討を予定しているものと推察される。

一方、令和３年３月末日時点で「０カ所」の市町村は全体の17.1%を占めている。人口規模別に見ると「人口規模1万人未満」が43.2%で最も多く、次いで「人口1万人以上2万人未満」が22.3%、「人口5万人以上10万人未満」が11.4%の順で多かった。

次に、これらの人口規模の市町村について特段必要と考えていない機能をみると、いずれの人口規模の市町村においても「何らかの機能が必要と考えている」の割合が最も多く、「人口1万人以上2万人未満」が94.1%で最も多く、次いで「人口5万人以上10万人未満の市町村」が91.0%、「人口1万人未満」が85.1%の順で多かった。

さらに、これらの市町村の自由回答をみると、「今後設置予定の協議会において必要となる機能などの整理を行ったうえで整備の方針を決定予定であるため、現時点では未定。」や「圏域での設置を目指しているが、協議の場が成立していないため、単独設置の方向性を検討中」などの理由が挙げられており、本調査の実施時点では具体的な整備予定の力所数を示せない状況にある。

課題２：地域の課題を共有する場として『自立支援協議会』がうまく機能しないと、拠点等の整備を検討するにあたって行政主導では事業所との調整が難しいことがある。

【備前市・和気町（岡山県東備圏域）】のヒアリング結果によると、各事業所は自事業所の利用者に対する支援は責任を持って実施しており、法人や事業所で自己完結的なところが多かったため、地域課題に主体的に関わってもらうことが難しく、それ故に拠点等を整備する必要性を共有することが難しかったとのことであった。

行政主導では整理が難しいケースもあり、自立支援協議会において地域の課題として官民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要である。

課題３：基幹相談支援センターを新たに設置するには相談等に対応する職員の人材確保が必要である。

【網走市・大空町・斜里町・小清水町・清里町（北海道北網圏域）】のヒアリング結果によると、地域の課題として特に「緊急時の受入先としての短期入所」を早急に整備する必要であることから、先行して圏域内に「基幹相談支援センター」を設置し、同センター（地域相談、委託相談の事業所）を活用する予定であるが、相談等に対応する職員の人材確保が課題である。

課題4：緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能なケースを受入先となる拠点等が認識できない場合がある。

「緊急時の受け入れ・対応」を備えるのが困難である理由についてアンケートデータをみると、「緊急時の定義があいまいの中、どのような状況が緊急にあたるのかわからない」といった意見があった。また、「緊急時の受け入れ・対応」においては受入先となるグループホーム等での空床確保が前提となるが、これは事業者側のコスト負担になることから、自治体が指定する「空床」に対する報酬等があると空床確保が容易になるのではないかといった意見も得られた。

一方、【三木町（香川県）】では、「緊急時の受入・対応」⇒「体験の機会・場」、「相談支援」⇒「障害福祉サービス」へと繋ぐことができたの支援の事例があり、これらのケースの中には、緊急短期入所受入加算（空床の確保や緊急時の受入れを行った場合）や定員超過特例加算が算定可能であったが、受け入れ先の拠点等には当時その認識がなく、利用者が使用する布団や着替え等は、本町からの委託費で賄ったとのことであった。

このように、現行の障害福祉サービス等報酬上の評価が既に存在していても、受入先となる拠点等が認識できていないケースがみられた。

課題5：医療的ケアを必要とする者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重症化した者への対応を行うための「専門的人材の確保・養成」は、市町村単体で困難。

「専門的人材の確保・養成」を必要と考えている市町村（令和元年10月1日時点で整備済み）の充足度についてアンケートデータをみると、「やや不十分」又は「不十分」は71.3%を占めていた。一方、令和元年10月1日時点で未整備の市町村が「専門的人材の確保・養成」を備えるのが困難である理由についてアンケートデータをみると、「人材育成は市町村単体では困難。県所管が望ましい。」や「基幹相談支援センターや自立支援協議会（部会）において、地域の福祉人材のスキルアップの取り組みを積極的に実施しているため。」といった理由が挙げられた。

このように、専門的人材の確保・養成は必要であるが、拠点の機能として整備する必要性があるならば、市町村単位や圏域単位ではなく、県所管で基幹相談支援センターがその役割を担うといったやり方も考えられる。

（４）拠点等を整備した後の運営の在り方について

『拠点等があることで各市町村の住民が安心して生活できること』こそが拠点等の在り方であり、そのためにはサポートの場が身近な地域にあることが望ましい。

また、地域の事業者が対応してきた様々な経験を地域の課題として共有し、対応する仕組みを構築するきっかけとなる場として『自立支援協議会』をうまく機能させる必要があり、官民が共通認識をもった上で問題提起がなされることが必要である。